

平成18年9月決算特別委員会目次

第1日(9月4日開会)

1. 議事日程.....	1
2. 出席議員.....	1
3. 欠席議員.....	1
4. 出席説明員.....	1
5. 出席事務局職員.....	2
開 会.....	3
散 会.....	16

第2日(9月20日再開)

1. 議事日程.....	17
2. 出席議員.....	17
3. 欠席議員.....	17
4. 出席説明員.....	17
5. 出席事務局職員.....	18
再 開.....	19
散 会.....	85

第3日(9月21日再開)

1. 議事日程.....	87
2. 出席議員.....	87
3. 欠席議員.....	87
4. 出席説明員.....	87
5. 出席事務局職員.....	88
再 開.....	89
閉 会.....	128

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成18年9月4日

午前 11 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	不老光幸	議員	"	渡邊美穂	議員
"	大田勝義	議員	"	安部啓治	議員
"	山路一恵	議員	"	小柳道枝	議員
"	清水章一	議員	"	佐伯修	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直

地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田譲
上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
政策推進課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	人権・同和政策課長 兼人権センター所長	津田秀司
すこやか長寿課長	木村和美	国保年金課長	木村裕子
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	花田敏浩		

開会 午前11時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

今日は、認定第1号から認定第9号までについて、各所管部長からの説明にとどめたいと思います。

~~~~~

日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） それでは、日程第1、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 平成17年度の一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

当該年度は、災害復旧の最終年度で、その復旧費及び扶助費、公債費の伸びがあったにもかかわらず、平成16年度の三位一体改革の地方交付税が12%カットされるという大ショックがございまして、その影響が残り、財政調整基金の取り崩しなど歳入不足を補てんするといった厳しい財政状況でございました。しかし、経営の効率化や入札減の確保に努めまして、黒字化することができました。この黒字化につきましては、今日はこの決算書と事務報告書を使いますので、出しておいていただきたいと思えます。

決算書の32ページをめくっていただきたいと思えます。32ページには、実質収支に関する調書というのがありまして、ここに歳入歳出あるいは決算が出ております。

項目の3番目、歳入歳出差引額というのが9億7,500万円ほど出ております。これが黒字決算と先ほど言いました金額でございまして。この中には、4で示しますように、翌年度への繰り越すべき財源、繰越明許費が約2億7,900万円、それから事故繰越し繰越額が約4,900万円、合計しますと3億2,800万円ほどございまして、平成18年度に繰り越して現在使用をしております。それを差し引きますと、実質収支額というのがございまして、これは市長からも先ほど説明がありましたように、6億4,600万円ほどの実質の収支額となりまして、これが現実的な黒字の金額というふうに思っております。これも皆さんのいろいろなご協力のたまものというふうに感謝申し上げます。しかしながら、この金額から4億6,500万円については、もう平成18年度予算に組み込んでおりまして、残り財源はそう多くは残っていないというのが状況でございまして。

それでは、今からは歳入の主な項目について説明を申し上げます。

委員長（武藤哲志委員） 総務部長、事務報告書の2ページ。

まず、普通会計決算の部分がありますが、この数字と今総務部長が説明された数字に、この内容的にどんな状況の差があるのか。まず、歳入部分について218億7,900万円というのがこちらでは218億4,200万円になっておる。歳出がこの部分では、209億300万円がこういう数字の違いがあって、この部分が全部違うわけですが、その収支の関係、一番最後の実質収支はという形では、決算書32ページが6億4,667万2,000円に対して、事務報告書2ページでは6億

3,422万1,000円とこういうふうになっている。だから、こちらの内容とここの内容については、後で説明いただきますように。

総務部長（平島鉄信） じゃ、今もう説明しておきます。

事務報告書の2ページは、一番上に普通会計決算というふうにあります。今委員長さんがおっしゃっていますもう一つの分は、太宰府市の一般会計の決算でございまして、普通会計には住宅改修資金とか普通どこの団体もが入るような会計も入れた形で決算をいたしますので、合併した形で会計を処理するのがこの普通会計ということでございます。なぜ普通会計をするかといいますと、いろんな公共団体には分け方がございまして、全国的に比較する場合に、同じような数字をもって比較をしようという形がございまして、普通会計という決算の仕方があるということでございます。それによりまして、いろんな性質別の部分がございますので、事務報告書ではこの普通会計で皆さんにあらわした数字を示しております。その関係が若干違うということでございます。そういうことを含めながら、お聞きになっていただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 1,000万円の差があるということなんですね。

総務部長（平島鉄信） そうですね。ほかの特別会計を含みますので、あるということでございます。

それじゃ、決算書の35ページをめくっていただきたいと思います。市税の方でございまして、市税の決算額は収入欄で見えますと、右側の35ページの真ん中辺に収入済額というのがありますが、これが収入をされた金額というふうに見ていただきたいと思います。71億3,206万4,000円、説明の関係で1,000円単位で説明してまいりますが、そういう形になっております。前年度と比べますと1億3,352万7,000円、1.9%の増収となっております。

この理由につきましては、事務報告書の4ページをめくっていただきたいと思います。4ページの上の表の市税決算というのがございますけども、この中には法人市民税、市たばこ税については減収しておりますけども、配偶者特別控除の廃止などがございまして、個人市民税については一番右で言いますと、3.3%ほど伸びております。先ほど言いましたように、これは配偶者の特別控除が廃止されまして、税金が少し高くなったということでございます。

それから、3番目の固定資産税でございまして、これは負担調整率というのがございまして、毎年、年々、一度に上げることができませんので、3年間にわたって上げていくというような制度になってはいますが、そういうふうな形で上がる分と、あるいは区画整理事業内ではやはり建物の新築が多くなっておりまして、そういうことから固定資産税が増額となっております。伸び率が約1.6%という形となっております。

それから次に、決算書の41ページ、地方交付税というのがございます。これについては、35億1,281万4,000円で決算をいたしております。先ほど言いましたように、平成16年度で12%減額をされながら、さらに前年度に比較して1億1,150万円、約3.1%の減少というふうになっております。この内訳については、普通交付税が6,549万7,000円、2.1%の減の30億8,070万

6,000円、特別交付税については4,600万3,000円、9.6%の減という形で、平成17年度は非常に災害が多ございましたので、そちらの方に全国的に配分されたという形になっておりまして、合計で4億3,210万8,000円の特別交付税という形になっております。また、地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の振りかえとして発行いたします臨時財政対策債の借り入れ額は、7億2,430万円という形で、後で出てまいります。交付税で減った分については、そういうふうな起債で賄うという形で、今回予算をつくっております。

それから次に、決算書の53ページ、国庫支出金でございます。国庫支出金については、平成17年度は災害復旧関連の負担金、補助金の減によりまして、前年度より約3億5,898万円の減となっております。決算額は26億1,406万5,000円の決算といたしております。

次に、77ページ、繰入金でございます。平成17年度は、繰上償還のために減債基金を3億400万円、財源不足の補てんといたしまして財政調整資金3億2,143万2,000円など、総額で13億1,547万6,000円の基金の取り崩しを行っております。

その内訳については、事務報告書の10ページを見ていただきたいと思います。平成17年度末の基金全体の残高は、一番下でございますけれども、前年度より12億7,393万円減少いたしまして、21億1,463万1,000円、これはもうすべて特別の基金を入れての金額でございますが、その金額となっております。

なお、普通の貯金と言われております財政調整基金は、6億6,100万円という形までただいま減少をいたしております。

それから、決算書の81ページをめぐっていただきたいと思います。市債についてでございますけれども、福岡地区水道企業団出資金、地域活性化複合施設整備事業、佐野土地区画整理事業、災害復旧事業債などが前年度より大幅に減少いたしております。23億4,510万円の減の26億80万円の借り入れとなっております。借り入れが約26億円で、現在公債費が30億円をちょっと超えておりますので、こういう状況でいけばかなり財政状況が好転するのではないかとというふうに考えて、借り入れ額をかなり抑え込んでおるところでございます。主な内訳については、81ページからの備考欄になりますけれども、土木事業債が約9億円、史跡地公有化事業債が7億円、災害復旧事業債が1億3,300万円、先ほど言いましたように臨時財政対策債が7億2,430万円などとなっております。

なお、現在の市債の現在高の状況ですが、事務報告書の10ページを見ていただきたいと思います。下の表の中に平成17年度末の市債の残高が約247億円という形で載っておりますけれども、前年度より4億3,900万円ほど減少いたしております。この減少の主な原因については、減債基金を取り崩しまして、繰上償還をして今後の負担を少なくしようという形で、平成17年にいたしたところでございます。

以上が歳入でございます。次に歳出についての概要説明をいたします。

88ページをめぐっていただきたいと思います。総務費でございますけれども、総務費では市史編さん事業及び固定資産の評価がえに伴う土地の鑑定評価の委託料の減少によりまして、前年

度より約5,100万円減の支出済みで、23億6,097万9,000円の決算となりました。

それから、3款の132ページに行きます。民生費でございますけども、障害者の支援費、医療扶助費、児童手当の扶助費、介護保険事業の特別会計への繰出金の増加などによりまして約6,600万円の増、43億6,548万1,000円という形になりました。

なお、特別会計の繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ3億4,377万円、介護保険事業特別会計へは4億9,885万4,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計へ9万7,000円の繰り出しを行っております。今後も扶助費については、毎年伸びの傾向にあるというふうに考えております。

次に、170ページ、ここは衛生費でございます。衛生費は大野城太宰府環境施設組合の負担金及び福岡地区水道企業団出資金の減少によりまして、前年度より約3億1,160万円の減少というふうになっております。

それから、190ページ、6款の農林水産業費につきましては、農業用排水路の整備工事などが新たに発生いたしまして、約3,424万円増の1億720万9,000円となっております。

それから、204ページに参ります。土木費でございますが、土木費については37億6,871万3,000円の決算となっております。主な事業といたしましては、地区道路整備事業、それから散策路整備事業、それから佐野土地区画整理事業、街路公園整備事業、通古賀地区都市再生整備事業などを実施いたしております。この金額となっております。なお、平成17年度は散策路整備事業費、佐野土地区画整理事業のかなりの事業費が減少いたしまして、決算額は昨年度よりも9,318万2,000円ほど減少をいたしておるところでございます。

それから、234ページに参ります。教育費でございますけども、教育費では太宰府東小学校のプール改修工事や生涯学習施設の用地購入などによりまして、決算額は9,645万円増加をいたしまして、28億1,499万2,000円となっております。

それから、284ページでございます。11款の災害復旧費でございますけども、災害復旧費もほぼ3年間で終わるといふことによりまして、終息に向かいました。約4億7,800万円の減少、前年度に比しまして減少いたしております。6億9,022万1,000円の決算となりました。ほぼ平成17年度で終わるといふ形に進んでおります。

最後に、288ページです。公債費でございます。決算額は、34億1,085万円でございます。前年度より10億3,245万円減少いたしておりますけども、この中には昨年度借換債というのを発行いたしまして、これが13億370万円含まれておりましたので、実質は3億円程度の増加というふうになっております。この増加の主な理由については、地域総合整備資金の繰上償還を行ったということでございます。今後は、臨時財政対策債の増発や災害復旧事業債の発行などによりまして、公債費が増加するということを見込んでおります。その動向に留意しながら、計画的な市債の活用を図っていくとふうに考えております。

次に、この歳出予算を性質別に見てまいりたいと思います。

事務報告書の8ページをめくっていただきたいと思います。その上に性質別歳出決算とい

う表がございます。義務的経費のうち人件費につきましては、平成17年度は国勢調査、衆議院議員選挙等の事業がございまして、時間外手当の増がございましたし、建設業の事業については事業費の支弁人件費がございまして、そこに臨時的な経費で上げておりましたけども、そういうのが減少しまして、約1.0%増加いたしております。扶助費については、支援費あるいは児童手当、生活保護費の増加などによりまして4.0%の増、公債費については先ほど説明いたしましたように、11.8%増加しております。義務的経費の総額では、5.6%増の93億4,210万6,000円の決算となっております。

一方、投資的経費でございますけども、普通建設事業費で区画整理事業や地域活性化複合施設の整備の減少あるいは災害復旧事業の終息によりまして、7億1,457万8,000円、約14.3%と大幅に減少をいたしております。

その他の経費では、国保会計の繰出金など特別会計への繰出金は増加いたしておりますけども、下水道事業会計補助金などの減によりまして、9.6%の減少というふうになりました。

以上で性質別歳出決算の説明を終わらせていただきますが、最後に本市の財政状況について説明をいたしたいと思います。

事務報告書の9ページのグラフを見ていただきますと、財政構造の弾力性を示す指標の一つであります経常収支比率というのがございますけども、これが98.6%でございまして、前年度から0.1%回復をいたしましたけども、依然高い水準にあります。この経常収支の悪化の要因といたしましては、この比率の分母であります市税や普通交付税が三位一体の改革でカットされるなど、経常の一般財源の収入が低迷しているということでございます。この低迷に合わせて、人件費や公債費、扶助費あるいは施設の維持経費など収入に見合った経費に抑えなければならぬというふうな形になりますけども、まだ十分にこれが抑え切れていないということが挙げられるというふうに思います。今後については、これらの経費をかなり抑えるという努力は、必要だろうというふうに考えております。

次に、事務報告書の10ページを見ていただきますと、公債費の状況がそこがございます。公債費比率が18.4%、公債費負担比率が19.2%、起債制限比率が11.8%というふうになっておりまして、少し上昇いたしております。ここ数年、市債の借りかえ、繰上償還など公債費の軽減対策を行ってきたことから改善傾向にございましたけども、佐野土地区画整理事業、散策路整備事業、地域活性化複合施設の建設の事業、災害復旧事業などの市債の増加に加えまして、臨時財政対策債の大量発行により償還が始まった関係で上昇したものでございます。今後も減税の補てん債の償還開始がさらに加わりますので、公債費は増加していくというふうに考えております。

また、現在市債の発行については、平成18年4月から今まで起債については県の許可というふうになっておりましたけども、多少自由化されまして、県の同意というふうになりました。そのために、今回より新たに定められました実質公債費比率という形で今後見ていこうというふうに考えているようでございます。これはどういうことかといいますと、会社で言いますと

子会社も含めた連結決算というのがございますが、そういう形を公共団体にも持ち込もうということで、一般会計、普通会計を限らず、一部事務組合の借金あるいは企業会計の借金も含めた公債費の比率で今後は見ていこうと。要するに、実質の借金はどれだけあるのかという形で見ていこうというふうになったようでございます。この比率が18%を上回りますと、今までのように4月から同意になったものが、同意ではなくて許可という形で今後とも引き続きなっていくというふうになっております。当市では、14.1%ということでございまして、この18%にはまだまだ余裕があるところでございます。先ほどの新聞では、県下では2団体がこれを上回るという形で発表されております。なお、このごろ新聞等で夕張市のように、隠れた借金が明るみに出てまいっておりますけれども、当市はここに記載しております数字以上に明瞭な会計をしております、不明瞭なこういう借金はないというふうに断言してよろしいと思っております。

このように昨今の社会、経済環境の変化や今後予想される財政事情の増大からも、今後も厳しい財政運営は強いられると思っておりますけれども、多様化する市民ニーズにこたえ、総合計画に掲げる各種の施策、事業を着実に実施するためには、内部経費の削減、事務事業の見直しを徹底的に行いまして、健全な財政体質を確立していくというふうに考えております。

以上、一般会計の歳入歳出の決算について概要を説明いたしましたけれども、詳細につきましては配付させていただいております決算書並びに事務報告書、監査意見書等を参考にいただければ幸いですというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

~~~~~

日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第2、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） それでは、平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書につきましては、293ページからでございます。

歳入決算額につきまして、295ページをお開き願いたいと思います。歳入総額、右から4番目の表でございます。収入済額で54億2,497万9,350円、次に299ページの方に歳出総額54億2,084万2,184円、歳入歳出差し引きで413万7,166円となっております。

なお、前年度の実質収支額と基金繰入金を差し引き、黒字要素であります基金積立金を加算した実質単年度収支では、1億1,370万6,383円の赤字となっております。

次に、歳入の主なものにつきまして、302ページをお願いしたいと思います。まず、1款の国民健康保険税につきまして、決算17億6,141万1,686円ございまして、前年度比2,461万

3,361円、約1.4%の増加となっております。

次に、2款の国庫支出金では、平成17年度からその一部が県支出金に移行しまして、負担率が減少したことから、15億5,214万8,684円となりまして、対前年度比約1.6%、2,524万3,085円の減額となっております。

次に、304ページ、3款の療養給付費交付金でございますが、決算額13億3,348万9,399円で、これは退職被保険者の増加に伴い、約13.6%、1億5,960万7,353円の増額となっております。

次に、4款県支出金では、国庫支出金の一部移行によりまして、2款2項2目県財政調整交付金が1億6,055万円交付されております。

次に、308ページをお願いしたいと思います。7款2項の基金繰入金でございます。収入の不足を補うため1億円を取り崩しいたしまして、繰り入れを行っております。これによりまして、基金残高につきましては、8,448万6,719円となっております。

次に、歳出につきましてでございますが、314ページの2款保険給付費につきまして、決算額36億5,967万2,828円で、対前年度比約9.4%、3億1,539万4,482円の増額で、大幅に増加いたしております。

次に、318ページの3款でございます。老人保健拠出金でございますが、12億2,309万4,778円で、対前年度比約0.6%、685万6,542円の増加となっております。

次に、4款の介護納付金につきましては、介護給付費の伸びに伴いまして、3億2,231万3,600円ということで、これも対前年度比約17.8%、4,864万435円の大幅な増ということでございます。

国保の状況につきましては、被保険者数を見ますと、年度平均総数につきましては2万2,151人で、前年度より約2.1%、457名の増加となっております。そのうち老人保健対象者は192人減の5,679人でございます。

平成17年度の収支は、かろうじて黒字ではありますが、繰越金や基金繰入金を除いた単年度収支は、5年連続の赤字ということで、その額も年々拡大しております。このように、国保財政は依然として厳しく、被保険者の増加と高齢化による医療費の増加に財源となる収入が追いつかない状況が続いております。今後とも被保険者への健康教育や保健事業の推進によりまして、医療費の適正化を図るとともに、収入の確保に努めながら国保財政の安定化に努力したいというふうに考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第3、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

同じく、健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 次に、平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書は327ページからとなっております。

まず、歳入の決算額につきましては、329ページ、歳入総額57億7,316万6,180円で、331ページの歳出総額につきましては、57億9,817万6,108円ということで、歳入歳出差し引きは2,500万9,928円の赤字決算となっております。これにつきましては、国及び県の支出金の年度内交付額が基準より少なかったためということで、この不足額については翌年度に追加交付が行われるということから、平成18年度からの繰上充用で対応をいたしております。

次に、歳入の主なものにつきましては、334ページ、1款でございます。支払基金交付金が負担割合の減少によりまして、34億3,136万9,701円でございます。対前年度比約7.9%、2億9,454万9,395円の減。

次に、2款の国庫支出金と3款県支出金につきましては、負担割合の増加によりまして国庫支出金が対前年度比約10.3%、1億4,261万9,866円の増、県支出金におきましては約4.9%、1,689万1,544円の増となっております。県支出金の増加が少ないものにつきましては、基準額の88%の交付にとどまったというものでございます。

次に、4款の一般会計繰入金も同様に、約7.7%、3,000万2,000円増加いたしております。

次に、歳出につきましては、338ページ、2款の医療諸費でございます。57億2,835万2,497円で、対前年度比約0.6%、3,419万2,020円の減となっております。

医療受給者数の年間平均につきましては6,610人で、前年度に比較しますと289人、4.2%の減となっております。また、1人当たりの年間医療費支給額につきましては、86万3,292円となっております。前年度から3万1,236円、3.8%の増加を見ております。今後とも制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の向上に向けた啓発や保健事業などを推進いたしまして、老人保健財政の安定化を図るために引き続き努力してまいりたいと考えております。よろしくご審議いただきますよう、認定賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第4、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書につきましては、343ページからでございます。

決算書の345ページの歳入総額31億4,583万9,405円に対しまして、347ページの歳出総額につ

きましては30億8,599万3,463円で、歳入歳出差し引き5,984万5,942円となっております。

介護保険制度の場合、サービスにかかった費用の1割は自己負担、あとの9割分のうち50%は40歳からの保険料、残りの50%につきましては国、県、市の財源で負担しておることになっております。

歳入の主なものからご説明申し上げますと、351ページ、1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、5億6,689万1,347円の収入がございまして、前年度と比較いたしまして1,937万円ほどの増収となっております。また、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料につきましては、それぞれの健康保険料と一緒に徴収いたしまして、同ページの3款1項1目の介護給付費交付金9億2,861万5,000円受け入れを行っております。残り50%の公費分のうち国負担分の20%分といたしまして、2款1項1目の介護保険費負担金6億1,169万3,000円、県負担の12.5%分といたしまして、352ページの4款1項1目の介護給付費負担金3億6,569万8,000円、市負担分の12.5%分として6款1項1目の介護給付費繰入金3億6,178万5,077円となっております。

なお、国、県支払基金からの歳入につきましては、年間の介護給付費確定時期の関係から翌年度精算となっております。

平成17年度は、当初事業計画によりまして保険給付費が伸びたことにより、65歳以上の介護保険料負担金の財源不足が懸念されまして、354ページの9款1項1目の財政安定化基金借入金2,400万円を県より借り入れいたしまして、歳入の調整を行っております。

次に、歳出の主なものにつきましては、358ページの1款3項1目の介護認定審査費1,969万8,095円、360ページの2目介護認定調査費2,938万7,098円となっております。

362ページの2款保険給付費についてでございますが、28億9,428万616円で、歳出総額の約93.8%を占めております。

1項の介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5まで認定された被保険者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅サービスや施設サービスを利用した場合に保険者が負担する9割相当分でございます。27億708万8,620円となっております。

また、364ページの2項支援サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者が在宅サービスを利用した場合に保険者が負担する分で、1億2,363万5,719円となっております。

次に、366ページの2款4項高額介護サービス等費につきましては、介護サービスを利用して支払われた自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻しをする制度でございます。2,841万5,037円の支出をいたしております。

2款5項の特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の人の施設利用が困難とならないよう所得に応じた自己負担額を設定し、残りの基準額との差額を納付する制度でございます。3,171万6,120円の支出をいたしております。

また、368ページの3款1項といたしまして、一般会計からの繰り入れを回避し、介護保険財政の安定化を図る目的で、保険給付費の約0.1%相当分として財政安定化基金拠出金283万

8,000円を県に支出いたしております。

次に、4款1項公債費につきましては、介護給付費の伸びによりまして平成13年度、平成14年度に県から借入れを行いました償還金といたしまして、1,608万2,444円を支出いたしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後とも介護保険事業の適正化に取り組みまして、健全な財政運営を目指して努力してまいりたいと考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定
について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第5、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（永田克人） 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書については、401ページからとなっております。

まず、決算書403ページの歳入総額8,380万3,935円に対しまして、決算書405ページの歳出総額につきましては同額でございます。歳入歳出差し引き額については、0となっております。

筑紫地区介護認定審査会事業につきましては、筑紫地区での共同設置となっております、4市1町の負担金で運営しております。

歳入の主なものにつきましては、408ページ、1款1項1目の認定審査会共同設置負担金といたしまして、4市1町より8,124万8,935円の収入をいたしております。

また、同ページの4款1項1目介護保険事業費補助金252万円につきましては、国庫補助金として受け入れておりまして、介護保険制度改正に伴うものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、410ページの1款1項1目の一般管理費につきまして4,384万7,935円となっております、この主な内容といたしましては、事務局職員の人件費及び介護認定システムに係る経費でございます。

同ページの1款2項1目の認定審査会費は3,995万6,000円となっております。内容につきましては、認定審査委員の報酬並びに費用弁償でございます。

以上で歳入歳出の主な項目についてご説明を終わりますが、この筑紫地区介護認定審査会は、平成17年度と平成18年度の2か年につきまして本市が担当市ということでございます。今後も筑紫地区の認定審査事業の効率かつ適正な運営を目指しまして、努力してまいりたいというふうに考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

日程第 6 認定第 6 号 平成 17 年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第 6、認定第 6 号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について」説明を求めます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 認定第 6 号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

決算書373ページから387ページをご参照願います。

平成17年度の歳入歳出決算につきましては、歳入が3,654万5,801円、歳出が3,635万584円となっておりまして、差し引き19万5,217円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で62.3%、歳出で64.5%といずれも増額となっております。決算額が増額になりましたのは、日本郵政公社の要請により、住宅新築資金等貸付金に係る簡易生命保険資金の一部1,674万414円を繰上償還したことが主な理由であります。

今後の滞納解消に向けた取り組みといたしましては、昨今の景気の動向を反映して依然として厳しい社会状況の中にあつて、特に滞納者の方々も経済的に厳しい状況にありますが、総務部特別収納課と連携して、滞納者への戸別訪問、夜間徴収等により個別対応を行い、滞納解消に努めてまいりたいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

~~~~~

日程第 7 認定第 7 号 平成 17 年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定
について

委員長（武藤哲志委員） それでは次に、日程第 7、認定第 7 号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算書のページで申しますと、389ページから399ページまででございます。

内容につきましては、高雄公園整備事業の推進のためでございます。約 2 haの用地を 4 年間、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年で一般会計が購入するということでございます。

今回の公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ決算額8,025万4,395円でございます。その部分を一般会計から繰り入れまして、歳出分償還という内容でございます。今回の認定内容についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

日程第 8 認定第 8 号 平成 17 年度太宰府市水道事業会計決算認定について  
委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第 8、認定第 8 号「平成 17 年度太宰府市水道事業会計決算  
認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 平成 17 年度太宰府市水道事業会計決算について補足説明をさせてい  
ただきます。

決算書 1 ページをお開き願いたいと思います。

まず、営業面でございますが、当年度の年間総給水量につきましては、前年度と比較いたし  
まして 2.6% 増の 474 万 6,495<sup>m</sup>、年間有収水量につきましては、1.9% 増の 453 万 3,999<sup>m</sup>となっ  
ております。有収率につきましては 95.5% でございますが、1 日最大給水量につきましては、  
12 月 31 日の 1 万 5,336<sup>m</sup>を記録いたしております。年度末給水人口につきましては 5 万 2,057 人  
で、普及率につきましては 77.7% となっております。これら業務量の前年度比較表を 6 ページ  
に載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、建設改良につきましては、配水設備において配水管布設工事 13 件、下水道工事等に伴  
う配水管布設替工事 4 件、ほか三条台配水池改良工事等 7 件を施工いたしました。建設工事の  
概況につきましては 4 ページ、それから 5 ページに掲載をいたしております。

次に、経理面でございますが、当年度の収益的収支におきましては、収入総額は 11 億  
2,304 万 9,583 円で、前年度と比較して給水収益の増及び新落合浄水場用地の一般会計への売却  
によります特別収益の発生により、1 億 1,135 万 7,545 円、11.0% の増となっております。

一方、費用総額につきましては 11 億 7,247 万 8,118 円で、海水淡水化施設の稼働に伴います受  
水費の増や新落合浄水場構築物等撤去費及び除却費としての特別損失の発生により、前年度と  
比較して 8,889 万 3,995 円、8.2% の増となりました。この結果、損益収支において 4,942 万  
8,535 円の純損失を生じ、平成 16 年度に引き続き赤字決算となり、前年度繰越利益剰余金で補  
てんをさせていただきました。

収益的収支の前年度比較につきましては 7 ページ、損益計算書については 14 ページに掲載を  
いたしております。ご参照いただきたいと思います。

なお、17 ページの剰余金処分計算書（案）では、当年度未処分利益剰余金 3 億 8,402 万 902 円  
について、平成 17 年度の純利益を生じておりませんので減債積立金への積み立てを行わず、全  
額翌年度繰越利益剰余金とする案を提出いたしております。

次に、資本的収支におきましては、収入総額は 8 億 9,911 万 2,227 円で、前年度と比較して主  
に加入負担金の増及び国債の満期に伴います固定資産売却代金の発生により、5 億 9,656 万  
5,943 円の大幅増となっております。

一方、支出総額は 6 億 5,030 万 5,011 円で、前年度と比較して 1 億 8,763 万 2,562 円の減となりま

したが、これは前年度の大佐野浄水場改良工事が完了したことや、平成18年度への繰り越し事業が発生したことに伴います建設改良費の減によるものでございます。

なお、資本的収支差益2億4,880万7,216円につきましては、損益勘定留保金に戻しております。

以上で平成17年度水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきますが、決算審査意見書をご参照の上、よろしく認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 次に、日程第9、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（古川泰博） 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算の概要について補足説明をさせていただきます。

決算書1ページをお開きください。

まず、営業面でございますが、当年度の有収水量は581万5,887m³で、前年度と比較して1.7%の増となっております。これは、1人1日平均水量にいたしますと、253ℓとなります。前年度末水洗化人口は、前年度より0.9%増の6万3,078人、行政区域内の人口に対する普及率は94.2%となっております。これら業務量の前年度比較表を5ページに載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、建設改良につきましては、総額2億7,329万8,465円を投じ、汚水管渠及び雨水管渠の整備に努めてまいりました。汚水管渠は5件、1060.05m、4.1haを整備し、整備面積は当年度末累計で1,263ha、整備率86.9%となっております。なお、汚水管渠3件、雨水管渠2件について平成18年度繰り越しております。建設工事の概況につきましては、4ページに掲載をいたしております。

次に、経理面でございますが、当年度の収益的収支におきましては、収入総額は16億6,575万3,979円で、前年度と比較しまして、主に一般会計補助金の減によります5,524万8,505円、3.2%の減収となりました。

一方、費用総額は16億1,839万7,925円で、前年度と比較して企業債支払利息の減によりまして4,714万6,248円の減となりました。この結果、損益収支において4,735万6,054円の純利益を生じ、154億円余りの企業債償還への充当財源として確保することができました。

収益的収支の前年度比較につきましては7ページに、損益計算書につきましては14ページに掲載をいたしております。ご参照いただきたいと思います。

なお、17ページに剰余金処分計算書（案）で、当年度末処分利益剰余金1億281万4,365円のうち、減債積立金として前年度純利益5,545万8,311円全額を積み立て、翌年度繰越利益剰余金

を4,735万6,054円とする案を提出いたしております。

次に、資本的収支におきましては、収入総額12億3,153万9,150円で、前年度と比較して国債の満期に伴います固定資産売却代金の発生により、2億4,273万9,270円の増となりました。

一方、支出総額は15億4,061万9,782円で、前年度と比較して7,747万3,302円の増となりました。これは事業繰り越しに伴います建設改良費が減少したものの、企業債償還金の増によるものでございます。

なお、資本的収支で不足します額3億908万632円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万8,733円及び過年度分損益勘定留保資金3億381万1,899円で補てんをいたしております。

以上で平成17年度下水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきます。決算審査意見書をご参照の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 以上で説明を終わりました。

議案配付時と本日の本会議に資料要求書が添付されておまして、9月5日午後1時まで資料要求があれば各委員提出をお願いいたします。

なお、質疑については9月20日及び9月21日の決算特別委員会で行います。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 本日はこれもちまして散会します。

散会 午後0時02分

~~~~~

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成18年9月20日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について
日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである(20名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	不老光幸	議員	"	渡邊美穂	議員
"	大田勝義	議員	"	安部啓治	議員
"	山路一恵	議員	"	小柳道枝	議員
"	清水章一	議員	"	佐伯修	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(46名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直

地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田譲
上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
秘書広報課長	和田有司	政策推進課長	宮原仁
財政課長	井上義昭	総務課消防・防災担当課長	武藤三郎
税務課長	古野洋敏	納税課長	児島春海
特別収納課長	鬼木敏光	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	神原稔	産業・交通課長	山田純裕
観光課長	木村甚治	市民課長	藤幸二郎
環境課長	蜷川二三雄	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津田秀司
福祉課長	新納照文	子育て支援課長	和田敏信
すこやか長寿課長	木村和美	国保年金課長	木村裕子
保健センター所長	木村努	建設課長	西山源次
建設課区画整理担当課長	大内田博	用地課長	陶山清
まちづくり技術開発課長	大江田洋	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	松田満男
文化財課長	齋藤廣之	中央公民館長兼市民図書館長	吉鹿豊重
会計課長	志牟田健次	地域振興課参事	高田克二

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 休会中の決算特別委員会を再開します。

審査に入ります前に、各委員会からの質問及び執行部からの回答や説明につきましては、委員会の効率よい運営のために簡潔明瞭をお願いします。

なお、審査に当たりましては、事務報告書、施策評価、監査意見書、決算審査資料を参照の上、審査をお願いします。

直ちに審査に入ります。

~~~~~

日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第1、認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

審査に入ります。

決算書86ページの議会費から入ります。

それでは、その前に監査意見書17ページをお開きいただきたいと思います。まず、監査意見書では、277万6,150円前年度に比較して減額を、議会としても行政改革に協力したという報告がまずなされております。

次に、事務報告書の17ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、議会開催状況、これが報告をされております。それから、全体的に1款から10款までの関連する内容がありまして、当初にまず追加資料、委員から資料要求が出されてありまして、執行部が大変忙しい中に資料を審査資料として出していただいております。

まず、19ページをお開きいただきたいと思います。これは各款に関係しますので、当初に目を通していただいていると思いますが、再度確認をいたしたいと思います。

まず、19ページについて、同和対策事業の見直しの内容が報告をされております。

20ページについては、平成19年度までは同和対策事業を行い、平成20年度については廃止の方向という形での部分が具体的に、大変大きな項目ですが、出されております。

21ページを横にさせていただきますと、まず2款からの関係で、まず執行部としては、平成13年度から平成17年度まで出していただきました。平成17年度の決算書の決算項目が、一番右側にページ数が報告されておりますので、その部分については、質問される場合は決算書のページ数を見ていただきますとわかりますので。まず、21ページ、22ページ、大変財政厳しい中ですが、補助金交付額の一覧が具体的に24ページまで出されております。そこで、一番最後

ですが、24ページの議事課として政務調査費関係については、最終的には決算書の89ページという形で政務調査費の平成17年度決算額が、そこに報告がなされております。

全款にまたがりますので、その都度事務報告書、それから施策評価、そういうものとあわせて質疑をしていただきたいと思います。

それでは、1款1項1目、これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、進みます。

2款1項1目、ここについては、監査意見書としては18ページに報告がなされております。事務報告書も18ページです。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 済いません、行政区の件ですけども、今行政区が44あると思うんですけども、この44の行政区の中で自治会があるところをもし把握していたら、その数字をお願いいたします。

委員長(武藤哲志委員) 総務課長。

総務課長(松島健二) 正確な数字というのは把握をいたしておりませんが、基本的には地域のコミュニティ活動というのを伴ってありますので、明文化された自治会の規約等はないところがございますが、44行政区すべてが自治会を有しているというふうに理解をいたしております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) これは地域コミュニティ推進協議会とも関連があるんですけども、この行政区にはですね、区長報酬のほか様々な補助金が、例えば公民館の建設補助だとか外灯だとか敬老の日だとかいろんな補助金があると思うんですけども、コミュニティ推進協議会を、推進した後は行政区制度というのは今後やめていくのか、そこら辺の方向性はどんなふうになっていますでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 今の質問でございますが、現在の行政区、44行政区は基本的に行政区として残ると、協議会については校区という形での集約といいますか、そういった形で考えております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) ということは、コミュニティ推進協議会が推進されて学校区にできたとしても、行政区長制度という、行政区も含めて行政区長制度のまま、今のままでなされるということでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 総務課長。

総務課長（松島健二） 基本的にはですね、行政区の上にそういう地域コミュニティ推進協議会、コミュニティというんですか、そういうものが存在をしていくという形で理解をいたしております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ちょっと参考に教えていただきたいんですが、行政の考え方。私の住んでいる通古賀の行政区がですね、いずれ6,000人になるんですよ。一つの行政区で6,000人を、こういう場合は、地元としてもできるだけ区を分けたいと、私も1年半にわたって分区委員会なんかをしているんですが、やっぱり区民が、区費が高くなるから分区は嫌だと、公民館の費用とかそういう部分があるんだけど、6,000人というのは行政区長としても限界が来ると思うんですよ。そういう場合は、やっぱり区が中心になるのか、行政側として分区ができるのか、こういう問題が将来出てきますが、今太宰府は通古賀区と、今後人口急増が予想される国分区、あくまでも行政としては関知できないのかな、こういう問題が将来出てきますが、内部検討されたことはないでしょう。

総務課長。

総務課長（松島健二） 通古賀区につきましては、以前区画整理事業地内ですね、その進捗状況に伴いまして家が建ち込んだというような状況がございます。そういったところでの検討はなされてはありましたが、やはりこう、何ていうんですかね、昔の大字といいますか、大字通古賀イコール通古賀区ということではありませんが、大半がそのような形になっております。そういった土壌というんですかね、地域性等がございましてなかなか、分区という話になったときにですね、今までの隣近所等のつき合い、そういった兼ね合いの中でですね、なかなか現実的に分区というような話にまで至った経緯というのはございません。行政といたしましてもですね、やはりそういうふうな地域の意見、そういったもの等を尊重しながら考えていかなければならない部分等もございますので、現時点においてはですね、その分区云々という話にはなり得ていないというのが現状でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） だから、今片井委員からあったように、44区が分区することによってね、45区になるとか、増えることについては、私ども以前分区委員会のとき、市長さんの方に、分区する場合、行政区とか行政側の区長さんとか、そういう問題が出てくるのでお願いはしたことがあるんだけど、行政区が増えることがいいのか、もう少し行政区を一本化していくことがいいのかね、こういう問題が出てくるんじゃないかと思うんだけど。まあここで……。

はい、まあ回答はいいです。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 関連して言いますけど、要するにその地域コミュニティの推進協議会がですよ、今のこの大小様々な区があって進めていくときに、うまくいくとっておられるのか

どうかですよ。要するに、大きな区と小さな区、それで少ないところの区長さん、大きいところの区長さん出てきて、推進協議会で何かしようとするときに、全く事情が違えばですね、話し合いにもならんし、大きいところはですね、悪い言葉で言えば、大きい顔するし、小さいところは小さい顔して区長さんが出ていかないかん。そうしたところで、今の現状の考え方で僕はうまくいかんと思います。それでもうまくいくという方法があるなら、ちょっと教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今委員ご指摘のように、太宰府小学校区におきましては14行政区、いわゆる旧太宰府町の範囲を占めております。小学校区によりましては、5行政区ぐらいの単位があります。この小学校区単位を一つの協議会の組織ということで私どもの方でとらえたのは、先ほどからご指摘のように、いわゆる自治会活動と本市の場合の行政区のエリアというのは、大体イコールになっています。そういう中で、何を単位にするのかということ、一つの行政区ではなかなか困難な状況も出てきているということで、行政としては小学校区というのが一つの皆さんの中の概念でとらえられる分だろうと思っています。ただ、従来から太宰府市にお住みになって、子どもさんが学校に上がって卒業された方々については、小学校区という概念はきちっと位置づいておりますけども、子どもさんを持たずに本市に転入された方は、小学校区のエリアもわからないというような状況も現実ございます。そういう中で、一つの規範としてエリアをとらえる場合、行政としてはいろいろな選挙の関係とかそういう自治会の関係で、小学校区が適当なエリアだろうということでもとらえております。それをもちまして、この間議会でもいろいろご質問の中でお答えしましたように、協議を重ねておりますけども、いろんなやっぱり課題がありますので、行政としては小学校区を一つの単位として一定の方針を出しておりますけども、どのエリアがいいのかというのは今後の協議の中で、協議会を具体的に組織されていく中で議論が出てくるだろうと思っています。ただ、基本的には、先ほどから申していますように、小学校区を一つのエリアとしてとらえたいということだと思っています。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それはそれで適当と思うんですよ。今の考え方は、それでいいと思うんですよ。ただ、新しく何かをやっていこうとするのであれば、住民の意向も大事ですよ。しかし、住民の意向というのはもう千差万別で、それぞれですから、それを一々聞きよったらできません。何かこういふときだけ住民がどうのこうのと皆さん言うけどさ、それよりも市のやっぱしリードが、どういうリードをとるか、この際だから、自治会は自治会で残して、小学校区を一つの行政区として区長制にしてすべうまくいくような感じはしますよね、上からするわけですから。しかし、地域コミュニティだけでそれをどうしようということは、区長さんの権限の方が強いわけでしょうが、その地域コミュニティで担当した人よりも、実際力を持ってい

るのは区長やから。というのは、それをまとめるというのはね、非常にもう無理があると僕は思うんですよ。それを、いや、そうじゃない、それはこうやってこうやってこうやれば、その地域コミュニティ推進協議会というのうまくいくんですよというものがあればいいけど、今努力は一生懸命してあると思うけども、なかなかここ何年間の間で突っこないというのは、非常にやっぱりそこあたりの難しさが僕はあるだろうと思うんですよ。こういうのを区長協議会あたりはどういうふうにとらえてあるのかな。そのあたりのことは全然我々もわからんけども、この地域コミュニティに対する、そういったものに対する区長協議会の考え方というのは何か出てないんですか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今ご指摘のように、いろんな行政区の課題がありますので、区長さんたちもそれぞれの課題を持って活動してあります。その中で、小学校区という単位でそれぞれの行政区が連合みたいな形をつくってやるのには、いろいろ困難があるというご指摘は確かにいただいております。今後展開していく中では、行政の方が都合のいいようにということで、先ほどご指摘がありましたけども、要は協議を重ねていくしかその解決方法はないだろうと思っています。行政が行政主導型でやっても、このコミュニティの組織化というのは当然困難だろうと思います。当初はある程度短期のうちに組織化を図りたいということで、いろいろ協議を重ねましたけども、現実実際に自治会でいろんな活動をされている中で、組織化だけを図るというのは困難だということで、いろいろご意見をいただいて、現在テーマごとの活動をつなげながら具体的な協議をしていこうということで、一部動いているところはあります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 進みます。

ほかには、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、ここで委員から資料要求が出されておりますが、周辺の自治体で市長交際費が41万6,500円というのが審査資料の25ページに出されております。この周辺の中でも一番少ない交際費という形で出されております。事務報告書18ページ、それから施策の防犯対策の推進については施策評価の34ページに出されております。

それでは、再度2款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目に入ります。情報公開については施策評価の76ページに書かれておりますし、事務報告書は18ページになります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目、ありませんか。ところが、4目には、施策評価の78ページを出していただきますと、財政問題ですが、ここに執行部から財政の健全性の確保という形で、大変わかりやすく出されております。全体的に来年度の予算編成にも関係するわけですが、79ページの下から1、2、3段目の、今年度執行部が大変努力をしたということで、経常収支比率が0.1ポイント好転して98.6%になったと。収納率は94.2%で、県下でトップクラスになったと。そのために収入の確保ができたと。

それから、地方債の元利償還金は年々増加しているが、地方交付税に元利償還が算入される事業が多いために、起債制限比率の14%を下回っている。平成18年度から地方債を発行をする場合は、県知事の許可が必要とされていたものが協議制に改正されたが、実質公債費比率が18%を超える団体は従来どおりの許可制が適用されるとのことである。左側の方も含めてですが、太宰府市の財政という問題については、具体的に担当から出されておまして、参考にさせていただきたいと思います。

それでは、戻ります。

4目、5目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8目、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 9目、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10目に入ります。職員互助会の決算報告書について、委員から資料要求があつておまして、27ページ、28ページとあります。事前に私の方で目を通しておまして、28ページですが、この貸付事業の部分について、担当に聞きましたら、特別会計という形で決算がなされているということで、この部分について、貸付事業の1,205万円についての利子は特別会計ということで、資料要求が出されておられないので、この中の決算の中には入っておりません。

それでは、委員から質疑ありませんか。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 10目のですね、職員退職手当組合負担金が昨年度よりもおよそ1,000万円増加しまして、平成18年度予算はまたかなり増加して約2億9,000万円になるんですけども、今後一番ピークになる時期だとか、そういった試算とかはなされていますでしょうか。

か。もしそこら辺わかりましたらお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

総務課長（松島健二） この退職手当の負担金等につきましては、現在試算は行っております。

これは退職手当組合の方に加入をいたしているわけでございますが、これにつきましては平成15年度からですね、赤字等になってくるということで、基金の取り崩しをせざるを得ないというような状況になりまして、将来的な基金不足に備えまして、現在負担率などを上げるなどの増収策を行っているところでございます。それで、平成14年度から毎年1000分の10ずつ上げておりまして、平成17年度におきましては1000分の170ということでの負担率となっております。そういったことで、現在この団塊の世代を超えるまでのですね、資金的なものについては、十分補えるというような試算が行われているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

ほかに委員からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款2項1目に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料の32ページに、委員から太宰府ブランド創造協議会の構成団体名と構成人数、開催回数、活動内容、成果、これが資料要求が出されておりました、決算書まで含めて33ページまで出されております。

質疑ありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この太宰府ブランド創造協議会の目的、こういった目的で設立されたのかお願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） 太宰府市にはいろんな歴史的資源、それから史跡等たくさんあるわけですが、昨年国立博物館が開館しまして、それを含めて太宰府というブランドに光を当て、今後、今までの資産を維持だけでなく発展させていこうということで、観光協会、商工会、天満宮、太宰府市という4者によってブランド創造協議会を立ち上げ、いろいろなイベントとか太宰府という名前を売っていこうということをつくっております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この決算書を見ましたら、いろんな事業に予算が使われているんですけども、イメージ的にブランド創造といったら、太宰府独自の何か、商品の開発とかそういったブランドをつくっていくのかなと思っていたんですが、そういうことではないんですね。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） もちろん、何というんですかね、品物のブランドという意味もないことはないんですけど、やはり歴史的な資源、太宰府というものが中心になるかと思えます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） ということは、これからこれは継続していく事業ととらえてよろしいでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） はい、継続いたしたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） この決算書の中に、COTOCOTOだざいふという事業があったと思うんですが、ここに300万円ですかね、計上されておりますけれども、この団体は何団体あって、どういうイベントがあったのか、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） 団体でなくて、COTOCOTOだざいふといいまして、昨年国立博物館が開館したときに、開館のイベントとして、天満宮がいわい、それから国立博物館周辺でいろんな行事を行いました。その分の負担金であります。ちょっと負担金と書くのは何ですが、市と、それからブランド創造協議会の中で、市が150万円、地域活性センター、これ補助の方ですが、助成金をもらってやった。そういうことで、どこの団体に負担したというんじゃないくて、ブランド創造協議会の中のCOTOCOTOだざいふというイベントに負担したということになります。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） そのイベントの内容はどういうことだったんですかね。何かちょっと見えなくて、COTOCOTOだざいふというのよく聞く、耳にはしたんですけれども、イベントというけど、いろんなイベントがあったと思うんですけども、これ市民が参画したイベントなのか、よそから参画なさったのか、例えばいろんな団体でしたのか、グループでなさったのか、個人でしたのか、その辺がちょっと見えなかったんですね。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） いろんなグループといいますか、こんなことをやりたいというように募集しまして、ちょっと今申し上げられません、ちょっと手元に資料を持ってきてないんですけど、二十幾つかのイベントを行いました。その中には、太宰府天満宮菊花展から、それからいろんな演奏会、それから……

（「スタードーム」と呼ぶ者あり）

スタードーム、それからいろんな絵の展示ですかね、それから子どもさん向けのプラモデル

みたいなばかー作りとかですね、開館の、11月の初旬だったですかね、2週間ほどにわたっていろいろな催しをやっています。済いません、太宰府ゆかりの歴史上の人物50人パネル展、それから灯籠の設置、まるごと博物館のウオークラリーほか、先ほど言いました、大体20を超える事業を行っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） この歳入の中ですね、地域活性化センターとあるんですけども、これどういう組織ですかね。歳入、ブランド創造協議会の中の歳入のところに、COTOCOTOだざいふ負担金で、市が150万円、地域活性化センターが150万円と書いてあるんですけど、この地域活性化センターは。

委員長（武藤哲志委員） まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） 県の関連団体でありまして、地域のまちおこしといいますか、いろいろなイベント関係ですかね、に補助金、助成金を出すという団体であります。事前にこういうことをしますということを出して、審査に通って150万円の助成金をいただきました。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、まず監査意見書の39ページ、お聞きいただきたいと思えます。

まず、39ページにまほろばの里づくり事業基金として、増減という状況で、あと残りが出されております。

それから、歴史と文化の環境整備事業基金としての増額と減額が出されております。

それで次に、決算特別委員会委員から資料要求が出されております。34ページと比較をしていただきますと、ここで審査資料として、まほろばの里づくり事業に、使途内訳が、市史活用から文化ふれあい館主催事業やあずまやの部分がここで出されてきております。

歴史と文化の環境税が、観光マップから施設整備という形で出されてきておりますので。

それでは、戻ります。

109ページ、ここにまほろばの里づくり事業基金積立金と歴史と文化の環境整備事業基金積立金として、109ページの一番上です。いいでしょうか。

それじゃ、資料要求がっておりますが、委員から質疑があったら許可します。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 環境税の使途なんですけれども、以前から私何度かお願いとかしているんですが、平成17年度においてですね、やはり使途がですね、観光客向けの使途が圧倒的に多いんですが、例えばこれは市民向けに還元するような形での考え方はお持ちではないんでしょ

うか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税の使途につきましては、太宰府市で設置しています歴史と文化の環境税運営協議会という形の中で検討し、使途を明確にしている状況でございます。現在3年間たちまして、やはり当初はですね、どうしても税をいただくために、やはり観光客が目に見える形、また市民も喜ぶような形の中で、今審査資料34ページに載せているような事業を実施してきたところでございます。

今、渡邊委員さんからも言われたましたように、やはり地元対策、それとあと今言われている総花的に使っているのもう少し絞った形の中で使ったらどうだろうかという意見も出てきておりますので、次の協議会の中ではですね、そこら辺も十分踏まえながら検討していきたいという形で考えているところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

2目、質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 市史、大変立派な市史ができておりますけども、これ販売手数料が5万2,000円ということですが、相当数残っていると思うんですけど、あと在庫と、これの販売促進についての対策等がありましたら、お答えいただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 秘書広報課長。

秘書広報課長（和田有司） 市史の販売対策ということでございますが、平成17年度4月から太宰府市文化スポーツ振興財団、それから古都大宰府保存協会、こちらの方に販売を委託をいたしまして、104冊の売り上げを計上いたしております。

市史の在庫の状況でございますが、平成17年度末で1万1,460冊の在庫を抱えております。このために、前の、平成15年だったと思いますが、決算審査の中でも、大手書店ですかね、そういったところにも販売ができないかということでございましたので、現在、平成18年度になりますけれども、株式会社積文館書店、新天町、本店でございますが、こちらと、それからもう一社、株式会社北九州中国書店というところと契約をいたしまして、販売委託を行ってきております。

なお、販売努力のためには、そういう販売ルートをもう少し広げていくように努力をしていきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） 販売店、書籍販売店もいいですけども、各大学とか学術関係とか、非常にこれは歴史的に内容が豊富でございますので、やはりそういう研究機関等にですね、積極的

に売り込むような対策もやっていただきたいと思いますけど。

委員長（武藤哲志委員） 秘書広報課長。

秘書広報課長（和田有司） 現在市のホームページとかでもそういう紹介をしておりますし、またいろんな学会とか、そういったものがございまして、今年度もそういう研修会ですかね、そういったものがありまして、そういったところにも出させていただきます、販売の促進をしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

3目、ありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 九州国立博物館を支援する会の補助についてなんですけども、これは予算のときでしたでしょうか、開館後どうするのかという意見が出ていまして、その中で、今後実行委員会の方で協議をしていくというふうなことが答弁されていたようなんですけども、今後どのようにされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

委員長（武藤哲志委員） 先日も新聞にも載っていましたが、JCですか、そういう部分含めて。

それじゃ、まちづくり企画課長。

まちづくり企画課長（神原 稔） 新聞にも、先ほどちょっと話が出ました。新聞にも載ったんですが、支援する会は今年の3月をもって解散しております。それに続きまして、実行委員会、暫定的とは言うんです。JCの方で委員会を立ち上げて、趣旨は似とるんですが、国立博物館を愛する会として新たに出発しようということで、先週の土曜日ですかね、土曜日です、太宰府天満宮でその発会式がありました。今JC、それからボランティアの方、それから商工会で暫定的に委員会をつくられて、来年の春の設立を目指して、今後運動していこうということで聞いております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

4目ですが、4目の国際交流については、施策評価の72ページに評価が具体的に出されております。また、友好関係については事務報告書の20ページです。

それでは、4目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5目に入ります。委員から審査資料として35ページ、女性

に対する暴力の相談内容と件数について、これは太宰府、春日、筑紫野、大野城、那珂川、4市1町の総数のうち、499件のうち30件が太宰府という形での報告がなされております。男女共同参画関係です。

5目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、6目、ありませんか。

山路委員。

委員(山路一恵委員) 地域コミュニティについて、審査資料で36ページ……。

委員長(武藤哲志委員) ちょっとお待ちいただけませんか。

6目の方こちらから説明しますので。

それじゃ、審査資料の36ページをお開きいただきたいと思います。ここで委員から、36ページに1項目の部分で、地域コミュニティの支援事業補助金として100万円は補助申請には至らなかったということと、それからコミュニティバスの運行見直しについての部分について、全体的な見直しを行うというのが、36ページに、地域コミュニティ推進の関係で委員からの資料要求がなされております。あと、事務報告書の20ページには具体的に報告もなされておりますし、21ページにも事務報告があります。

それでは、山路委員。

委員(山路一恵委員) 濟いませぬ、審査資料36ページに、予算では100万円上がっていたのが決算では出ていなかったというその理由をです、書いていただいておりますが、この補助申請に至らなかった要因というのはどういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 補助申請に至らなかったという状況でございますが、現在地域コミュニティ協議会の準備会というふうな形での協議を進めておりますのが、2つの校区がございます。1つは、水城西小学校と太宰府西小学校を合同で、となるんですが、西校区というふうな形で、そちらにつきましては、現在防犯といったふうな取り組みの部会を設立しようというふうな動きがっております。それから、南小学校区でございますが、南小学校につきましては、昨年、平成17年11月20日に、まずそちら、5つの行政区が関係しておりますけども、合同の文化祭を開放教室の方で行っております。そして引き続き、南小学校校区につきましても、防犯関係での部会の設立というふうな形で、そういった動きが出ておまして、先日も防犯関係の、筑紫野署から来ていただいてお話をさせていただいたというふうな経緯がございますが、現実的にはその部会とか、そういった形での補助の申請までなかったということで、今回9月の段階で、そういった準備会、それから部会活動というふうな形での部分でも、市の方の補助の申請をできるような形で、使いやすいような形での規則の改正を行ったところでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 政庁まつりについてですけども、今年はちょっと、去年のこれ決算ですけども、市の補助が少ないということで、昼間だけと、夜はやらないというようなことで、実行委員会、そういうことで準備進められておりますけども、この市民政庁まつりについてですね、市の方はどのように考えておられるのか。これ市民政庁まつりですから、大体市民が中心になってやるべき事業と申しますけども、市の方の補助金はどんどん減らされるんで、祭り自体も縮小していかざるを得ないというような話を聞いておりますが、この政庁まつりに対する市の考え方は、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 市民政庁まつりでございますが、これにつきましては、市内の各種団体、そういった21ほどの構成団体で組織しております、その実行委員会の中でどうやっていこうかというふうなお話をしているところでございます。現実的に、市の補助金につきましては、平成16年度、平成17年度500万円ですが、多いときには1,000万円を超えるような補助金というふうな形でのこともあったようでございますが、本年度につきましては415万円というふうな市の補助金を予定しているところでございます。

現実的に、政庁まつりの資金的な部分といいますが、そういった部分では、一般協賛金、それから個人協賛金、そういった部分での収入自体も年々ですね、どうしてもこういった景気の状態というふうなこともございまして、金額的には減額というふうな形になってきております。そういった中で、今年度平成18年度につきましては、役員会、実行委員会等で協議をいたしまして、まず昼間やってみようと、そういった形で今回祭りをやった結果において、今後どうしていくかというふうなことも協議していこうというふうなことで、実行委員会の中でそういったお話にはなっております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） 春日市とか大野城市あたりで市民まつりやっていますけども、これ非常に盛り上がり、どんどん毎年盛大になっていくようなんですけども、逆に太宰府の場合はどんどんしぼんでいくということで、組織のあり方、やはり実行委員会、21団体で構成されているということで、市の方の補助金も少なくなったというようなこともありますけども、やはりこれは組織というか、実行の、組織のつくり方、それからそういう祭りの進め方とか、そういう中身についてもですね、若干見直していかなければならないところがあるんじゃないかなと思いますけども、そこら辺については何か市の方は考えておられますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 市の補助金が減額されているのは、当然皆さんご存じのとおりです。これは、本市のこの市民政庁まつりだけではなくて、財源等の

全体的な不足が生じていますので、財源等については減額せざるを得ないという状況があります。

それと、この市民まつりにつきましても、二十何回の歴史がございます。いろいろ商工会が起こして、あと行政の方と、実行委員会をつくったという形で、いろんな経緯があります。その中で、本当に市民が楽しむ祭りというのはどうあるべきかということ、実行委員会の中でも議論していただいています。この実行委員会のメンバーには、市議会からの方も参加していただいておりますので、その中でも議論が十分されておると思います。

本年度につきましては、全体事業費が大体1,400万円から1,500万円かかります。その中で、特に会場を大宰府政庁跡に置いておりますので、電源がございませんので、発電機等活用しながら夜間も行うということになりますので、その会場設営費だけで900万円を超えます。そういう状況の中で、先ほど言いましたように、これからは市民が本当に楽しめる祭りとはどうしていったらいいのか。本年については、財源の問題もありますので、事業所の協賛金等もなかなかアップを見込めないという状況もあるので、実行委員会の中で役員会あるいは全体会、いろいろ慎重に議論していただきながら、本年度については昼間の祭りですまずやってみよう、その中でいろんな課題、問題点を整理しながら、次につなげるような議論も重ねていこうということで、実行委員会の中でそういう結論に至っております。それで、その中でもいろいろ工夫をしながらですね、やっていきたいということがあります。ただ、非常に、花火とかですね、それからあんどんとか、そういうことに対していろんな期待を持ってある方もおられますので、そういうことも含んで、今後実行委員会の中で十分議論をしていただきたいと思えます。ただ、残念ながら、市の方の補助金を、この分に増額していくということについては、全体の議論をまず待たなければならない状況だろうと思えます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） その状況はわかっていますので、今後、その市民まつりに対して、市はどのよう……、財源も少なくなるというのはわかっておりますので、どういう方向で、その市民まつりをやっていこうという、何というか、方針というか、対策というのを考えてあるか、これから先の対策について、今から何か実行委員会で検討するとかということでございますけど、市としてもこの市民まつりに対する今後の対策、方針について、どのように考えてあるかということをお尋ねしよるんですが。

委員長（武藤哲志委員） 今その部長から説明があつてますが、簡潔に、今年の結果を見てということであれしていますが、再度中林委員から、来年度に向けた検討はどうするかという再質問があつていますので、簡潔に。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 委員長、いいですか、関連しますのでよろしいですか。

委員長（武藤哲志委員） はい、どうぞ、門田委員。

委員（門田直樹委員） 今ご答弁あったように、私もこの実行委員の一人で、議会から橋本議員、小柳議員もおられるんですけど、こういうもの、方向というのは、もうあくまでも委員会が、実行委員会が今まさに話してるし、今後のことも実行委員会がするんでありますから、もしここで市がこうすると、こうとか、そしたらじゃあ委員会は何かということになりますので、その辺のご答弁どうなのかなというのがちょっと疑問なんですけどね。

委員長（武藤哲志委員） 今、門田委員の方から、当然実行委員会がある、市は、当初は1,000万円近く補助金を出すような状況もあったけど、財政厳しい中に、昨年から50万円下げてきたという状況があるけど、平成17年度決算では500万円、平成18年度は450万円と、こういう経過があるという説明があったんですが、行政側の方針を出すのか、実行委員会が出すのかという問題があって、質疑の段階ですね、ちょっと整理をしていただけますでしょうか。

それじゃ、ここですって、11時10分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午前10時54分

~~~~~

再開 午前11時09分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開します。

市民まつりについて、休憩前、委員から質疑があっておりまして、回答を求めます。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この市民まつりにつきましては、先ほどもご回答申し上げましたように、市民が楽しむ祭りはどうあるべきかということで、長い経過の中で実行委員会を組織し、各種団体から、約20団体参加していただきながら実行委員会を組織していただいています。その中でも、議会あるいは行政からも参加をさせていただきながら、その内容について詰めております。

先ほどもご回答申し上げましたように、この全体事業費につきましては約1,400万円ほどかかります。市の補助金だけで運営されているわけじゃなくて、各企業、個人、協賛金が約700万円、それから雑入あたりも100万円ほどありながらですね、800万円、その3分の2あたりはそういう協賛の自主運営がされている祭りでございます。ただ、本市の補助金が財政の問題で年々減額をせざるを得ない状況がある。これから継続的に祭りをやっていくにはどうあるべきかということを十分実行委員会の中で議論していただいて、本年は結果として、昼間の開催になったということです。

今後のありようにつきましては、そういう市の財政状況も報告しながら、実行委員会の中で、一番市民が楽しめる祭りをどうしていくかということを議論していただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 先ほど市民が楽しめる祭りというふうな言葉ですけども、実際何をもちょう楽しめるかということも、もちろんその中で話されたと思いますが、私は端的に言います

と、やっぱり夜の方が楽しめるんじゃないかなあという気がしますね。ただ、先ほど言われたように、電気とか何だらかなら、そういう照明とか何やからかかるといことですが、そういったものは、地域の祭りなんかでちゃそんなに金かかっていませんのでね。だから、あその、何ですか、舞台のあるその周りだけが一番照明がかかるといしょうけども、地域の祭りぐらいに落とされれば、そんなにかからないんじゃないかなあという気がしますけれども、1年間これで進められるといことですが。

もう一つはですね、結局協賛金とかなんかいただいでいらっしやるんですが、これは企業とかですね、市民に対しての認知ですね、どこまで認知されるのか。といのが、4時から、じゃあ逆に行こうかとい、例年どおりですよ、行こうかとい人々だいでいらっしやると思っうんですね、これどういふうにして徹底されますか。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興課長。

地域振興課長（大藪勝一） 時間の変更の関係につきましては、各行政区にお願いしたり、それから公共施設、それから商工会関係の店舗関係にポスターですね、を配布したりするよういしております。また、ホームページ等でも開催時間を載せております。そしてまた、市の広報、10月1日号になりますけども、そちらの方に市民政府まつりのパンフレットを差し込みとい形で各世帯に配布をするよういいたしてあります。そういった中に、時間の変更、そういった部分での周知を図っていきたいといことで考えてあります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

7目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2款3項に入ります。

まず、3項の部分、申しわけございませぬ、3項1目、2目関係は、まず、大変、先ほどもあれしとりますが、まず監査意見書9ページを、ここに歳入とのかかわりがありますが、現年課税・滞納繰越別収入状況として、現年分は徴収率は大変よくて、過去の平成13年から平成17年までの滞納額が比較され、平成18年度が3億9,279万2,983円、そして具体的に出されてあります、執行停止、それから徴収不能、時効とい形での部分が出されてきてあります。歳入とのかかわりがあります。

それから、事務報告書の21ページを、ここでは市税調定の前年度との比較が書かれてありまして、ここで特別徴収、普通徴収、法人数、それから各関係の軽自動車税だとか市たばこ税、都市計画税、入湯税、こいう収納の関係が具体的に出されてありまして、その次に平成13年以降の収納率については大変努力をいただいでいるといことで、それから太宰府の法人数、こいう状況が出されてあります。

それから、22ページに、少し飛びますが、徴収関係費として市民税、それから歴史と文化の環境税までの部分が22ページの真ん中に報告がなされてあります。

それでは、1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2目に入ります。

2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、119ページに入りますが、ここで歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金の交付ということで、審査資料の37ページをお開きいただきたいと思えます。

委員から資料要求が出されておりますが、この資料の部分について決算書がなければ用途要件等についての説明という形の委員からの資料要求に対して、この補助金の交付先である太宰府市駐車場協会は平成18年1月に設立されて平成18年の事業開始ということで決算書がない。ただし、補助金については車いすの配備や傘を500本作成し、もてなしという形での、行ったという文書報告がなされております。

それでは、審査資料もありますが、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、4項1目に入ります。

これについても事務報告が具体的に出されておりますが。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 今121ページのところですかね。

何ページ。

委員長(武藤哲志委員) 今、120ページです。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 120ページ、それなら結構です。120ページ。

委員長(武藤哲志委員) はい。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 3目聞いていいですか、3項。

委員長(武藤哲志委員) いいですよ。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) ちょっと、どっちかちょっと私もわからんけん、ちょっと教えてください。

3項の何目になるとかいな。121ページ、納税奨励関係費の13委託料。この委託料は、どういう委託料になるとかな。どっちの委託料。これたばこ吸うてくださいという委託料、それとも太宰府市で買ってくださいという委託料なのか。

うん、やめてくださいという委託料か。

委員長(武藤哲志委員) 税務課長。

税務課長（古野洋敏） この委託料につきましては、たばこ組合の方へ委託の料金を出しているところですが、1点目につきましては、税金それだけあっては、その背景につきましては組合のやっぱり売り上げのおかげという形で考えております。1点目は、やはりたばこの売り上げを上げるための方法と、あとはそれにライターとかですね、それとかごみ袋とか、吸い殻入れとかですね、その中にはやはりたばこの吸い過ぎには注意しましょうという形の掲示もしているところでございます。そういう形の中でたばこ組合の方へ35万円の委託料を出しているところでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） まず……。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） ようわからん、今の説明は。

委員長（武藤哲志委員） まず、大変申しわけございませんが、毎年たばこ組合の総会がありまして、議長と私がたばこ組合について総会に出席をさせていただいております。当初、50万円近くありましたが、財政が厳しいということで35万円。ライターを太宰府市で買っていただきたいという、ライターを配ったりですね、それから大変厳しい状況ですが、各店舗の前にばい捨てを防止するために灰皿を設置するとか、そういう組合としても努力をしているということで、JTも来て具体的な報告もされている。この広告、広報委託料としての金額ということで、毎年少なくなっておりますが、太宰府でぜひ買っていただきたいという願いをしたという状況です。いいでしょうか。

ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目に入ります。

4目について質疑ありませんか。申しわけない。4項1目です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目について質疑ありませんか。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 西校区の住居表示なんですけど、これどのような形で今進んでいるか、もしわかったら教えていただきたいんですけど。

委員長（武藤哲志委員） 市民課長。

市民課長（藤 幸二郎） 西校区の住居表示につきましては、平成16年9月議会で区域と方法について議決をいただきまして、地元対策、10回の区長会、10回の役員会、さらに説明会10回開きまして、おおむね住民の方々のご理解が得られまして、それが昨年12月9日でございます。今年の1月23日に審議会の方で諮問、答申を受けまして、あとはもう実施の段階に入っておりますが、当初から申しておりますように区画整理事業と並行して実施というふうなことで、区画整理事業の進捗状況をにらんで対応しておるといなのが状況でございます。

具体的には、12月議会ぐらいで最終的な地方自治法260条の議決、まち割り、町名の議決を得るのかなというふうな段階に至っております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 市民課長、事務報告書の24ページの一番上に証明書交付状況として住居表示の変更証明書が460件、町、字の名称変更証明書が8件、建築物の新築等の届け出が125件というのは、以前住居表示というのはもうずっと行ってきたところですが、今大田委員の質疑がありましたが、これは佐野区画整理事業に伴う住居表示の登記証明、そういう状況なのか、再度。

市民課長。

市民課長（藤 幸二郎） この各種証明の交付につきましては、既に住居表示を実施した区域の土地の所有者、居住者についての証明でございます。車の住所なんか、登録の住所なんかが旧住所で今の住所と違うときの証明というふうなことでの発行をいたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5項1目に入ります。

事務報告については24ページ、出されております。

2目まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、6項1目、2目について、これも事務報告24ページ、25ページに出されております。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7項に入ります。

7項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款1項1目、ここについて質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7目、8目、9目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 10目ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、11目ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 12目、13目、14目、15目、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款2項1目に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目に入ります。

審査資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

もう今161ページまで行きました。

審査資料をお開きいただきたいと思います。38ページに公立保育所決算書並びに待機児童解消という形で具体的に審査資料が出されております。このページには次の部分もまたがっておりますので、参考にしていただければと思います。

それと、ここは大変、まず行ったり来たりしますが、監査意見書13ページをお開きいただきたいと思います。監査意見書の中の13ページに保育料の未納関係で、収入率と保育所保育料収入未済額が2,580万1,010円と学童保育所保育料収入未済額が121万5,320円と。ここと審査資料の、ちょっと戻りますが、審査資料のですね、12ページをお開きいただくと歳入とのかかわりが出てきますが、収入状況下記のとおりということで、未納が先ほど出ておりましたが、公立と私立の関係で見ますと公立はこの時点ではまだ3カ所ですが、滞納繰越額387万4,730円、私立が550万7,530円、過年度の部分で合計で2,580万1,010円。

それから、右の部分が階層別として出されております。

それから、次のページ、14ページをはぐっていただきますと保育所名が出されておりました、その下の方にどういう状況かということで平成16年、平成17年ですが、一番滞納額が多いのは南保育所で651万810円と。それから、不納欠損として今年度平成5年から平成11年までの部分で23名で350万2,530円落としましたと。こういう状況で大変公立関係について資料が出されております。

それでは……

(「質問いいですか」と呼ぶ者あり)

ちょっと待ってくださいね。

それと、まず保育所費の関係で乳幼児の支援関係が少し入りますので、審査資料の39ページ、ここで乳幼児健康支援一時預かり事業の状況という形で、これは医療法人まつもと小児科医院に委託して平成17年9月から事業を開始したと。登録児童127名で、延べ人員としては44人(72人)、こういう状況が審査資料で乳幼児健康支援一時預かり事業に対する説明が出されております。

それでは、3款2項3目、委員から質疑がありましたら出してください。

安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 都府楼保育所が民間委譲になったわけですが、この分の未収額が今合計で203万3,250円ですか、これの取り扱いはどういうふうな契約になったのでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 都府楼保育所の未収額ということで今ご質問だと思いますけれども、これにつきましては当然今までの行政が扱ってきております未収額そのものですから、当然今までと同様こちらの方で徴収をしていくという形になります。

以上です。

申しわけありません。公立も私立も同じです。未収額そのものについてはこちらの方で収納を促していくということですね。

委員長(武藤哲志委員) 安部啓治委員。

委員(安部啓治委員) 今、在籍している児童の分がですね、保育料を仮に納めた場合、どちらに優先権があるんですかね。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 保育料そのものは、もう行政が保育料としてすべて公立も民間も預かるわけですから、行政で対応していくということです。

委員長(武藤哲志委員) ほかに。

山路委員。

委員(山路一恵委員) 公立と私立の保育所の清掃業務、保育園内の清掃業務についてお伺いしたいんですけども、どこかに委託をしているとか、そういう状況についてちょっとお尋ねします。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 公立は当然清掃業務ですので、委託をしております。私立は私立でおののさされているというふうに思います。

委員長(武藤哲志委員) 山路委員。

委員(山路一恵委員) 公立はですね、委託をしているということですけど、私立の方ではもう

自分たちで清掃をされているということであれば、公立の方もそういう方向で考えられないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず、委員の皆さん、事務報告書の94ページをお開きいただきたいと思います。

最後の方になりますが、94ページ。今、山路委員が質疑していることについて、3款2項3目2細目、13節、ここで保育所清掃業務委託料として債務負担行為の関係がありまして、4月から6月、7月から3月という形で五条、都府楼、南保育所の清掃業務、ここに51万5,655円と125万3,070円。ところが、民間は自分たちでしているが、都府楼保育所は民間になったので、平成18年からはその部分は2か所だけになるんだけどという部分で山路委員から質疑がっております。

その回答を子育て支援課長。

子育て支援課長（和田敏信） 今、私が述べましたのは、私立は私立で正規の職員がしているとかという意味ではございませんで、同じようにワックスがけとか様々な業務ございますから、そこそこ委託されているというふうに思っています。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それじゃあ、私立もそこそこで業者を雇ってやっているだろうというふうな答えでいいんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 子育て支援課長。

子育て支援課長（和田敏信） そのとおりです。

委員長（武藤哲志委員） そこにはそうするとその補助金は単独というか、こういう清掃業務については市が独自に出すのか、それとも保育園で独自性を出して財政を確保しているのか、一般会計から見るとこういう清掃業務については何の補助金も出ないんだけど。

子育て支援課長。

子育て支援課長（和田敏信） 当然、私の方で出しますのは保育に対する運営補助でありまして、また委託でありますので、その中であとは法人としての中でやっていくという形になります。

委員長（武藤哲志委員） あとは所管委員会で、本当に自分たちで清掃しているのか、委託されているのか、大きな課題が出ましたので、予算特別委員会のときにも審査いただきたいと思えます。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目について、先ほども資料が出されてありまして、4目ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6目。

ここでは家庭児童相談の内容という形で審査資料になりますかね。ちょっと家庭児童対策費で委員から出されている部分で、いろいろ教育委員会の所管等もあるんですが、審査資料の2ページが一番上の方に家庭児童対策の関係で、相談内容として性格、それから生活習慣等とか知能・言語、学校生活等の人間関係、不登校、その他ということと、家族関係という形で合計259件。

それから、もう事前に出しときますが、現在の、下の方には不登校のかかわりがありまして、教育委員会の管轄になります。小・中学校の不登校の児童数が、これは3か月以上の登校しない部分について20人、40人という数字が報告されております。

それでは、進みます。

6目について。

山路委員。

委員(山路一恵委員) ファミリー・サポート・センター事業について、これは新規事業です。事務報告書に数字は上がっていましたが、状況についてお尋ねします。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 状況と申しますのは、活動状況のことでよろしいんですよね。

委員長(武藤哲志委員) 山路委員。

委員(山路一恵委員) そうです。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) やはり一番多いのは保育所、幼稚園の送り迎えですね。

委員長(武藤哲志委員) いいですか。

子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 濟いません、ちょっと。

申しわけありません。それと、次に多いのが保育所、幼稚園のその迎えに行った後の帰宅後の預かりですね。それともう一つは、学童保育の迎えの方です。それと、帰宅後の預かり。この大体送り迎えと預かりっていうのもうほとんどを占めます。あと、子どもの病気のときとかというのがありますけれども、今のが大体大きなものになります。

委員長(武藤哲志委員) 山路委員。

委員(山路一恵委員) 何か特別問題というのは発生していますか。

委員長(武藤哲志委員) 子育て支援課長。

子育て支援課長(和田敏信) 今のところは別に問題は発生しておりません。

委員長(武藤哲志委員) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款3項1目に入ります。

ここでは資料要求がありますので、審査資料の40ページ、大変忙しい中に過去10年間の生活保護世帯の推移と受給条件、受給不許可の理由という形で出していただいております。

それから、事務報告書の33ページ、ここで生活保護認定支給事務関係費として報告がなされておりますし、その下に生活保護の昨年度、平成17年度の部分での異動状況と扶助費の状況、こういう報告がなされております。

それでは、3款3項1目、質疑ありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） この決算認定審査資料の中で保護率が大体4.5%前後を推移していますが、これ近隣の市町村の中に比べて保護率っていうのはどんなふうな、高いのか、平均的なのかをちょっと教えていただけますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、単位は%でございます。1000分の1というような単位でございます。%ではございません。これの保護率を見ますと、福岡県下では下から2番目の位置に太宰府市はございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 1番は小郡市で、その次が太宰府市という状況。

ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

2目について質疑ありませんか。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 生活保護費の中に住宅扶助費というのがありますけども、この住宅扶助費についてですね、今までは一括でお支払いされとったと思いますけども、これについて貸家なんかの、オーナーさんというか、家主さんの方へ直接支払いはできるようになったと聞いておりますけど、本市ではどのように取り組んでおられますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 本市の方では直接大家さんの方の払い込みはしておりません。すべて保護者本人からのお支払いということになります。

以上でございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） ちょっとお待ちください。

福祉課長、事務報告書の33ページ、現在のところ4月から3月までとして世帯数では2,863世帯、生活保護人員としては3,669人ですが、先ほど、今中林委員が言いましたように住宅扶助としては2,088人、この延べできてますが、この中で住宅扶助を出して、現在出

している金額でなかなか最高額、住宅補助費として3万3,000円までなのか、今3万3,000円ぐらいの家賃というのはなかなかないと思うんですが、その辺もう少し詳しく報告いただければと思います。

福祉課長。

福祉課長（新納照文） 確かに、国の基準ではもっと低いんですけども、福岡県の中での申し合わせということで、今委員長がおっしゃいましたようにおおむねという形をとっておりますが、3万3,000円という線を引かせていただいております。ただし、家族の構成によりましてやはり大小というのはございますので、その辺についての加算といいますが、最高額3万9,000円程度ぐらいまでなら何とかいけるというところで県の方からも確認をしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 中林委員。

委員（中林宗樹委員） 住宅扶助費についてですね、これ一括でお渡しになると住宅扶助費までですね、生活費としてお使いになって、そしてもう家賃が払えなくなってそこから、何ていうんですか、退去せざるを得なくなると。そうしたら、今度次に行くところ、次に行くところはもうそういう退去者に対してはもうお世話ができないというような状況になりますので、これは直接家主さんの方へお支払いいただくというて、やはり生活の基盤である住居については、安定的にそこで生活できるような方策としてやっぱり一番望まれるのはオーナーさんへ直接お支払いいただくということが一番大事じゃないかなと思いますけども、今まではあれですけども、今後そういう方向でオーナーさんへ支払いをされるような方向で取り組んでいただくわけにいかんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） 再度福祉課長。

福祉課長（新納照文） まず、この場合は代理権というのが発生いたしますので、私どもが今行っているものにつきましては、先ほどは全部個人からお支払いさせていただいているということをお申し上げしましたが、実は公的な施設につきましてはですね、例外がございまして、これは法律に基づいて行っているんですが、本人からの承諾をいただいております、それを差し引きて納めるということがございますが、ただ民間に関しましてはその規定はございません。福岡県下においてもですね、ほとんどそれはやっていないと思います。ただし、これは特例事項ということでですね、ある程度の抜け道といいますが、そういうものは出てくるんじゃないかと思っておりますけども、現在太宰府市の方でも、あるいはまた4市1町、筑紫地区でもですね、そういうふうなことは行っておりませんので、今後におきましてもそれは個人の負担ということでやっていただきたいというふうに思っています。

また、未納が発覚した場合はですね、直ちに私どものケースワーカーが指導に当たるようになっておりまして、それをなおかつ未納があった場合は住宅補助は差し引いてですね、お渡ししないということに、そういうような形になっております。ただ、そこまで行ったケースはございませんけども、最悪の場合そこまでは考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4項の部分について、4項1目、事務報告書には33ページに載っております。昨年度の西方沖地震の関係、それから議会全員協議会でも報告されておりました災害見舞金についての内容です。

これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款が終わりましたので、ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

~~~~~

再開 午後0時58分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開いたします。

4款1項1目の審査に入りたいと思います。

監査意見書は19ページ、前年と比較して予算の部分は減額になっているということで、12.01%の減額。

それから、審査の関係がありますが、事務報告書は34ページからですね、ずっと審査出てきますので、質疑がありましたら出していただきたいと思います。

それでは、資料については事務報告書の34ページからずっと出ております。37ページというふうになっていますから。

それでは、4款1項1目、これについての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目については審査資料として大野城太宰府環境施設組合の決算書が審査資料の41ページから53ページまで出されております。

同じく地域美化推進事業の補助金の部分については54ページです。

それでは、4款1項6目。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 大野城太宰府環境施設組合ですね、これちょっと火葬場、北寿苑ですけど、これは営業というか、年じゅう無休と思ったんですが、どのようになっているんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 無休じゃないよ。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 北寿苑につきましては、正月の元旦及び第3日曜が休みでございます、あとはあいております。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） ということは、先週の17日は第3日曜日ですかね。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） そうでございます。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） いや、実を言いますとたまたま17日台風が来てたもんですからね、その台風の影響でお休みになったのかなということを皆さん言われていたもんですから。わざわざ油山まで行かなきゃならないという意見が出ていたもんですからちょっと確かめたかったんですけど。わかりました。じゃあ、定例の第3日曜日は休みだったということですね。はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） なお、私の方でこの大野城太宰府環境施設組合の決算書については平成16年度分で平成17年度分は12月にならないと環境施設組合の決算書は出ないという形で担当部からの報告を受けております。

それでは、福廣委員。

委員（福廣和美委員） 環境課に聞いていいものかどうかをちょっと確認したくて手を挙げました。

先日の台風の折に環境課の方には随分お世話になりましたが、大野城跡、大分いろんなところで倒木がありましたけども、あの水城の堤防の延長線上の方で倒木がかなり出ているということなんですが、こういった処分については環境課に言ったらいいのか、教育部の方にお願いしたらいいのか、それとも建設部なのか、それだけちょっとはっきりしておいていただければその項目のときに質問しますが。

委員長（武藤哲志委員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 文化財所管の範囲は倒木等を把握をいたしております。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

それでは、進みます。

6目についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 7目、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8目。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4款2項1目に入ります。

ここで2目の関係ですが、審査資料の55ページ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル・トレイの10年間の部分ですが、委員から資料要求が出されています。

まずそれでは、2項1目について委員から質疑ありませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 環境のことでちょっとお尋ねなんですけど、昨日、おととい台風が来まして、今ごみが地域に散乱しているところがあるんですが、こちらでお尋ねしていいでしょうか。

（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

はい。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 今回の災害ごみの収集でございますけれども、基本的にはごみの袋に入れていただいた部分につきましては、自宅前もしくはまとめて置かれている分含めまして環境課の方から業者の方に依頼をして収集をいたします。

なお、入らないものにつきましては建設課の方が窓口になりまして、業者の方を通して回収というふうになっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 実はですね、この前ちょうどうちの地域がその可燃ごみの回収日でした。台風が来るということで、皆さん方がやっぱり出していいものかどうか、やっぱり遠慮しようということで、その遠慮しているおたくが多数にあります。それと同時に、明るる日に風倒木、それからごみ、いろんなものが落ちていましたから、個々にですね、結局可燃ごみに入れてはいるんですけども、一応条件として一つの家庭に6袋と聞いているんですが、それより、6袋を上回る場合が今回出てくると思うんですね。この対処方法はどのようにすればいいんだろうかという、ちょっと私たち考えているんですが、いかがいたしましょう。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 通常、袋によるごみ出しは9袋までということに市ではしておりますが、今回のように災害対応という部分につきましては、ボランティア袋を使用していただくことも含めまして、市内に出されております袋につきましてはすべて回収をするように業者の方にお話をしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今回の回答でいくと、今回の台風での例えば自宅における倒木、こういうのも回収するの。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） ごみとしてお出しになられる方からの情報を得ました分につきましては、情報の交換を関係課としておりまして、回収が滞らないように努めておるところでございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いわゆる基本的にはね、基本的には自分の宅地内のごみについては、これは要するにボランティア袋で出すとかそういうことは、違うよね。いや、何か今の回答聞きおくと家の周りのやつのごみまでボランティア袋に入れて出しても持っていきますよというふうに聞こえるわけだね。だから、もしそうであるならば、そういうごみ袋に入らんやつもね、当然持っていてもおかしくないなと。今回の台風でそういうふうになったものについては、全部そうやって持っていかんと逆におかしいんじゃないかと思うわけね。あくまでもこれは一般、家の前とか、道とか、そういったものに対する処置やろ。だから、そこがはっきりしとかんと全部が全部いいのかなあという感じも受けるわけよね。そこはどうか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） そのとおりでございます。自己の所有地、管理地において発生したものは自己責任で対応していただくということが基本でございますが、公道、公園、そういったところでですね、散乱した部分をいわゆる市内の美化活動という形でされた分についてボランティア袋の使用をしていただくということでとらえております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いや、それをちょっともう一遍確認しとくけど、自分の敷地内の木の倒木については一遍環境課の方に連絡いただければ方法を示しますということでいいのかな。要するに処置するせんは別にして、教えますということでさっきの一番最初の話は理解しとっていいんですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 確認なんですけど、例えば今9袋って言いましたよね。9袋を上回る数が出る可能性が大にあるわけなんですよ、各家庭が。その場合には引き取ってくれるんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 今回につきましては、数ということは関係なしにお出しいただいた分については速やかに回収に努めていただくように指示をしております。

委員長（武藤哲志委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） ボランティア袋ですが、区長さんところに常備されているんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 不法投棄のごみの回収の件なんですけれども、実はすみれ、前の何だっけ。

（「すみれ園」と呼ぶ者あり）

すみれ園か、今のすみれ園の前にですね、高速道路の脇に冷蔵庫を放置してあったんですよ、道路沿いに。それは立てて放置をしていたんで危なかったから環境課に電話して聞いたんですよ。そうすると、その所有者を探すための何かシールか何か張って所有者を探すというようなことを、そこに置いとくと。だから、そのまま置いとくということなんです、持って帰らないで。一応、立ってたけど、危ないからということで横に倒して、それで側溝側に置いたままにしてあるんですけども、これはいつまでそういう状態を続けられるのか、どうですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 不法投棄物につきましては状況にもよりますけれども、すぐに回収するというのではなくて、警告シールを張ることによって市民に不法投棄というものが許されないということを知らしめるという効果も含め、その間情報が寄せられた場合にはその排出者を特定できれば、その特定者の方にも直接指導ができますものですからそういう期間を設けておりますが、大方1週間置いて回収をしておるのが実情でございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに、

山路委員。

委員（山路一恵委員） 平成17年度の施政方針を見直しますとですね、ごみのところを見ますと地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減、この取り組みについては広域行政の中で対応が不可欠であることから福岡都市圏域を基軸とした広域行政でのエコ活動を積極的に進めていきますと、このように書いてあるんですが、それじゃあ具体的にはどういうことを平成17年度は広域でされたのかというのが1点。

それと、さらにごみ減量とリサイクルの推進ですね、この点についても広域で具体化した部分があれば教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 主に福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会、その事業のソフト部分ということで、関係4市1町で集まりましてデポジット制とか、あと大体定着してまいりまし

たエコスタイル、ノーマイカーデー、それから各市でモデル事業として何か取り組めるものはないか。そういった情報交換を含めまして、検討を重ねて実施できるものが固まれば実施をする。また、南部都市圏だけではなくて福岡都市圏全域でも環境行政推進協議会というものございまして、その中でも広域で情報を交換し合って対策を見つけ出しておるということでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 今、デポジット制と言われましたけど、それは実施されている、どこで実施されているんですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） まだ、検討中でまとまっておりませんので、具体的な取り組みには入れておりません。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） そうすると、広域化で取り組んだ部分でいうとエコスタイルとかノーマイカーデーとか、今のところはそれぐらいのことですか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 今のところはまだ取り組みは大きくはなっておりません。

委員長（武藤哲志委員） それじゃあ、田川委員。

委員（田川武茂委員） 最近、アパートが12軒、バイパスの横にできておるわけですけど、集団ごみ置き場、火曜と金曜と収集日があるわけですけど、いつでも持ってきて置くわけですよ。それ下3段ぐらいがブロックでですね、あと金網なんですよ。屋根がないわけですよ。だから、カラスとか、野良犬はちょっと入ってきにくいけど、やっぱりカラスあたりがあそこへ集中してごみをまき散らかしたり汚したりしてくさいと。だから、これやっぱり何かそういう環境課もしかりやけど、建設課と共同してですね、何かそのような指導をしてもらおうと近所の人もまたあの道路も散らからんで、そこを横を通る人もですね、これはスムーズに行かれるわけやけど、今後ですね、今12軒建つとるけど、二、三軒入つとるぐらいやからいいけど、全部入居されるとですね、それはやっぱりまたそういうふうにごみも自然的多くなるからですね、そこら辺やっぱりもう少し環境を考えてやっぱりそういう指導をしていただくとありがたいんですけど、それはできますか、その指導を。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 基本的には4戸以上の共同住宅についてはごみ置き場の設置を指導しております。また、確かに共同住宅の中にはごみ出しマナーの徹底がされていないところがございます。また、施設そのものも風で飛びやすい構造になっておるものもございます。ご指摘の多分朱雀二丁目のケースをおっしゃってあると思いますが、共同住宅の管理会社の方、そういった苦情といたしますか、市民からの情報提供があれば私ども小まめに管理会社の方伺いまし

て、管理会社を通して市民、住民の方に協力の要請をしておるところでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 関連、大田委員。

委員（大田勝義委員） 関連でございますけれども、先ほどのごみ置き場の問題ですけれども、あれは面積については最低1戸当たりの面積というのは決まっていますよね。決まっているけど、建物の構造ですよね。先ほど田川委員が言わっしゃったように下をブロックにして金網で袋みたいにかぶせているというふうなところもありますからね、建物、構造というのは別に規制していないんですよ。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 基本的には囲いがあって、上にも屋根をつけると、これが基本でございます。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） 屋根はついてないんですよ。雨風がかかってね、そしてもちろん風や風雨にさらされるから、そら飛ぶ可能性だって十分ありますよね。だから、箱に囲ってしまって扉かなんかについているのは一般的だろうと思うけれども、最近見よったらもう下ブロックだけで何段か打って上は網をかぶせてるというんでしょうか、そういう状態のがあちらこちら見受けられるもんですからね、その辺の規制がないのかなと思って。だけど、今屋根を云々と言われたから、そうするとそういったようなところで指導していかなきゃならないような気がしますけどね。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） いろいろ状況もありますが、やはり散乱をさせないということが第一でございますので、上からそういった飛散を防止するものは必ず対策を講じていただくというふうしております。

委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

委員（小柳道枝委員） いや、今大田委員の方からごみ置き場の構造ですかね、屋根をつけた方がいい、環境的にいってやっぱり犬の、カラスとかがいろいろしますので。けども、そのごみ置き場をつくるのに当たって屋根をつくったり、面積において固定資産税が何かつくとかつかないとかいう話聞いたんですが、これはどうなるんですか。環境の面からいけばですね、その辺がちょっと気になる場所なんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） それは財産に関する調書の中にごみ置き場として各地区別、432ページに載っております。公有財産として登録をされているということになります。

ほかには。

橋本委員。

委員（橋本 健委員） ちょっと処理経費についてお尋ねしたいんですが、審査資料の55ページですね、処理経費で8億1,100万円、平成17年度ですね。その中で、内容を見ますとやっぱり

可燃ごみが一番多いと。平成16年とこれ比較しますと5億8,000万円が7億2,000万円になっているということで、これは主な原因は何かお尋ねしたいんですが。

委員長（武藤哲志委員） 今、見てちょっと小柳委員の分もありますが、小柳委員のまず回答と、それから橋本委員から出されましたこの審査資料の55ページの件、環境課の方では回答できますかね。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 固定資産税につきましては、屋根があっても、例えば屋根があっても周りが網とかもございまして、網のところですね。基本的に屋根があっても周りが囲んであれば、これは固定資産税の対象の物件に入ります。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ただし、救済を受けているのはたくさんあるでしょうが。市の財産として。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） 多いところも市の財産となっているところについてはもう市の財産ですから非課税という形になってきます。

委員長（武藤哲志委員） ただ、今税務課長が言うようにそういう課税の対象になるといったらだれが払ってくれるわけ。そのアパートの持ち主の課税の中に入れるわけ。その辺を言わんとちょっと誤解が生じますから。

税務課長。

税務課長（古野洋敏） あくまでも所有者に対してでございます。だから、そういうことがないような形で今ほとんど市の方で、市の所有という形になっているところがほとんどだとは思っております。

委員長（武藤哲志委員） わかった。アパートの持ち主のごみ置き場。だから、敷地内にあれば課税対象になるということです。

それと、今橋本委員から出された審査資料55ページ、これについて処理量の関係、搬入と関係ありますが、これについて環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 可燃ごみの処理経費としましては、主なものは大野城太宰府環境施設組合の負担金でございます。それで、大野城太宰府環境施設組合の負担金の増減、これに大きく左右をされる場合がございます。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） 平成16年度に比べてそのごみの量が増えたというわけじゃないんですね。その負担金が増になったということでございますか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 可燃ごみの排出量もこの上段の方を見ていただきますとわかりますが、増えております。

委員長（武藤哲志委員） 1万9,881 tから2万535 tと増えたということですね。

そいじゃあ、ちょっとほかにはありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 審査資料の18ページにですね、ごみ袋代金が、去年が1億6,145万1,000円ということで、その使途が載っておりますけども、このごみ袋を導入した経緯というのは、1つは、ごみを減らす目的、それともう一つは、ごみ処理に係る経費を市民に負担してもらう、そういうことで導入されたと考えてよろしいでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） そのとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） と言いながら、その目的でしてきたのに、平成8年度からのごみの量としましては結構増えてまして、ごみそのものの減量というのは、基本的にはなっていないですね。

それと、さっき橋本委員が言いましたように、処理経費は平成8年度から比べたら2倍近く、これごみ処理場の負担金の関係で、一概にごみの量とは関係ないと思うんですけども、今後ですね、やはりごみ問題は大きな問題で、ごみをどう減らすかということと、市民にどう意識するかということをやっているか、ごみに係る経費というのは、またこれからどんどん上がっていくんじゃないかと思います。

それで、ごみ袋代金ですね、財源が、この18ページにあるように、いろんなことに配分されていますけども、この中にごみを減らすための啓発をやるとかですね、それが基本的にごみの収集というか、分別を増やしていくとか、そういうことをやっぱり全く別な視点でやらないと、ごみの代金というのは、厳しい財政状況の中で相当負担が多くなってくると思うんですけど、ごみ分別の品目を増やすとか、そういう考えは今のところ協議されてないでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） ごみの減量、それから適正処理、これは環境課の非常に大きなテーマでございます。当然、さきの一般質問でもお尋ねがございましたように、有効な施策を講じていくようにということで、私どもとしましては、家庭のみならず事業所訪問を通して、事業所ごみですね、適正な排出、そういったものにも力を入れていくように考えておりますが、現時点で新たな分別というのは、まだ案としては固め切れておりません。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） そうしたら、この近隣ですね、市町村で、ごみの量が少しずつ減ってきているとか、そういう具体的に減っている自治体がありますかね、今のところ。もしその情報がおわかりでしたら教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 濟いませぬ、他市の経過の資料、ちょっと手元に持ち合わせておりま

せんので、他市のごみ量については、また資料を作成したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） ちょっとですね、事務報告書の38ページ、今各皆さんから清掃費、ごみ処理費関係について質問がっておりますが、事業報告書の38ページの資源化量という形で、ここにアルミが116.42tと出ているんですね。それで、昨日のですか、ちょっと私も注意はしたんですけどね、収集前に全部中をあけてアルミだけ取り出す。電気なべ、電気こんろなんか出ていると、ペンチでコードだけは切り取ると、そしてアルミのなべはその場で、握り手がプラスチックになっているんであれして、どのくらい集めますかと聞いたら、1日20kg以上ということです。太いですよ、やっぱり。1万円。そういうのが何人かおられますが、まだ激しいのになるとですね、トラックで3人お見えになって、とりあえず抱えて一番軽いというのがアルミ缶でしょうね、ほかのガラスが入っているものは持っていきませんが、とりあえず見て、アルミ缶の入っている軽い部分だけを入れて、中からおろすという、分別してとった部分だけを置いていくという。こういうトラックで市内を回っているというのと、それから自転車で回ってアルミを集めているという。テレビでも、東京都ですかね、そういう市の財産を集めることについてはというテレビの特集もあっていましたが、以前環境美化センターの部分で、業者がアルミをですね、不正に持ち出したということで、指定業者を取り消したこともあるんですが、やはりごみとして出されて、資源化としてアルミというのが今一番価値が出てきてると、kgの7円だそうです、持ち込んだら。だから、やっぱり相当市内で、こういう、これ平成17年ですが、平成18年度は持ち込み量が相当減るんじゃないかなと。だから、ある一定それなりに対応とか注意をすべきじゃないかなと。だから、ここの中というのは、環境美化センターの中で分別して、そしてその中で有価物として市に入ってくる、役割を果たした数字がここにあるんですね。だから、その辺は、燃えないごみというか、そういう排出時にやっぱり、環境パトロール車まであるわけですから、回して、それなりに市の有価物を事前に抜き取るというのは、対応を考えているかどうか、もう見て見ぬふりをするのかどうか。それ、担当部としてはどういうふうに考えるかですね。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） アルミ缶等の抜き取りの問題でございますが、これは本市だけではございませんで、筑紫地区共通の問題でもございます。そういうことから、2年半ほど前になりますけれども、その対策について協議をし、筑紫野警察署の方にも尋ねまして、対策法の相談を行いましたけれども、なかなか市のものという解釈にはならないということがございまして、有効策がまだ見えないというのが実情でございます。

委員長（武藤哲志委員） 太宰府市の指定袋に入れて、当然回収はよその業者がすると廃掃法違反ですよ。だから、袋の中に入れたと同時にね、お金をかけて指定袋に入れて、したときに、それをあけて中からとることについては何の規制もないということになってくると、ちょっとあれだけ。だから、1日1万円になるというなら。

（「議員報酬よりいい」と呼ぶ者あり）

うん。昨日大分ね、それ太宰府市の所有物なんだけどねと、そんなに、あなた、いっぱい中
とっていきよるけど言うたら、黙ってから、どんどんどんペンチ持ってきてあれして、中
のアルミだけをもう、だから1日でどれくらいですかと言うたら、一番少ないときで20kgと。
自転車もうほんと、もう右も前も、見かけると思うんですけどね。これに注意もできない、何
もできないとなってくると、ここにある資源化の問題で、一遍集めたもの、施設に入ったもの
は市のものだけど、入るまではだれのものになるのか、ちょっとそこいらが、今の課長の相談
された話では、あくまでも収集されるまでは排出者のものと……。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） この件につきましては、私ども見かけました折は、当然出された市民
の方は、これは太宰府市が適正処理をするという意識のもとに出してあるということで、市
の方でこれは処理をしておりますので、その適正処理に従ってくださいという話はしておりま
す。

委員長（武藤哲志委員） ただし、そのね、トラックで回収してよ、そして自分ところで集め
て、後から分別して、要らないものとか金にならないものを太宰府市の袋に詰めてよ、どん
どんどん収集前にやってくる。もうあらゆるところ、道のもう車の通行の妨害になるよう
なぎりぎりいっぱいとめて、そこで収集。昨日うちの店の前で、20分間にわたって全部あ
けてやりよるけどね、これに対して何の分もできないというのはちょっと、幾ら注意しても、
向こうは注意だけで終わるならね。だから、それを業としているという状況でしょ。だから、
これに対して何の取り締まりもできないということは、ちょっと問題があるんじゃないかな
と。

だから、この中で、1日1万円としたって、行政区の中でずっとありますが、1日、本人
が20万円くらい稼ぐということは、太宰府市はそれだけ損しているということやろ。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今環境課長の方からる説明申しあげましたような、この課題は、
先ほどから言っておりますように、本市だけの課題でもないようでございますんで、引き続き
4市1町で、担当課長会議をずっと定例的に開催をしとりますんで、今るる委員長の方からご
指摘をいただいております分につきましては、再度そういうふうな警察等々との協議もあわせ
まして、限られた資源が有効に生かされますような形の中で、何らかのいい方策を見つけると
いう形で、しばらく時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 力丸委員。

委員（力丸義行委員） うちの場合ですとね、アパートというか共同住宅ですので、ごみ置き場
が宅内なんです。いいんですかと聞かれてもですね、何ら答えようがないんですけど。張り
紙等してですね、持っていかないでくれとか、そういったことしたいということで、そういう
ことも言われているんですよ。だから、協議されるのはいいんですけど、今現在で何かそうい

った事例でですね、防御策というか取り締まれる部分があれば早目に伝えていただきたい。このことはそういったことで、区長さん通してなり伝えていただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） これは要らんことかもしれんけど、ちょっと。ペットボトルをですね、有料化、あれなんか有料で引き取る場所、それ課長知っています。うちのかあちゃんがですね、何か有料化でですね、何かとり来ると、業者が。

委員長（武藤哲志委員） いや、お金を出せばとりに来る。

田川委員。

委員（田川武茂委員） いや。

委員長（武藤哲志委員） 逆。

田川委員。

委員（田川武茂委員） いえ、それ有料です。

委員長（武藤哲志委員） こちらがお金を出す。

田川委員。

委員（田川武茂委員） こっちがお金やるんじゃなくして向こうがお金をやるんですよ。だから、それは、ちょっと、そういうところがね、あれば、搬入料とか経費が.....。

ねえ、そういう宣伝をすれば、今度は処理費が非常に安くつくんじゃないですか、このね。だから.....。

委員長（武藤哲志委員） 今、田川委員からですね、大変ペットボトルの処理費は、北九州までお願いをして大変、集めて、この前も橋本委員が一般質問しておりましたが、キャップとラベルの関係もありましたが、逆に処理していただくのに大変なお金を出さなきゃいけないという状況が、質問されておりましたが、田川委員からは、逆にペットボトルを有料で買いに来る業者があると、そういうのは環境課では知っておるのかということですが。

環境課長。

環境課長（蜷川二三雄） 把握しておりません。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） いや、こういう話になるなら、今日かあちゃんからよく聞いてきてからですね、その業者名とかですね、お知らせするんやけど、残念ながら、それそこまで至ってありません。この次、明日でもまた聞いてから教えたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

環境美化センターまで行きましたので、それでは4款2項の3目し尿処理費、これ事務報告書の38ページに書いてあります。し尿処理費についての、委員からの質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4款3項1目の上水道費に入ります。

これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、5款1項1目、質疑ありませんか。

なお、シルバー人材センターについては、事務報告書の41ページに報告されております。監査意見書は19ページです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、ないようですので、6款1項1目、同じく監査意見書19ページ、そして事務報告書は42ページです。

6款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、7款1項1目、監査意見書20ページ、事務報告書は44ページです。

7款1項1目、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目については、審査資料として観光マップ、冊子の販売場所、金額、販売部数は、審査資料の56ページに報告がなされております。

それでは、7款1項4目、質疑ありませんか。

山路委員。

委員(山路一恵委員) 資料の56ページで、観光マップと冊子についてなんですが、予算のときの説明だとですね、これはたしか販売をするというふうに言われていたような気がするんですが、無料配布となっていますが、この辺変わったいきさつについてご説明をお願いします。

委員長(武藤哲志委員) 観光課長。

観光課長（木村甚治） 観光課で作成いたします観光マップ関係については、基本的に無料配布でこれまでやってきております。有料化という話も、検討もしてはございましたけれども、現在民間ベースの中で、フリーペーパーという形でほとんどの今PR情報冊子が主流となっていて、有料化につきましては、単独での有料を一度地域の商工会ともちょっと協議いたしましたんですが、どの店をどういうふうに紹介していくかに、非常にちょっと難しいところがあるということで、平成17年度につきましては無料配布の情報提供という形で進捗をさせていただいております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） それじゃ、確認ですけども、今後は有料化していくということも、視野にまだ入っているわけですね。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長。

観光課長（木村甚治） 地域の情報提供でございますので、そういうような話し合い、協議がまとまれば、そういうことも一つの方法論として考えております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 進みます。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） そのガイドマップはですね、業者の、スポンサーみたいな形で提供しているのかどうか、そこら辺ちょっと。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長。

観光課長（木村甚治） 現在のフリーペーパー関係は、それぞれのコマーシャルを提供していただく企業それぞれが、開拓しましてですね、そこからの出資といいますか、それに基づいて、国立博物館でありますとか天満宮というようなところからの情報をもらって、そしてただで配布をしておるといふ流れになっております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料の56ページに質疑がないようですが、特産品の献上岩塩と梅酒という部分についての資料要求がっております。

それでは、進みます。

8款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の1目、2目、3目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、4目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、8款3項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく、4項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、審査資料57ページに予算計上されている門前町景観形成基準作成業務委託料の執行状況という形で、執行額は0という形で資料が審査資料として出されております。57ページです。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、同じく2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目、4目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目、7目、8款5項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで土木費を終わります。

9款に入りましたので、ここで14時まで休憩します。

休憩 午後1時46分

~~~~~

再開 午後2時00分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開します。

9款に入ります。監査意見書は21ページです。事務報告書は48ページから、施策評価については28ページ、30ページにわたっておりますので。

それでは、9款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目については質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それじゃ、3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目、5目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10款1項1目に入ります。

なお、ここでは監査意見書21ページ、施策評価は16ページ、そして審査資料として委員から出されておりますので、まず審査資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入歳出のかかわりがありますが、学校評価満足度調査結果という形で1から15項目まで、学校評価満足度調査結果と同じく審査資料58ページをお開きいただきたいと思います。

まず、過去10年間の一般会計予算に占める教育費の割合とその金額、平成9年度から平成18年度まで、そして小・中学校予算の割合とその金額も同じく平成9年度から平成18年度まで、あとの部分について、教育関係では、適応指導教室の児童・生徒の過去1年の月別人数と過去5年の年度別人数の部分が出されております。それから、60ページも、要保護・準要保護の児童・生徒関係費の扶助費の内訳と人数、傾向が報告されておりますし、社会教育の関係がありますので、地域活動指導員の職務内容、人数と賃金の根拠と成果、それから、これについての部分と、それから62ページにヤングテレホン関係が審査資料として出されております。質疑の段階では省略をいたします。あと、事務報告書は49ページから具体的に報告されております。

それでは、10款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目、質疑ありませんか。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 済いません、2目の方に戻りたいんですけど、いいでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） それでは、2目に戻りますので、236ページをお開きいただきたいと思います。

委員（渡邊美穂委員） 241ページなんですけれども、適応指導教室の方ですね、こちらのいじめのアンケートの実態なんかを見まして、また不登校児の数を見てもですね、かなり増加傾向にあるということで、今後適応指導教室の指導員をどのように考えておられるか。実際、総務文教常任委員会の方でこちら視察に行きましたらですね、その指導員よりも、むしろその親を含めたカウンセリング、専門のカウンセラーが欲しいというような要望が上がってきていたんですけども、もちろんこれは適応指導教室だけの要望ではなくて、今後、例えば、前回山路議員が一般質問で言われましたように、退職される団塊の世代の方たちに向けても、そういった専門員が今後必要になるんじゃないかという考えはあるんですが、まずはこの適応指導教室についてですね、今後どのような形で増加に対して対応していかれるおつもりなのかお聞かせください。

委員長（武藤哲志委員） 今、渡邊委員から審査資料の2ページと、それから59ページのかかわりについて質疑があります。

学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 指導員、現在2名配置しておりますけど、今の現状としましては、2名の指導員で今後もやっていきたいというふうに考えています。

今、委員さん言われたように、確かに不登校児童・生徒等が近年増加傾向にありますので、そういったことから、6月の補正予算で、そういったかかわりを持っていただく指導員といいますかね、そういった方の補正予算を上げて、増加傾向にある部分を減らすとか、そういう形の、今補正予算、先ほど言いましたように、6月に補正を上げておりますので、そういったものも絡めてですね、やっていきたいというふうに考えています。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それじゃ、進みます。

10款2項1目、質疑ありませんか。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 教育費の小・中学校予算というのが年々減って、なかなか計画的、年度計画立ててやるということが難しい状況だと思うんですけども、今中学校です、机といすをかえている、新しいのにかえていると思うんですよ。それが途中までで、まだ終わっていない状況で、それ今後どうなっていくかという、その1点と。

もう一つは、例えば外壁だとか、そういった補修に関してはですね、学校の校長先生側からの要求があるのか、それか市の施設管理の方で、どこが悪いのか、どなたが決めるのか、そこら辺をよろしく願います。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 1点目の机の件でございますけど、たしか平成14年度か平成15年度までぐらい、実計事業という形で机の入れかえをしてきた経緯がございました。その後、財政事情等が厳しくなった関係等もありまして、現在入れかえができていない状況がございます。

確かに学校現場を見ていますと、もう机がかなり、いすが傷んでいるというか、古くなっているような状況等もございますので、財政厳しい折ですけど、今後の検討というか、導入に向けて検討したいと考えます。

それと、2点目の学校の修理とかそういったものについてでございますけど、学校側から要望が上がってくる場合もありますし、私どもが学校現場に出向いたときに気がついて、状況把握するというようなこともございます。そして、そうなったとき、最終的には修理と、補修という形になっていこうかと思いますが、なかなか思うとおりに修理等ができていないというのが現状でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 今の審査資料の件ですね、小・中学校の予算の割合とその金額を出していただいているんですが、平成9年度、10年前に比べるとですね、金額としても半額に小・中学校の予算がなっているわけですね。市の全体の予算総額がもう減っているんで、これはいたし方がないところあるかもしれませんが、それにしても、その割合もですね、38%から27%と10%も予算全体の割合が減っているということで、この点についてですね、今後、例えば少しずつでも、もう少し、平成9年度までいかなくてもですね、市としては、今後その予算の割合を増やしていこうというお考えはありなんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 平成9年度当時はですね、例えば水城西小の大規模工事とか、大規模工事関係を幾つかやっていた時期でございまして、現在はそういった工事関係がですね、ほとんどできないということから、大幅な教育費の減額というような状況になっています。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

中林委員。

委員（中林宗樹委員） 小学校の需用費の中で、消耗図書というのがあるんですけども、これが決算書で1,900万円上がっているんですけど、前年度を見ますとですね、614万円ぐらいなんですけど、どうしてこんなに今年度だけ上がっているんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 昨年度がですね、小学校の教科書の改訂時期ということで、指導書と教科書等が変わった関係から消耗図書代が増加しております。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） プールの事故があつてですね、子どものやっぱり安全にかかわる分、学校の中でも緊急を要する工事もあると思うんですよ。そういった分に関してはきちんと予算をつけて、今の予算の中でなされているんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 状況としましては、1校当たり、ちょっと金額はあれですけど、何百万円という、1校何百万円という形で予算をとりまして、あと緊急度合い、急ぐもの等から修理をしている状況でございます。緊急突発的に出てまいったものについては、そのときの予算の状況と照らし合わせてですね、できる範囲であれば修理をやりと、そういう状況でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） もう一回確認しますが、できる範囲であつたら修理をするけど、時と場合によって補正予算を組んだりということもあるわけなんですかね。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 内容によればですね、補正予算あたりも組む必要が出てくればそうしたいと思いますが、既決予算の中でできるものであれば、既決予算の中で対応するという事です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今のプールの関連ですけど、プールの排水口の構造は、ここはどげんなつとると。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） プールの構造……。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 排水口の構造。ボルトで、今問題になっておるように、ボルトになつとるのか、どういうふうにあそことめるようになつとるかを聞きたい。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） ボルトで締めてですね、その奥にまた排水口といいますかね、そういう部分がございます。今回プールの事故、ふじみ野市ですかね、事故受けまして、最初のプールのふたの部分は確認できるんですけど、その奥にありますふたの固定状況といいますか、それが目視の段階でできないという状況がございましたので、今度、来年度新たにプールを使います前に、水を全部抜いたときにですね、どういう状況を再度確認するというにしております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それは図面見りゃわかるもん。そんなもん、実視、実際見らんでも図面があろうも。ないと。いや、そりゃ構造は図面見ればわかるでしょう。別にそのこと、いや、いいんやけど、いや、そのこと聞きよらんけんさ、そのこと問題にする気もないんやけど。まあまあ後から答えて、まとめて。

委員長（武藤哲志委員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回の事故を受けまして、福岡県教育委員会から調査が、再三言ってきております。3校がですね、3校が目視で確認できないということですが、平成15年にも同じ調査がありまして、平成15年度の報告では、11校全部いいということでございますので、先ほど課長が言いました、水を抜いた時点での調査というのは3校でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） それで、いわゆる問題になったときに、現状はボルトは全部してあったんかいな、プールは。

委員長（武藤哲志委員） 学校教育課長。

学校教育課長（花田正信） 確認したところ、全部きちっととめ金といいますか、ボルトはありました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 上からの通達で検査したということですけど、こういうのはプールを使用する前に、毎年確認するのが本当やないんですかね。どうですか。

委員長（武藤哲志委員） 教育長。

教育長（關 敏治） おっしゃるとおりでございます、ふだんはですね、だから一番外側のはきちっと確認しているんですけど、今度求められたのは、その外側のと、もう一つ奥まで確かめよというのが今のような話ですね。目視で十分確認できなかった点については、来年の春のときにもう一回確認確実にしますと。ただ、答えにありましたように、平成15年度のときには、それがきちっとしていたという書類がございましたので、今年は一応安全だということで進めてきたところです。

委員長（武藤哲志委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 大体事故が起これば、後でいろいろやるんですけどね。予測されることは事前にですね、今後もやっていただきたいということをお願いしときます。

委員長（武藤哲志委員） まずプールを、学校がもうできて、その後、小学校7校と中学校4校、プールもでき上がって10年以上、その後新設もしていませんし、大変古い学校もありますしね、事故があっただけじゃあ教育委員会も大変でしょうから、それなりに点検をしていただくと、もう古い学校ではプールが20年以上もたっていますし、委員としては、事故が起こらないように事前に、プールの時期も終わりましたので、点検をしたり、不備がないように、ひとつ対応していただきたいと思います。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

10款2項3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2項、3項、4項まで質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは……。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 今中学校費まで行ったんでしょ。

委員長（武藤哲志委員） 今から中学校費に入りますが。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） いいですか。

委員長（武藤哲志委員） はい、どうぞ。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） もうこれ小学校、中学校関連するわけですから、いいんですけども、いわゆる学校施設の使用申し込みをする場合に、今はコンピューター一本しか受け付けがないわけでしょうか。受け付けの仕方をちょっと教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 学校施設の使用についての部分ですね。それは所管どこになりますか。

社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 大もとの窓口の対応としては、いきいき情報センター、2階の窓口で受け付けと、それとまた使用料の関係が、全部統一してやっております。あとは、あきのいろんな申し込みですね、キオスク等でも確認できます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） あれ何というとかいな、何か、申し込みをするならば、あれを教えてくださいと言われたったいな、コンピューター用語で。

（「ID」と呼ぶ者あり）

IDか。IDがないなら云々というその先がさ、何か今はIDがないと申し込めないような感じを私は受けたんやけど、これは後から聞くより今一緒に聞いとくけど、中央公民館も一緒たいな、IDがないと申し込めんのかということが聞きたいわけ。

委員長（武藤哲志委員） 中央公民館長兼市民図書館長。

中央公民館長兼市民図書館長（吉鹿豊重） 同じでございます。

委員長（武藤哲志委員） まず今、福廣委員が質問しているのに、いきいき情報センターに行って申し込む部分もありますが、一々IDじゃなくても、あいてれば、申し込めば貸していただけるということになるのか、その……。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） いや、そのIDはね、便利がいい方向に持っていったわけよね。それはわかっとなですよ。わかっているんやけど、旧来のやり方はだめなのかということが聞きたいわけたい。今までどおりのやり方プラスIDなのか。全部IDに変わったという印象を受けたもんやから聞きよるだけ。

電話で受け付けんというのわかってるよ。いや、受け付けるときは、いきいき情報センターに行けばね、受け付けてくれるんであればいいわけ。中央公民館に行けばね、受け付けてくれるんであれば、それプラスIDがわかっとなければ、もうそこに行かんで、コンピューターで申し込みができるということでしょうが。便利になったということはわかっとなわけたい。わかっとなけども、コンピューターに弱い人もあるわけね、私みたいに。そうすると、現地に行った方が早いという人もあるわけたい。そのやり方はだめなんですかということ聞きたいわけ。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長、ちょっとわかりやすくな。

社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） わかりやすく。

委員長（武藤哲志委員） だれでも、お年寄りの方でも、それから今のコンピューターをしょっちゅう使う方もあるんだけど、公共施設の利用申し込みについて、ちょっとわかりやすくもう一度ね、今まで従来どおりでいいのか、新しい方式になったのかという形で、福廣委員から質疑が出ていますので回答ください。

社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） 再度お答えいたします。

従来どおり受け付けもできるし、新しい方法でもできる。ただですね、場合によっては、現地受け付けもいたしております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10款3項1目に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 10款4項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 10款5項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 先ほど、審査資料61ページについては事前に説明をしております。

それでは、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6目について質疑ありませんか。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） さっき、文化財で聞きますということで、先日の台風の折の、要するに、文化財、何というかな、特別史跡の中で現在倒れた木があると、そういったものの処理については、文化財課の方にお願ひすれば処理をしてもらえるのかどうかをお伺いをします。

委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 史跡地内におきます風倒木の処理につきましては、文化財課で対応したい。その財源につきましては、国とか県の財源を求めてですね、今協議をしているところです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） いわゆる文化財、太宰府市の場合は結構広い地域になるわけですが、目に見えて、いわゆる外からね、見てわかる部分と、大野城なんかなるといわけですから、かなり広域になりますよね、そこまで手を入れてもらえるものなのかどうかというね。これは非常に難しいと思うんですよ。大野城をずうっと行けば相当広い範囲になるでしょ。そこらあたりのね、だからやってももらえるかどうかというのは、地元もどうなのかなという部分があるんですよ。だから、度合いの問題と思うけども、一遍そこらあたりをざっと見てもらうというだけでもね、大分違うかなあと思うんですね。だから、今すぐやらないかん問題もあるうし、今すぐやらない部分もあるでしょうから、一遍調査だけでも簡単にやってもらえたらというふうに思うとりますので、よろしくお願ひします。

委員長（武藤哲志委員） 今、福廣委員の質問項目については、施策評価の68ページをお開きいただくと、文化財の保護と活用、各委員からも一般質問行われておりますが、こういう内容について平成16年から平成19年までの指標等の実績推移と目標値、こういう、それから効率性についての報告がなされております。それから、事務報告書の56ページをお開きいただきますと、先ほど福廣委員が言いましたように、56ページの10款5項6目の史跡地公有化事業関係費、その後に10款5項6目の、ここでごみの収集だとか史跡のいろんな見回り監視だとか修繕料、こういう状況が報告がなされております。

福廣委員、回答求めますか。

委員（福廣和美委員） いや、もう結構です。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

ほかに6目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 7目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 8目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、9目に入りますが、ヤングテレホンの資料要求は審査資料

62ページに出ています。

それでは、10款5項9目青少年対策費についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10款6項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) じゃ、2目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これで10款を終わります。

11款に入ります。災害復旧費です。監査意見書は22ページです。

まず、災害復旧費の1項、2項の1目まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) じゃ、同じく2目の部分について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 11款3項1目、2目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、11款終わります。

12款に入ります。ここで、太宰府市の財政状況について委員の皆さんも知っておく必要があると思いますから、できれば事務報告書の62ページをお開きいただきたいと思います。執行部の方から太宰府市の公債費についてわかりやすく提出されております。先ほども監査意見書の中で太宰府の財政状況、当初で説明しましたが、ここの中を見ていただきますと、元利償還がある一定保障されているというのが、公共用地先行取得事業債として平成16年度末現在高44億3,750万円が、現在高については逆に増えて44億7,937万5,000円になっております。それから、大変市民から出されておりますが、太宰府館の地域活性化事業債について、それから地域改善対策特定事業債についても、元利保障されておりますし、その他臨時財政対策債、減税補てん債、こういう形で下の方に出された金額、現在のところ合計額として245億2,716万4,739円、しかもこれについての借り入れが下の方に出されております。そして、横にさせていただきますと、借入状況として、昨年平成17年度の借入額が、ここで減税補てん債から臨時対策債、今審議をされております高雄公園整備事業、地方債の補正を確保してきました。それから、大変大きな金額としては7億円を公共用地先行取得事業・史跡地公有化事業として借入しておりますし、こういう状況で公債費が出されております。この内訳が予算書の288ページに戻るわけですが、公債費として元利という形で出ております。

それでは、12款1項1目、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、12款を終わります。

14款について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) ここで、歳出の総括的質疑を行いたいと思いますが、委員の方から歳出全般について質疑を許可しますので、ある一定整理をしていただきたい。何名ぐらい、本日は大変進行が進んでおりますが、歳出全般について質疑漏れがあったと思いますが、質疑をする予定のある方、事前にちょっとお知らせいただけませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1、2、3、4、質疑漏れ、歳出全般について、今のところ4名だけですか。

5名、じゃあそういう形で……。

それじゃ、このまま歳出全般について審議に入りますが、いいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、まず歳出全般について質疑、総括的な、質疑漏れがありましたら許可いたします。

まず、門田委員。

委員(門田直樹委員) IT関連のところで質疑するべきだったんですが、以前から一般質問等で、あるいは予算委員会等でお尋ねしとるんですけど、議員控室のパソコン3台ですね、これを、余りにも動作が遅いのと、それから立ち上がりも余りにも遅いということで、何とかしてくれというの、これ私だけじゃなくて議員使う方みんな言ってるんですね。あれ見たら、いわゆるパーティション切ってるんですね、パーティション切って、今みたい4Gと25Gに分けているんだけど、25Gの方は何も入っていないんですね、4Gの方にシステムその他全部入ってますね、何のためにそんな切り方しているのかというのもあるんだけど、だから全然、もちろん、よくあれで動くなという状態なんですよ。この件に関しては、必ずやる、善処するという、2度ほどたしか回答いただいたんですけど、いまだにそのままだから、どうなっているのかと、それだけちょっとお答えください。

委員長(武藤哲志委員) どっちが答える。

地域振興課長。

地域振興課長(大藪勝一) 議員控室のパソコン関係については、地域イントラ関係の部分で配置した部分だと思います。今、門田委員がおっしゃいました遅いというふうなことでの申し出ということ、2回ほどされているということでしたけども、ちょっと私の方までは届いてなかったんですけども、それはあれとして、今後そういった形で、入れかえとかですね、速くできるような形がとれるようであれば、そういった形で検討をやっていきたいと考えております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) 門田委員。

委員(門田直樹委員) 議事録見てください。結局、自分たちというのは一般ユーザーでログインするしかないんで、管理者権限がないからいかんともしがたいんですよ。だから、とにかく一回現物を見てですね、早く約束どおり善処してください。お願いします。

委員長（武藤哲志委員） 次に、質疑漏れ。

大田委員。

委員（大田勝義委員） 昨年も聞いたんですけどもね、プールの借地料の問題ですよ、あれ、助役、しかるべき態度というか、方法をとるといようなことを以前も言ってあったんですが、これはめどとしてどのような形で進行されるのか。

委員長（武藤哲志委員） 助役。

助役（井上保廣） 今所管の中で地権者と交渉中でございます。詳細については担当の方から答弁をさせます。

委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長。

社会教育課長（松田満男） プールの地権者、共有で2人おられるんですが、面積約2,100㎡あります。地権者の方に、現在2回行っております。市の方針としては、プールについては買い取りするか、またはもう買い取りが無理ならばあとお返し、お返しするかということで、どちらかの方法で提案して地権者の方に行きました。地権者の考えでは、いつ来るかと待ったというような言い方をしてありましたんですが、1つは、返還というのはですね、今さら返還することは考えてないと、返還するには、また周りの住民から逆に批判を受けるようなことも言われましたし、代替えの話も出ておりましたけども、代替えというのはなかなか難しい面もありますんで、代替えの考えは説明しなかったんですが、もう買い取るということで今進めさせていただいております。実は、また明日、3回目行く予定でございます。

状況としては以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 大田委員。

委員（大田勝義委員） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

橋本委員。

委員（橋本 健委員） コミュニティバスまほろば号についてお尋ねしたいんですが、運行に関しては非常にですね、市民の方にも大歓迎、喜ばれていると思うんです。115ページですね、補助金の件なんですけれども、運行経費から運賃収入4,500万円、平成17年度ございましたけれども、その不足分、要するに赤字ですね、約9,800万円ですか、約1億円近くを赤字補てんを予算計上されているという形ですよ。毎年こういう形でいくのかですね、やはり何らかの収入を得るようなですね、方策、例えば、以前ちょっと聞いたことがあるんですが、車内広告を、事業所、いろんなところから募るとか、それから車内放送ですね、放送、放送の収入を図るとか、こういう何らかの方策をとっていかないと、毎年毎年1億円近くをですね、赤字補てんしていくという、これもちょっとどうかなと思っていますんで、何かご計画がございましたらお教えてください。

委員長（武藤哲志委員） 産業・交通課長。

産業・交通課長（山田純裕） 今度の審査資料にも載せておりますけども、現在見直しを図ると

というようなことで書いております。中身につきましては、人件費を抑制できないかというようなことで、西鉄さんとも、内部協議はもちろんでございますけども、西鉄さんとの協議をしております。人件費の抑制、それからここにも書いてありますが、ダイヤの見直し、そういったことで、今後、具体的に言いますと、土曜日と日曜日をちょっと半分に減らすとか、いろいろなことを考えてはおります。そういった中で、運行費用を抑制していくということと、今おっしゃいましたように、収入を上げるということになりますと、車内広告も、今やっておりますけども、もうちょっとPRをしていきたいなというふうにも思っております。それから、フリー乗車券、1日フリーで300円ございますけども、こういった分のPRにも力を入れていくということで収入増を図っています。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 橋本委員。

委員（橋本 健委員） ぜひですね、積極的に、やっぱりこれからの時代は、ある程度収入を得られるところはとっていくようなですね、やはりアイデアを出して、収入を得られるような方策をとっていただきたいということを要望しておきます。

委員長（武藤哲志委員） 財政課長、ある一定太宰府市は全国に先駆けてコミュニティバスを行政提案で実施をして、交付税措置を受けていると、今委員からも9,000万円近くの一般会計の繰り入れということですが、交付税措置の中に対応していただいている額的なものと、交付税というのは本当計算してみなきゃよくわかりませんが、交付税で大体どのくらい見られているのかを、ある一定報告をいただいておりますと思うんですが、産業・交通課でそれがわかるのか、財政課でわかるのか。

財政課長。

財政課長（井上義昭） お尋ねの交付税措置につきましては、特別交付税という中に算入をされております。算入率といたしましては約8割、したがって1億円の赤字負担ということであれば、1億円が基本の数字になりますので、その8割、約8,000万円程度が算入額になっております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 算入して、それが出てくるから、基礎控除として10%として、800万円ぐらいしか入ってこないという計算になりますか。基礎控除の中に入れられているんですけど、それが全額入ってきているわけじゃないでしょうか。

財政課長。

財政課長（井上義昭） そうですね、特別交付税の考え方からいきますと、通常どこの団体にもないような経費というのが基本的には特別交付税として特に算定をされるわけでございます。その中で、本市の場合、特別交付税として要望いたしている数字がちょっと覚えておりませんが、三十数億円ぐらいあったんじゃないかなと思います。その中で、結果的に4億円程度が特別交付税として来ているということになっております。

お尋ねのコミュニティバスにつきましては、これは準ルールの要素がございまして、算入の度合いがちょっと、明確な算入の算定式がございまして、それに基づいて算入されているということで、言い方を変えますれば、例えばこの経費がなかった場合、全く算入されなかった場合丸々8,000万円がそこから抜け落ちるといようなこととなります。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今、財政課長の方からとりあえず特別交付税の算定の中に入れて、太宰府市の特別交付税の算入としては40億円近くあって、その中で決定されて出てくる金額が4億円近くの特別交付税と、そういうふうに、10%ぐらいの金額だと。本来は、特別交付税の対象にならないんだけど、太宰府市の場合はまほろば号が対象になっているという形で、大まかな数字で言いますとそういう状況です。

では、ほかの委員から。関連。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 大体の答えは今ので前向きでいいと思うんですが、土、日を減らすとか、何かちょっと気になるんですね。その乗る方を減らす、そういうことを考えずに一人でも多くの人を乗せるためにはどうしたらいいかということをぜひ考えてほしいと思うんですけど、便数を減らすとか、それはね、ちょっと僕はおかしいと思うんですね。そういう考え方で今から先コミュニティバスのことをとらえていくのであればね、全く違う方向に僕は行くと思いますよ。だから、ちょっとその点だけ気になったから発言させていただきました。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） コミュニティバスについては何度も説明した経緯があるんですけども、まずは利用者を増やす、これは当然もう第1番です。それから、その次にはできるだけ経費は節減をするという視点で日々検討しておりますので、その一つとして経費節減の中に利用者の少ない便数は検討していくということでございます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 文化ふれあい館のことでちょっとお尋ねするんですが、陶器がまだですね、陶器がまが現在9時開館の5時までしか使われないわけですよね。これについて、陶器がまを使用してある生涯学習の方はですよ、これが8時間ででき上がればですね、これはもう結構なんですけど、これ最低12時間かかると。12時間ということは、4時間足らんわけですね。1日目で8時間たいて、そしてまた今度5時でとめて明くる日の9時からしかそのかが利用できない。これやったらもう一遍完全に冷えて、そして今度はまた明くる日たかないかん。だから、その陶器がですよ、当たり前でできりゃええんやけどね、あの人たちは芸術的なやっぱり趣向がありますから、やっぱり一遍完全に途中で冷やしたというといいものがないと。それで、満足するものがないと。だから、これ12時間に増やしてくれと。そうけん、12時間に

すれば閉館が10時ですから、9時までそういう電気がまのたけるようにしてくださいと、そういう要望ですけど、助役は前向きに検討していただいておりますが、所管の課長ね、消極的やからこら辺の問題についてですね、本当にそういう気があるのかないのか。

それで、それは五、六人ならいいんですけど、その会員の方が三十数人、40人くらいおっしゃる。そういう人たちが、やっぱり熱心にやっぱりそういう生涯学習で勉強をしござるから、もっとそこんところをやっぱりもっとそれを認めていただけるようなやっぱりこの時間です、9時から5時を9時から21時まで延びてもらうようにやっぱり条例改正すべきじゃないんですか。回答をお願いします。

委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 状況を報告させていただきますが、条例では今田川委員さんおっしゃいましたように9時から5時までの、原則は9時から5時まで使用することができると。必要に応じて10時まで使えるという条例になっておりまして、今現在は太宰府市文化ふれあい館の電気がま陶芸使用基準に基づいてですね、利用いただいております。それで、館長ともいろいろ協議しながら関係、生涯学習のその陶芸がまの関係者とも協議をし、この基準に基づいて今後も今のところは大いに活用していただくところで話し合いをしておるところです。

委員長（武藤哲志委員） 今、田川委員からですね、はよ言えば火を入れてかまが焼き上がるまでということで、文化財課としては時間的な対応をしているということで受けとめていいんですかね。それとも、今見直しをしているというのか、田川委員の質問の内容については10時までぐらい、何かその辺でどういうふうに対応、かまに火を入れたわ、職員は残しとかなきゃいかんわという問題もあるでしょうから、しかも指定管理者に施設がなってるという問題もあるし、その辺の部分で田川委員からの質問と管理する文化財課との関係ではどういうことかということで。

再度文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） このかま1,000度以上の温度を使用してですね、焼くということで、常時10時まで使用するとなりますと臨時職員1人をつけて開館をしとくというわけにいきませんので、それなりの体制が要ります。それなりの体制をつけるためには指定管理料の関係もございまして、今すぐ常時申し込みの10時まで開館するということはすぐはちょっと今のところできかねますので、この使用基準の範囲でですね、今のところは使っていただきたいというふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） 30日ね、もう使うんじゃないですよ、これは。2週間に一遍ぐらい、1か月によく焼いて2回ぐらいじゃないですか。だからね、あなたの言う担当を1人つけないかんというそういう点は、それはわかります。だがしかし、毎日じゃないですからね。1か月にもう2回ぐらいだから、そこら辺の状況なんですよ。だから、やっぱり毎日毎日ということになるとそれは当然担当者を1人そらまた予算化をせないかんでしょうけど、そこら辺の状況

もよく考えてください。前向きに検討していただけますか。12月にこれ、12月まで条例変えていただけますか。そんなのもう時間の問題ですよ。8時から5時を8時から22時までにしてもらやそれでも結構なんですから。

委員長（武藤哲志委員） まず、田川委員、その議会としては指定管理者にしてですね、私どもは指定管理者として議会で同意をしているわけですが、指定管理者になったその管理者がどう対応するかということで行政側と協議をしないと、だからここではわかりましたとか。

だから、その辺指定管理者にした。だから、市は指定管理料を払っていると。その枠内で向こうが指定機関が受けたところができるかどうかという問題がありますから、今の部分についてここでははっきりとどういうふうにというか、契約を3年していますから、その3年の部分もどうするかもあるし、今ここちょっと結論は出ないんじゃないかなというような感じがしますが。だから、内容的には協議をしていただくということでいいですね。12月までに出せなんて、ちょっとそれは無理ですから。

いいですか。だから、ちょっと内部検討してくれと。結論出せというのは難しいと思いますよ、契約条項の変更をしなきゃいけませんから。

文化財課長。

文化財課長（齋藤廣之） 条例は午前9時から午後5時まで、必要に応じて午後10時まで使用することができるという条例なんです。条例改正しなくても使おうと思えば使えるんですけども、今言われましたように週に2回、4団体おられるからそれが全部入るような事態も起きますので、再度田川委員さん言われました件につきましてはまた指定管理者であります文化スポーツ振興財団の管理者の館長の方とも再度協議をさせていただければと思います。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

田川委員。

委員（田川武茂委員） はい、結構です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 2点いいでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） どうぞ。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 1点目は職員の健康問題なんですけども、総務費から職員の総合健診の委託料が出ているんですけども、今民間企業でもかなりストレスで病気になる方が多いんですが、今市の職員のそういう健康問題で長期欠勤だとか、そういったところの状況を教えていただきたいのと、もう一点はですね、梅林のアスレチックスポーツ公園、ここが今現状がどのようになっているか、その2点お尋ねします。

委員長（武藤哲志委員） まず、総務課長、委員には余り知られてないと思うんですが、3階に自分で今の状況がどういうふうに置かれてるかという、私も以前も質問したように自分で判断

するコンピューター診断やられていますよね、3階の方に。だから、自分で自由に出入りして自分が今置かれている状況というのもあそこで自分で判断できるという、そういう3階にあるんですかね。印刷室の前あたりコンピューターを置いとりませんか。違う。

あれ違うんですか。じゃあ、わかりました。それなら、片井委員が言うように、今の状況について、職員の健康管理の問題、まず1点。

総務課長。

総務課長（松島健二） 現在ですね、精神的なものも含めまして長期休養といえますか。

（「休業」と呼ぶ者あり）

休業ですかね。休んでいる職員についてはですね、10名以下。正確な人数をちょっとつかんでおりませんが、七、八名でございます。

委員長（武藤哲志委員） とりあえず病気で倒れられて治療を受けて休職扱いになっている方が何名というふうな、その報告はできるんですか。だから、給与を全く支払わないで無給の職員が何名とか、そういう数字が今7名ぐらいであるという部分では報告できるんですか。

総務課長（松島健二） その辺、ちょっと調べましてから報告させていただきたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） それじゃあ、梅林アスレチック関係については。

建設課長。

建設課長（西山源次） 梅林アスレチック関係につきましては、平成18年度から建設課の方で管理しております。うちの方で9月からですね、直接ではなく、一応業者の方、要するに民間、要するにボランティア関係で8月に広報で募集いたしまして、応募がありましたので、9月からですね、その方に管理してもらおうということで契約を終えたところでございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 管理は業者が決まったということですが、施設について使用するというのは、使用は今までどおりできるんですか。

委員長（武藤哲志委員） 建設課長。

建設課長（西山源次） 今までどおりでございます。そのとおり、従前のとおりでございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 太宰府館についてなんですけども、当初建てる前にですね、執行部が説明していたその構想と今の現状を比べるとですね、随分違いが出てきているように思うんです。観光客にどれだけ利用がされているのか、それで今後観光に利用していくというところでは、何か事業をお考えになっているのかということ、それから今後、今直営でやっていますけども、指定管理者ということもお考えになっているのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 観光課長、まず太宰府館の当初と今の現状と観光客に対する利用、地

域の活性化という形で山路委員から質疑が出ておりますので、わかる範囲。

観光課長。

観光課長（木村甚治） 事務報告書44ページの方に利用状況の人数を掲載いたしております。下の方、2番目に載せておりますが、平成17年度は大体13万3,580人で、うち大体6.6%、7%弱、8,800人前後が外部の人であろうということで推測をしております。

そして、あと今後の展開といたしまして、一つは旅行者の団体の利用を促進しようということで、現在旅行業関係の方と話をですね、持つ場を設けまして、旅行者が使うためにはどういふことで整備した方がいいかということをお話を聞いております。そういう中から、旅行者が団体として使うときの料金の支払い方法であるとか、また条件整備をしなければならないものが出てきておりますので、その辺を今後煮詰めていきたいというふうの一つ考えております。

それともう一つは、観光プログラムということで、これまでいろいろ地域の方の協力をいただいてプログラムをつくってまいりました。その分をもう少し積極的に展開しようということで、毎月第1日曜日は木曜日、第2日曜日は歴史の日、第3日曜日は万葉の日というような形で毎日曜日にはいろんなものが体験できますという形で現在話はできまして、9月から日曜日のたんびにですね、大体飛び入りでもいろんなことができるような形で観光客を呼び込もうということで動いております。そういう中で、今後いろいろな機会を設けまして、外部の太宰府においていただく観光客の利用促進を図りたいというふう考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） いや、もう一点あります。

委員長（武藤哲志委員） もう一点。観光課長、太宰府館を指定管理者っていう考え方ですか。

これは地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現時点では直営をやっておりますけども、それらを含めて今後の一つの検討課題として進めていきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳出全般について質疑漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、皆さんにお諮りいたしますが、本日は一般会計の歳入を休憩後再開して、本日一般会計を終わらせたいと思います。ということで、本日は平成17年度決算の歳入歳出までを審査をし、採決をしたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） じゃあ、ここでですね、3時10分まで休憩します。

休憩 午後2時56分

~~~~~

再開 午後3時10分

委員長（武藤哲志委員） それでは、再開いたします。

先ほど、片井委員から歳出の部分で質疑がございまして、総務課長の方が現在職員の休職、こういう部分について報告したいということですので、許可します。

総務課長。

総務課長（松島健二） 先ほどは大変失礼いたしました。病気の休業についてですが、現在職員では3名、長期の休暇でございますが、1名でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入に入りますので、まず決算書34ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、皆さん歳入で質疑がありましたら、まずですね、監査意見書をお開きいただきたいと思ひます。

監査意見書は、8ページからなります。大変監査について特別会計までですが、監査意見書が具体的に太宰府市の状況を監査いただいております、8ページに市税が出されておりました、前年度との比較、そういう収入未済額についてが出されておりました、先ほども説明しましたが、現在3億9,279万2,983円。市税科目別収入状況というのが平成16年、平成17年で出されております。

それから、9ページをお開きいただきたいと思ひます。滞納繰越額も先ほど説明しました。

それから、市税収入状況年度別比較として平成13年から平成17年まで、それから税目別不納欠損の状況、それから2款、3款、4款、5款、6款、こういう形で報告がなされておりました、7款、8款、9款、10款、こういう歳入状況の報告を比較表で出されております。

それから、12ページですが、最近5か年の地方交付税の年度別収入状況ですが、平成17年という部分で普通交付税と特別交付税、こういう状況での収入に占める割合、これが10款の関係で出されておりました、11款に交通安全対策特別交付金、12款に分担金及び負担金、そして13ページに保育料収入状況が出されておりましたが、13款使用料及び手数料、14款、15款、それから16款の財産収入、17款の寄附金、18款の繰入金、これは44.78%の増額になっているという監査意見が出されております。

15ページに諸収入としての報告、それから先ほども歳出の関係がありましたが、市債状況です。

それから、事務報告書21ページをお開きいただきたいと思ひます。

先ほど、歳入とのかかわりがありましたが、21ページの2款3項からの具体的に対比分が出されております。そして、ずっと22ページの徴収関係費までが出されております。

それから、先ほども78ページで施策評価は説明したところです。

それから、審査資料をお開きいただきたいと思ひます。

委員から出された審査資料について、執行部が具体的に再度わかりやすく出していただいております。

7ページは、市民税（個人）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地

保有税、都市計画税という形で出されております。ここでは、平成11年度から平成17年度までの部分で、これは両方足さないと先ほどの金額になりません。そういう状況で、大きく分けて収入未済額が報告されております。

8ページをおあげいただきたいと思います。

ここでは、納税者の居住先が不明、そして住民票の職権削除、それから時効（無財産）、そういう債権処理されたという形での件数が報告されて、合計で不納欠損が1,377件です。

その下も同じく固定資産として476件の職権削除と時効（無財産）という形で出されております。

その下に都市計画税も当然固定資産税の関係になりますと、都市計画税まで関係しますの
で、同数の476件という報告がなされております。

10ページをお開きいただきますと、軽自動車税の、これも同じように152件です。

それに関連するのが11ページに原付1種から農業用までの部分として収入未済額が報告をされております。

12ページをお開きいただきますと、12、13ページは先ほど歳出のかかわりがありまして、当初も説明しておりましたが、公立、私立の保育所保育料、学童保育料、この部分の階層という形で右左が合うようになっております。

14ページは保育所の部分で、平成13年度から平成17年度までの保育料の滞納が2,321万2,460円です。それから、不納欠損として平成5年度の1件から平成11年まで合計23件で350万2,530円を不納欠損としたという報告です。

16ページは、学童保育料の不納欠損の年度別内訳が出されております。

それから、委員から出されている駐車場使用料の内訳として、西鉄都府楼前駅のところ国道3号線の高架下、パーク・アンド・ライドスペースが68台分あって、一般利用者用と障害者用という形で報告がなされております。

それから最後に、歳入の18ページにごみ袋の代金として1億6,145万1,000円、その中での古紙等資源再利用事業奨励金だとかごみ袋購入費、こういう処理関係としての内容が報告をされております。

歳出全般についての審査資料、施策評価の部分については一括して私の方で説明しましたので、審議の中では説明は省略させていただきます。

それでは、審査に入ります。

1款1項、これについての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3項、3項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 7項1目、8項1目。

不老委員。

委員（不老光幸委員） 8項の歴史と文化の環境税ですけども、5,200万円ほど入っているんですけども、不納欠損額は0円になっていますけども、これは間違いないのでしょうか。

収入未済額か、も0円になっているんですけども。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税につきましては、申告制で申告された金額はすべて納入されている状況です。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 不老委員。

委員（不老光幸委員） じゃあ、事業者申告全員されているということでございますか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長。

税務課長（古野洋敏） 指定している事業者については全事業者申告をしていただいております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかには。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

2款1項、2項1目、同じく3項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、3款、4款、5款、6款、7款の各1項各1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、8款、9款、10款、11款までの各項各1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、12款1項1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく12款2項1目、2目、3目、4目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、13款1項1目、2目、3目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目、6目、7目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、13款のここの8目の消防使用料について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、13款2項1目、2目、3目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 14款1項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 14款の1項の2目、3目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14款2項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目、3目、4目、5目、6目、7目、質疑ありませんか。

渡邊委員。

委員(渡邊美穂委員) 濟いません、60ページ、61ページですけど、史跡公債償還元利補給金5億7,000万円ちょっとあるんですけども、これは史跡指定地の購入額の相当分を国からもらっている金額というふうに考えていいんでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 文化財課長。

文化財課長(齋藤廣之) 文化財公有化のための償還金の金額でございます。

委員長(武藤哲志委員) 渡邊委員。

委員(渡邊美穂委員) 今、国からのこういったお金ってだんだん目減りしているような状況にあるんですが、こういった償還金についてはどのように市の方ではとらえられておられますか。

委員長(武藤哲志委員) 文化財課長、国と県とあって、ここで見ますと10分の8が国、県の支出金であります、ここで5億7,764万円、ただし平成17年度としては7億円ですかね。

(「7億円です」と呼ぶ者あり)

購入して、毎年毎年増えて地方債として四十何億円あるんだけど、この元利が大体保障された状況なんです、全国が買い上げし切れなくて太宰府に回ってくると。そうすると、その分

だけ地方債が増えると。ただし、平均して返ってくる金額は大体6億円ぐらいじゃないかと。その差額的なものではどう考えているかということですが、財政課になりますか。

財政課長。

財政課長（井上義昭） 史跡地の購入について今現在7億円毎年やっておるわけですが、本来これは国庫補助事業ということで、従来では国庫補助金が充当されております。ところが、国の財政状況が非常に悪くなりまして、国の方でそういった資金を手当てできないということで地方に借金をさせて、その元利償還分については保障していこうというようなことで、国の財政状況のツケを地方に分割払いさせるような形でとられたシステムになっておると。それで、この元利償還については、これはもう約束事ですから100%補助金として入ってきます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） いいですか。

門田委員。

委員（門田直樹委員） 濟いません。災害復旧ということで、ちょっとここでお聞きしたいんですけど、以前一般質問でもお尋ねしたんですけども、国分の国分台地区の水路の今後の計画と入り口のクランク部分が非常に狭いので、そういったところも考えていくと。ただし、そういうふうな水路の改修と道路整備と一緒にやるのは大変難しいけれども、こういうふうな補助金等ですね、いろいろ探して検討していくというふうなお答えいただいたんですけど、その後経過、何か進捗がありましたでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） まず、国分区の災害関係で、担当はどこになりますか。まちづくり技術開発課、建設部長おられますから建設部長。

建設部長（富田 譲） 国分区の国分五丁目、団地大変被害受けられて、その後の応急的な災害に係る部分は応急的にいたしまして、抜本的に水路、そういうものをどうするかということで地元の方々、それから区長さん、かわられましたけど、引き継いでやっております。それで、今年の5月ぐらいですかね、に一応調査をして、それからいたしておりますが、その調査内容の報告を地元の方にいたしております。それを受けてどうするかということで、これについては財源的な措置が必要ということで時間をくださいということで、そこまでなっておったと思います。

実際、今道路網を含めて検討いたしております。今のところそこまでしか言えないところでございます。言葉で言って検討しないことはございません。やっておるけども、まだそういう外に出せる時期になっていないということでご理解いただきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、14款3項の1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、15款1項1目、2目、4目まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 15款2項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2目、3目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目、6目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 15款3項1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、8目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 16款1項1目、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、16款2項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 17款1項1目、2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 18款1項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 18款2項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 19款1項1目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 20款1項1目、2項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 20款3項、4項、5項の各1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、21款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目、7目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入全般について質疑漏れはありませんか。

安部陽委員。

副委員長(安部 陽委員) 一応、収入面でございますけれども、市税でも人員が昨年から400人近く増えているわけですね、未納者が。それから、保育料だとかそういうものもやはり納められない人が増えていると。こういう傾向はやはり早く断ち切らないといけない状態と思いますが、それに対する施策か、そういうことはどういうふうに考えてありますかね。市税で

も、固定資産も今年は入札にかけたりして競売、ないことが一番市民も安心したまちになると思うんですけど、そういうことをしないでね、納めてもらう方法をちょっと、どういうふう
に今後考えてあるか。

委員長（武藤哲志委員） 税務課長になりますかね。どちらになる。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私ども、税の徴収については委員長から説明がありましたように、現年
について最初から滞納させないように現年のうちに納めていただくというのを第一にしており
ます。少し厳しいというようなお声もいただいておりますけども、税の公平のためにはある程
度やむを得ないというようなことで、県下でもトップクラスの徴収率を上げているところで
ございます。

しかしながら、そんな中でも1.4%前後ぐらい滞納者がいらっしやると。この中にはいろいろ
破産をしたり、夜逃げをしなければいけないというような状態の方もいらっしやいまして、取
れない分もあるんですけども、やはり財産がありながら納めないって方もいらっしやいま
す。そういうために、特別徴収課というのを二、三年前から設けまして、悪質なものについ
ては最後まで税金を納付していただけるよう、追いかけるぞというような姿勢を貫いておりま
す。

そういうことで、チームを組んで当たっておりますけども、やはりなかなか現年に取れない
分は難しいものがございます。そういうために、今回の補正予算でもちょっと議論がなりまし
たけども、強制執行をやっぺいこうと。取れるものについては税の公平のために強制執行をや
ろうと。その中の一つの道具として車の差し押さえのかわりのロックを設けたり、あるいはイ
ンターネットといいまして今度押さえたものをどうさばるか、売るかという形でインターネッ
トによる公売をしていこうと、そういうことも考えております。

また、近々のうちには国税の徴収の専門家というのをご意見をいただきながら、国での最高
の徴収のノウハウを授けていただきながら徴収率を上げていこうという形で、ストックの活用
というふうに言ってますけども、少しでも税の徴収を増やしていこうと、そういう気構えで現
在やっているところでございます。今後、そういうことに向かって努力をしていきたいとい
うふうに考えております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、一般会計にかかわる審査を行わなければ採決できない部分
として財産調書と基金運用がありますので、この審査に入ります。

まず、財産運用についてですが、416ページをお開きいただきたいと思います。

ここに財産に関する調書として提案されております。ただし、ここには大変部数としてたく
さんありますが、監査意見書が要約をされておりますので、監査意見書の37ページ、38ページ
をお開きいただきたいと思います。

ここでは監査意見書として財産に関する調書としてこの部分の要約がまとめられておりま
す。特に、史跡地、先ほども委員から質疑があつておりましたが、史跡地の買い上げ面積、そ

れから県立看護専門学校跡地、これは議会の同意を得て取得した面積、県立看護専門学校の跡地の防災と福祉施設の建物面積です。

それから、あと先ほども委員から質疑がございましたが、市史の著作権としての部分です。

それから、出資による権利としてはそこに書いていますように大変大きな金額については水道企業団と財団法人国際交流協会とスポーツ振興財団、こういう状況です。

あと物品としては乗用車、こういう消防車や特殊自動車として、債権としては一般会計と特別会計の債権が報告されております。

それでは、財産に関する調書について416ページから具体的に特徴点がありますが、先ほども言いましたように442ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども言いましたように、無体財産権として市史の著作権、それから出資による権利、物品がここに報告をされております。

それから、444ページには当初説明しましたように先ほど不動産や現金関係、そういう基金関係の増減、決算額が報告をされております。皆さん目をお通しになっていると思いますので、それではまず財産調書について委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、財産調書を終わります。

それでは次に、基金の運用状況に入ります。

448ページ、太宰府市土地開発基金運用状況報告書、本年度末は70万2,042円、国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金運用状況についてということで、本年度455万6,000円という形になっております。

450ページに奨学資金貸付基金運用状況について本年度末現在高600万円、介護保険高額介護サービス費等支払資金貸付基金運用状況については200万円。

以上です。

基金の運用状況についての委員からの質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これで一般会計の歳入歳出関連関係を終わります。

ここで討論を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これから討論を行います。

討論はありませんか。

山路委員。

委員(山路一恵委員) 反対の立場から討論いたします。

反対だからといって政策全部に反対というわけではなく、一部反対の部分が含まれていますので、ただ総体的に見ましてやっぱり平成17年度は重点施策として打ち出していただけて

ですね、子育て支援策については太宰府は遅れていると言われている中で、ようやく他市と並んだかなというふうな思いがしております。

そういった賛成できる部分は大いにあるんですが、反対の部分としてはですね、平成17年度は団体補助金の削減、それから減免規定の見直し、そして施設の使用料の改定ですね、そういうこと、そういうふうな市民サービスの削減が行われたこと、その一方ではやはり同和対策事業については毎年見直しはされているものですね、やっぱりまだ抜本的に見直しが必要なのではないかというふうに思います。特に、県が平成18年度にもう同和対策の終結を打ち出しましたので、来年度ですね、もうこれは大きく、これはもう一つの転換期に来ているのではないかなというふうに思っております。ほかにごみの広域化の問題等反対の部分が含まれていますので、詳しくは本会議でまた討論をさせていただきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ほかに討論は。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 私は、賛成の立場から討論をさせていただきますけれども、やはり昨年度の市長の施政方針にありました子育て支援につきましてですね、この施策評価、平成17年度の施策評価ではまだ非常に評価が低いということ、先ほど決算のときに申し上げましたが、太宰府市の財政の中における教育費の予算割合、これ12%、13%程度になってはいますが、これは先ほど申し上げた史跡地の購入の資金が入った上でのパーセンテージで、これを抜いた場合にですね、やはり10%を切るというような現状になっておまして、他市の現状を見ますとやはり12%、13%、先日行きました東京都では十五、六%が大体平均だというふうに伺っております。

先日の私の質問にも市長にお答えいただきましたように、やはり子育て支援を重点施策の一つとして今後もやっていかれるということでしたら、ぜひ来年度の予算編成の際にはこういった金額ではなくてですね、パーセンテージ、占める割合が一体どれぐらいかということで市長のそのお考えを明確にあらわしていただきたいということを要望して賛成討論といたします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに討論は。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 賛成討論をいたします。

平成17年度の実質収支は黒字になっておりますけれども、内容を見てもと枠配分の予算の中で相当事業を切り詰めてこの黒字決算を出しております。ただ、今の歳出削減だけではもう限界に来ており、今後の市の財政状況を考えた場合に大胆な行財政改革が必要だと思います。その中で、市有財産をいかに有効にして使うか、また売却も含めてそういう方策を検討していかないと今後の市の財政は歳入増が見込めない中、大変厳しいと思います。詳しい内容につきましては、本会議にて述べさせていただきます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに討論は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号「平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

委員長（武藤哲志委員） 大多数挙手であります。

したがって、認定第1号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対1名 午後3時43分

委員長（武藤哲志委員） 以上で本会議において報告します。

お諮りします。

本日は一般会計の部分の関連まで含めて終了しましたので、本日はこれで散会したいと思います。ですが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、明日10時より3日目の決算特別委員会を開会いたします。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） 本日はこれにて散会します。

散会 午後3時43分

~~~~~

1 議事日程

〔平成18年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成18年9月21日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成17年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について
日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである(20名)

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	安部陽	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	力丸義行	議員
"	後藤邦晴	議員	"	橋本健	議員
"	中林宗樹	議員	"	門田直樹	議員
"	不老光幸	議員	"	渡邊美穂	議員
"	大田勝義	議員	"	安部啓治	議員
"	山路一恵	議員	"	小柳道枝	議員
"	清水章一	議員	"	佐伯修	議員
"	田川武茂	議員	"	福廣和美	議員
"	岡部茂夫	議員	"	村山弘行	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括担当部長	石橋正直

地域振興部長	松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニテイ推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	建設部長	富 田 讓
上下水道部長	古 川 泰 博	教育部長	松 永 栄 人
監査委員事務局長	木 村 洋	総務課長	松 島 健 二
政策推進課長	宮 原 仁	財政課長	井 上 義 昭
納 税 課 長	児 島 春 海	特別収納課長	鬼 木 敏 光
地域振興課長	大 藪 勝 一	まちづくり企画課長	神 原 稔
人権・同和政策課長 兼人権センター所長	津 田 秀 司	すこやか長寿課長	木 村 和 美
国保年金課長	木 村 裕 子	建設課長	西 山 源 次
上下水道課長	宮 原 勝 美	施設課長	轟 満
教 務 課 長	井 上 和 雄	建設課都市開発係長	井 上 均
すこやか長寿課 介護保険係長	武 島 文 緒		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛	書 記	満 崎 哲 也

再開 午前10時00分

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） それでは、3日目の決算特別委員会を開会いたします。

今日は、特別会計、公営企業会計の審査です。

~~~~~

日程第2 認定第2号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） それでは、日程第2、認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

特別会計については、歳入の事項別明細書から審査に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

それでは、302ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から入りますので、監査意見書をお開きいただきたいと思います。

25ページをお開きいただけませんか。監査意見書で具体的に国民健康保険事業特別会計について報告をいただいております。

まず、特徴点は、収入未済額についてですが、大変努力をいただいております。下の方に現在の収入未済額、その後も徴収率は向上していると思いますが、3億9,787万334円の収入未済額があるという報告が出されております。今年度の収入未済額については、9,644万7,736円で、滞納繰り越しの合計という形で、26ページと25ページの下を比較していただくとよくわかると思います。本年度収入率については94.70%という形で、やはり高い収入率で担当部が努力していただいております。

それから、27ページ、過去5か年の保険税収入の状況、それからやはり不納欠損処分状況ですが、執行停止が3年間継続したとき消滅するものが11件、限定承認その他徴収不能に係わるものが1件、時効により消滅するものが590件で、総数の602件で4,230万7,534円です。

あと歳出款別比較表が出されております。

次に、事務報告書の64ページをお開きいただきたいと思います。

ここで太宰府市の国民健康保険世帯数、また国民健康保険の総数には介護保険第2号被保険者数を含み退職被保険者等と一般被保険者のうち老人保健医療の関係もありますので、全体的に太宰府市の国保の一般被保険者、退職者被保険、こういう状況の本年度末、それから世帯、人の平均が出されております。それから、収納状況と、それから保険給付ですが、太宰府市の1人当たりの費用額、高額療養費について、こういう状況での数字が出されております。

また、65ページには退職者分が報告されておりますし、一般会計からの部分もありますが、老人保健適用分の医療費状況で、特に特徴点としては、1人当たりの老人保健負担分は81万6,007円という報告が、65ページの下の方に。

昨年度、国民健康保険の出産育児一時金の状況は72件、葬祭費、亡くなられた方が350件、こういう数字も報告をされております。

また、健康保険の保険料の給付、抑制を図るための保健施設事業としては、20年以上、歩こう会、こういう状況、それから健康優良表彰、医療費通知、はり・きゅう助成、それから1歳児歯科教室だとか、現在のところは、国保1日人間ドックについては、平成17年は行っておりますが、こういう状況と健康推進員事業、新たにはつつ貯筋教室という形での事業報告がなされております。

最後に、委員からの審査資料として63ページに、先ほどの監査意見書と重なると思いますが、63ページ、審査資料として、過去5年の不納欠損額の推移として出された金額、平成13年から平成17年までが出されております。4,230万7,534円という部分です。

それから、審査資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。

平成17年度決算認定審査資料として、国民健康保険証の交付状況ですが、先ほども言いましたように、健康保険証の交付は1万2,164世帯、その中に納税相談による短期保険証が120世帯、同じく資格証明書26世帯、それから当然国民健康保険税の滞納、先ほども数字がありましたが、保険証を納税相談によってお渡しするという預かり世帯が290世帯というのが報告がなされております。

それでは、1款1項、302ページです。1目、2目、これについての委員からの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、進みます。

2款1項1目について、また2目についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款2項1目、これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項、2項、1目また2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6款1項、2項の各1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目、一般会計の繰入金について質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく7款2項の1目、基金繰入金についての質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 8款1項、各1目、2目についての質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 9款1項、2項、3項、雑入含めてですが、各1目、2目、1目1目
について質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 同じく2目、3目、4目、5目、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入全般について質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入を終わりにして、歳出に入ります。
それでは、1款1項1目、2目まで、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） それでは、2項の1目、それから3項の1目について質疑ありません
か。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目、3目についての質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4目、5目、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款2項1目、2目、同じく3項、4項の各1目、2目、1目につい
て質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 2款5項1目について質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目、2目、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目、5款1項1目、2目、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目、2目、質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（武藤哲志委員） 7款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8款1項……。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 306ページでよろしいんですかね。

(「いや、もう終わっています。320ページです」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 申しわけありません。済いません。

委員長(武藤哲志委員) 片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 306ページの7款の……。

(「歳入」「ちょっと待って、ちょっと待って」「歳入」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 特別に許可します。

片井委員。

委員(片井智鶴枝委員) 申しわけありません。この出産育児一時金等の繰入金なんですけども、これこの前本会議のときでもあってたんですけど、出産育児一時金に対してですね、その支払いをできるだけ出産した後に払えるように、今後検討していくことはできますでしょうか。

委員長(武藤哲志委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) 出産育児一時金の受け取り代理につきましては、なるべく早く実施できるように今準備を進めております。国の方は10月1日からということで、これは義務ではないんですけれども、なるべく実施してほしいという意向がありますので、それに間に合わない場合はですね、一般的な受領委任という形で必要のある方には対応したいと思っております。

以上です。

委員長(武藤哲志委員) まず、片井委員、この問題については、私の方で本会議で質問しておりますので、委員会で具体的に審議いただいて、環境厚生常任委員長が委員長報告をなさるということですので、その辺は委員長報告、委員会に付託をされておりましたので、その部分は本会議で環境厚生常任委員会から報告を受けたいと思いますが、そうしないと、委員長報告ができないことなるということですので、いいでしょうか。はい。

それじゃ、332ページまで進みます。

(「322」と呼ぶ者あり)

ああ322。申しわけない。

それでは再度、7款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） 8款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 9款1項1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、10款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 再度、歳入歳出全般について質疑を許可します。

山路委員。

委員（山路一恵委員） 審査資料の3ページに基づいてですね、資格証明書、それから保険証の未交付の件についてお尋ねしたいんですけども、例えば自治体によってはですね、未納から半年後にはもう資格証明書を発行するとかという自治体があるらしくって、問題にはなっているんですが、太宰府では滞納してから何年でその資格証明書の発行をされているのかという点が1つと。

あと、その保険証をですね、預かる前に返還通知書というのを出されていると思うんですが、それでも返還されない場合はですね、罰則規定というのがありまして、罰金を、過料することができるといふふうに法律の改正でなっているんですが、その過料されている件数が何件あるのかという点についてちょっとお伺いします。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 1点目の滞納の期間ですが、法律どおり納付期限から1年以上滞納があるということで発行しております。

2点目の罰則ですか、その過料については、実際に返還通知というよりは、うちの場合は納税課の納税相談を通して資格証明書を発行していくと、納税相談が成り立たなかった場合に、いたし方なく資格証明書を発行させていただくという方法でやっておりますので、その相談ということが事前にご本人の方にお知らせをするということに、イコールではないかと思っております。

それから、過料については、実際には過料ということではございません。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） わかりました。

それですね、この資格証明書発行とかについては、以前武藤議員の方からも一般質問等であっていただけ、家族に病気の方がいる場合、それから乳幼児がいる場合とか、あとリストラとか倒産、廃業とかですね、どうしても収入が著しく減った場合、いわゆる特別な事情の場合には、幾ら滞納があったとしても保険証は取り上げてはいけないということがですね、県の方からも通知など来ていると思うんですが、その点については、太宰府では守られていますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 特別事情ということは確かにあると思うんですが、あくまでうちは納税相談を通じて、分割納付とかですね、その方の生活の実態に合った納付を相談しながら、場合によっては短期保険証、場合によっては資格証明書という形で対応しております。ですから、一律に紋切り型でもうすべて滞納者は資格証明書ですよということではなくて、状況によっては短期で対応したりとかという、臨機応変にやっていっているところですよ。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） どうしてもですね、相手と会えない場合がありますよね、そういう場合は訪問とかも特別収納課の方と一緒にいってですね、努力はされていると思うんですけど、実際生活が厳しくて、こちら側がどうしても接触ができなくてですね、結果的に保険証を預かることになってしまっているという世帯も何件かあると思うんですよ。そういう場合、ちょっと難しいとは思いますが、ちょっと努力されている点について伺えますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） この3ページですね、保険証の未交付290世帯のことだと思いますが、この中には、やはりお手紙を差し上げてても全く返事が来ない方とかですね、お会いできない方という方が、この290世帯という数字になっているんだと思います。当初、通常の保険証を発行できない方にはお手紙を差し上げて、ご相談においでくださいという案内を差し上げております。さらにお見えにならない方には、一定期間置いてさらにお手紙を何度も差し上げたり、場合によっては特別収納課と一緒にですね、収納のその特例期間については一緒に訪問して相談したりということも、努力もしておりますが、この未交付の方については、やはり必要とされない方が大部分じゃないかと。どうしても保険証が必要とされる方は、たとえ滞納してあっても納税課の方にお見えになりますし、国保年金課としても一緒に相談に乗っておりますので、この全く保険証が、受け取っていないと言われる方には、多分もう自分は健康で病院に行く必要ないから保険証も要らないんだと、保険税も払わないんだという方も多分にいらっしゃるんじゃないかと思えます。なるべくこちらからは、お手紙差し上げたり連絡を取るようにして、相談に来てくださいという努力をしております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

田川委員。

委員（田川武茂委員） 今年ですね、1月か2月か、私の近所の独居老人、ひとり暮らしの老人が亡くなられたわけですね。死んで、いつ死んだかもわからんような。そういう人たちは、やっぱりこの保険証の問題があるんじゃないでしょうかね。だから、保険証がないから病院へも行けない、そういった実態じゃなかったらどうかと、私は想定するわけですけど。そうした人たちは、どういうふうに対応したらいいのかな。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 老人医療の受給者証をお持ちの方には、必要があれば、滞納世帯であっても無条件に交付をしておりますので、法的にはそういうふうになっておりますので、うちとしても老人医療証交付の方については対応したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 以前質問したように、老人医療持っているとか子どもとか乳幼児医療の部分、本人だけのというのがあからずね。

ほかには。

ないようでありましたら、質疑を終わりますが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第2号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時23分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議に報告します。

~~~~~

日程第3 認定第3号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第3、認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、334ページ、1款から質疑に入ります。

まず、監査意見書28ページをお開きいただきたいと思います。

市長から提案理由の説明がありました。2,925万8,056円の赤字という形で、平成17年度の決算額が、歳入歳出差し引き赤字という数字が。平成16年度は黒字でしたが、平成17年度の決算では赤字という報告が監査意見書でも出されております。

29ページをお開きいただきたいと思います。

予算現額、調定額、収入済額としては100%の収納率です。不納欠損額としては、140万8,133円を不納欠損で落としたということです。

歳入款別比較表が出されております。

そして、内部的な努力により不用額の調整が平成17年度行われているということです。

30ページの上に歳出の関係が報告が、まず監査意見書で出されております。

それでは、事務報告書の67ページをお開きいただきたいと思います。

まず、老人保健特別会計の部分として、対象者、現在の老人保健ですが、国民健康保険は5,635人、社会保険等の老人関係が840人、合計の6,475人ということです。本年中の70歳到達、転入、大変転入が109人という形で、それから転出が116人、亡くなられた方が312名、保険変更その他という形の増減関係が報告されております。

医療費については、給付費と支給費、それから入院、入院外、それから歯科、調剤、食事療養、訪問看護療養、こういう一部負担金、こういう状況の内容も出されておまして、1件当たりの支給額で、入院が38万7,033円から、訪問看護療養が8万5,820円。下の方に医療費の支給内訳が具体的に報告がなされております。

それでは、334ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の1款1項1目、2目についての委員からの質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項1目、3款1項1目、4款1項1目の一般会計繰入金まで質疑ありませんか。

福廣委員。

委員(福廣和美委員) 今のページのところじゃないんですが、全体にわたって関係しますけども、1点だけお伺いをしたいと思います。

これ環境厚生常任委員会の審議の中でも質問が出たんですが、回答の部分がよくわからないということで、再度お伺いしますが、いわゆる今太宰府市に老人関係の、介護は別、介護も入るんでしょうけども、老人を対象としたマンション、老人医療を目的としたマンション、そういった類の営業といいますか、またグループホーム、いろんな角度の老人を対象としたそういう施設が数多く今太宰府にできておりますが、そのことがこの老人保健特別会計に影響がどれくらいあるのか、ないならないで結構ですが、このまま進めば、それが財源を苦しめていくのではないかという懸念もありますので、再度その点をはっきりさせていただきたいと思います。

委員長(武藤哲志委員) 国保年金課長。

国保年金課長(木村裕子) おおむね老人福祉施設あるいはある程度の病院には住所地特例という制度が適用されまして、転入する前の自治体の方でその方の医療費を負担するという制度がありますので、直接的に大きな医療費に影響するということはないです。

委員長(武藤哲志委員) 福廣委員。

委員(福廣和美委員) それは、いわゆる医療を目的とした施設に入居した場合のことだろうと思うんですね。それ以外に、医療を目的としないマンション、介護つきマンションとかといえ、介護の部分は確かにそういった特例でできるんでしょうけども、そこに介護以外の医療を受

ける場合には、今度はそれは多分対象にならないと思うんですよ。そうすれば、それはこの老人保健特別会計に影響してくるのではないかと。介護マンションですから、介護の認定を持った人が入る、そうすると、その介護の認定の部分については、もう介護保険の方からマンションの入居代は支払われるわけですからいいんですが、そこで起きた医療に関しては、今度は介護関係ありませんから、当然太宰府市のこの老人保健特別会計の中に影響があるのではないかとと思われるわけですね。実例がこうこうこうですということはありますが、そこらあたりいかがですか。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長、今、福廣委員が質問の中で、住所地の関係もありましたけど。太宰府に今たくさん老人ホーム的なものも使われておるし、それから以前は、大変論議になりました、県立太宰府病院が今民間に、九電工が委託を受けておると、太宰府病院に入院されている方は、もう20年、30年になれば、当然老人医療という形で。ただし、この住所は、3年、何年までが前の住所になるのか、住民票を太宰府に移されたら、何年から老人、今、福廣委員が聞いているように、医療費として適用しなきゃいけないのか。ずっと春日市の人が太宰府病院に入院してもらったとか、太宰府の老健施設に入って、サンホームだとか同朋園に入って、住民票を太宰府に移した場合、こら何年後から太宰府が見なきゃならないのかというのが、今、福廣委員が質問している内容なんですけど、その辺をわかりやすく回答いただきたいと思います。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 住所地特例の医療費に対する期限はございません。ただし、その転入先の施設から転居をすとか一般の住宅に移るとかという場合には、その時点で太宰府市の被保険者ということになります。社会福祉施設関係、老人ホームだとか特別養護老人ホームですね、そういった介護関係の施設でありまして、保険証自体を前の住所地の保険証を持ってお見えになりますので、医療費についても前の市町村が見るということになります。その他の点については介護保険。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今、福廣委員からのご質問で、いわゆる老人医療にどれだけの影響があるかという話ですけども、介護つきですね、いわゆるいろんな施設に限って言いますと、いわゆる市の方で平成18年度から3か年で第3期の介護保険事業計画、これ委員さんにお渡ししておると思いますけども、それを策定いたしまして、この中で、いわゆる保険料の試算もやっております。その根拠につきましてはですね、いわゆる平成18年度の4月からの改正になりました小規模多機能施設であるとか、あるいはグループホーム等々につきましてはですね、この中で制限をいたしておりまして、既にもうグループホームについてはですね、市内に一応6か所ほどございます。私の方につきましては、この計画書に基づいて業者の方に指導しておりますので、現在のところそれ以上は認めておりません。また、小規模につきましてもですね、今現在もう3つ指定をいたしております。あと一つ枠があるわけがございますけども、

そういうことですね、この計画書の中で全体の給付費とか、あるいはそれを試算して、現在の介護保険料というものをちょっと話それますが、そういった形で設定させていただいておりますので、その辺はさっき国保年金課長が言いましたように、住所地特例ということになりますと、いわゆる、例えば筑紫野市から太宰府の施設に入られましても保険者はあくまでも筑紫野市でございます。まず、その方がご家族でお住みになっとして、本人だけが太宰府に入られたとしましても、太宰府が保険者になるためには、一応その家族がもう全員こちらの方に住所を移すと、居住地を移すという形になればですね、当然太宰府市の住民になるわけですから、そこで初めて保険者が太宰府だというふうな形になります。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 別にお年寄りが太宰府に来るのがどうのこうのということで質問したわけじゃありませんので。ただ、今の説明は全部わかりました。そのとおりだろうと思います。ただ、いわゆる介護つきマンションというのがね、今結構注目を浴びているわけですよ。その場合はね、果たしてどうなのかなというのが、ちょっとわからんところがあるんですね。当然住民票はこっちに持って来ると思うんですね。住民票を持ってきても、介護については前の住所でいきよるだろうと思うんですね。その保険証で来るわけでしょ、住民票移しても。今そういう話でしたよね。ねっ。ただ、それ以外の医療もそれと同じなのかだけ、ちょっと最後に教えていただけませんか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今ですね、介護つきのそういった施設と言われておりますけども、いわゆるグループホーム、介護つきのグループホーム、あるいは今はやりのいろんなマンション型の有料老人ホーム、ああいった形ですね、いわゆる介護保険の特例施設の指定を受けないんですね、ただ介護つきといいましても、ただ単なる介護つきであって、それはもう10割のご本人負担になりますので、そういう指定が受けられて初めて介護保険制度が適用されるという形になります。そういう形でございます。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 介護以外の医療についても。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） どの施設が住所地特例に該当するかということは、やはり県の方からの通知だとか、そういった指定がないと住所地特例に適用しませんが、すべての介護つきマンション、そういった老人施設が住所地特例の対応になるかと言われると、必ずしも全部適用になっておりませんので、その辺は幾らかやはり医療費に影響してくる部分はあるかと思えます。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） ちょっと教えてよ、どんなのが、それ難しいわけ。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 当然、はい、当然こちらに住所を移されているわけですから、国民健康保険なり何らかのもと保険というものは持っていらっしゃると思いますので、国民健康保険であれば国民健康保険税を払っていただくと、住民税も払っていただくと、一般的な市民としての義務と権利ということは発生するだろうと思いますけども。すべてどういう施設がどこにあって、それは医療費、住所地特例の対応になるかどうかという細かいことまで、ちょっと今承知しておりませんが、すべての老人のそういったマンションが該当するわけではないということはあると思います。ある一定のそういったグループホームだとか介護福祉施設とかですね、老人ホームとか病院といったものはおおむね該当しております。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） だから、要するに国が認めた介護は認めましたよと、そういう施設のことでもいいんですよ。国が認めないものまでね、どうのこうの聞いても仕方ないわけですから、国がもうこれは介護つきマンションであると認めて、介護保険ですと払っていくというね、そういうシステムになった施設であっても、一般の医療はどうなるんでしょうかということ聞きよるわけたい。

委員長（武藤哲志委員） 国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） その辺の細かい基準について今ちょっと、申しわけありません、承知しておりませんので、ちょっときちと調べてまして回答申し上げたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 福廣委員。

委員（福廣和美委員） 別に細かいと思う。はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） 決算委員会は本日で終了しますので、所管の委員長から質問あっておりますので、委員会の中で説明をしてください。後でまた追加審査資料とかというのは整理上困りますので、そういうのは委員会の中でもう少し詰めていただきませんか。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） 参考までにお尋ねしたいと思いますが、環境厚生常任委員会の方で調査なさっていると思いますけれども、今老人ホームですか、それからグループホーム、そして新しくできている老人マンション、介護つきのマンションとか、そういう数がどれくらいあるのかと、そこに入所されている対象になる人数等々がわかりましたら、参考までに教えていただけませんか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 現在ですね、今、せんだって環境厚生常任委員会でグループホームを施設調査いたしました。そのときの資料でお答えしたいと思いますけども。

まず、介護老人福祉施設、これはいわゆる特別養護老人ホーム、同朋園ですね、ここには、一応、定数で言いますと、160名です。現在155名いらっしゃるということを聞いております。

それから、同じく特別養護老人ホーム、これサンケア太宰府でございますけども、これが定数50名、現在の利用者数も50名ですね。

それから、介護老人保健施設、いわゆる介護老人保健施設同朋ですね。これは国分にある方の同朋です。これが定数が80名、現在利用者が約70名。

それから、介護療養型の医療施設として医療法人悠水会、いわゆる水城病院です。こちらは定員が276名で、利用者数も同じく同数でございます。それから、同じく医療法人健成会、いわゆる鹿子生整形外科医院でございますけども、利用定員が6名、現在利用者はありませんということです。

それから、介護つきの有料老人ホームでございますけども、これにつきましては朱雀にあります我楽庵、ここは定数が22名で、現在の利用者同数でございます。それから、はな太宰府、これ大佐野にありますはな太宰府ですね、これが同じく定数70名で、利用者数が58名です。それから、五条にありますアクラス太宰府、定員が30名で、現在利用者数も同数でございます。それから、内山にできました風、これが定員60名で、現在のところ利用者は3名ということ聞いております。

それから、グループホームでございますけども、これ国分にありますグループホーム国分、これが利用定員が18名で、現在も利用者数は同数でございます。それから、グループホーム五条、定員18名、同じく利用者数も同数でございます。それから、グループホームコムスのほほえみ太宰府、これ大佐野の方にございますけども、これが利用者数が18名で、現在人数は18名です。それから、グループホーム笑苑、これ高雄でございますけども、定員が9名、現在利用者数も同数でございます。それから、同じく高雄でございます。グループホーム安寿、これはこの笑苑と同一事業所でございますけども、こちらも定員数は18名で、現在利用者数は18名です。それから、水城にございますグループホームはなみずき、定員18名で、利用者数同数でございます。

それから、小規模多機能施設、これは吉松にあります、ふれあいサポートゆうしんというのがございます。吉松の旧国鉄住宅団地内にございます。定員数は25名で、今現在5名利用されておると。それから、そよかぜ国分の里、これが定員25名に対しまして、現在利用者数はちょっと未定でございます。それから、このごろ指定をいたしました五条、市役所から見えておりますあの施設でございますけども、25名、現在のところまだはっきりとした利用者数はわかっておりません。

それと、養護老人ホーム、これは双葉の老人ホームでございます。これは措置という形になります。大体利用者数は150名で、現在132名の方が利用されておりまして、この利用要件は、いわゆる環境上の理由とか経済的な理由によってですね、居宅において養護を受けることができない、困難であるという方をですね、措置しておる施設でございます。

それと、最後軽費の老人ホーム、これが高雄にサンホーム太宰府がございまして、定員50名に対して48人。

それから、ケアハウス、これも高雄でございますけども、ケアハウス太宰府、これは定員30名に対して、今29名。それと、ケアハウス同朋、50名に対して47名。

こういった施設が現在ですね、今把握しておる数字でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 今すこやか長寿課長から太宰府に措置する双葉老人ホームや同朋園、それから有料老人ホーム、それからいろんな施設が、所管の委員会では具体的に説明されているようですが、今の資料についてはどういうふうにいたしましょうか。

（「配付」と呼ぶ者あり）

それでは、今もう直ちに、印刷されているようですから、追加審査資料として配付をいただきますでしょうか。お願いいたします。

それから、これに関連する質問がありますか。

福廣委員、はい、どうぞ。

委員（福廣和美委員） 今の最後の利用状況、ちょっと今思ったのは、どっちがいいか悪いかちょっとよくわかりませんが、こういうの市役所に来ればわかるというようなのをつくってもいいのではないかなと。できるだけ太宰府の市民が利用しやすいように、今こういう目的のところはあいてるかどうかというのは、市役所に来れば、見ればわかる。そこまで必要ないよと言われりゃそれまでやけど。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 既にですね、介護保険も始まって7年目ですかね、になりますけども、そういった施設の一覧についてはですね、もう既に介護保険のこういった冊子を窓口カウンターに置いておまして、これで、来ていただいて見ていただいて、どこにどういう施設があるということで窓口で相談されればですね、それなりに相談をしております。ただ、どこの施設がどうというのはですね、それは行政ですからそこまでは言えませんので、あくまでもそれは事業者の方にご相談されて、どういった施設に入れるか。現在入居者があいてるのか、あるいは満杯なのかと、そこら辺の状況までちょっと行政ではですね、把握できていないという状況ですね。

それともう一つには、介護保険のガイドブックもつくっております。細かくですね、今度の法改正も改めて全部載っておりますので、これを無料でですね、現在配布しております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） まず、大変ですね、太宰府に老健とかお年寄りのための施設が16以上あるんですが、ちょっと2点、担当部、国保年金課、それからすこやか長寿課の関係がありますが、福岡県は国民健康保険に対して県下一律100万円しか出してないんですね。以前予算特別委員会、決算特別委員会で論議になりましたが、特にこの太宰府の場合は特徴があって、県立太宰府病院、ここに入所者が少なくとも600名近くの方がおられて、生活保護を受給していて、一時生活保護受給者が100万円近くの預金があるという形で、生活保護に、監査が入って

打ち切られて、国民健康保険に加入した経過があったりですね、住所を太宰府市に置いたままになっているということで、県に特別に、太宰府病院だとか、それから双葉老人ホームがあるとかですね、こういう形で特別に県の方に、医療費の高騰のためにぜひ県の補助金を増やしていただきたいということで、その経過がわかるのは、助役さんや収入役さんも経過を知っていると思うんですが。その後県はもう、太宰府に対する特別上乘せ補助金はもうなくなったのかどうか、やはり出しているのか、改めてこういうお年寄りの施設が4市1町の中でも最高の数の施設があって、医療費高騰のために、県に特別に、今少しでもですね、負担を増やしてもらうことができるのかどうか、この辺がまず1点ですね。

それから、やはり今地方自治体が直接、すこやか長寿課、立入調査できるようになったと思うんですね。施設が適正に、当然税金ですから、保険ですから、春日市は立ち入りを常にしているということらしいです、担当部が。適正なということで、再三新聞でも不正受給が問題になって、中間市では指定事業者の取り消しが行われたりしておりますが、こういう20か所近いですね、施設がありますが、やはり立入調査を常に行うというか、適正な医療給付をですね、先ほども監査意見書、事務報告書でありましたが、こういうものが具体的にできるかどうか。

2点、県がもう少し太宰府に対する補助金を、出しているのか、もう。それとも、また要求するのかと、立ち入りの問題で、できれば国保年金課とすこやか長寿課の方では検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

国保年金課長。

国保年金課長（木村裕子） 先ほど委員がおっしゃいました特別な交付金ということでは、ちょっと戻っていただきますけども、決算書の304ページ、305ページになりますが、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の304ページ、305ページ、その中で、国庫補助金の財政調整交付金のところのですね、特別調整交付金というのがございます。特別調整交付金が今年約1億800万円いただいておりますけども、このうちの4,500万円程度が特別調整交付金の中の特別事情分ということで、これは特に保険者としての経営姿勢が良好であるとか、保健事業に力を入れているとか、そういったいろいろな点が評価をされて、福岡県の推薦で国の方から特別な交付金としていただける分です。それが今さっき委員さんがおっしゃった分に該当すると思います。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） いわゆる調査の件ですけども、これ既に、介護保険の決算になりますけども、決算書の359ページに、いわゆる委託料として、ケアプランチェック委託料という121万8,000円、事務報告書の176ページにも載せておりますけども、いろんなサービスの事業者に対しましてですね、これ150件ほど抽出いたしましてチェックを行ったということでございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、ほかに。委員からなかったら進めますが……。

後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） 施設の問題なんですけど、これ何課になるかわからんですけど、内山の竈門神社の方にできとる施設風、これの外観、いろんな景観規制とかいろいろあるんですけど、あれの規制というものはないんでしょうか。竈門神社のすぐ横にできとるんですけど、結構目立つ、目立つからいいんだと言えば終わりなんですけど。いろんな方の意見が出るのは、結構景観が、こういうところで規制ないのかという意見が結構出ているんですけど、そういう規制はないのかなというのが。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 内山地域というのは、ご承知のとおり都市計画区域外が今現在なんですけども、ただ景観という視点から見れば、委員さんおっしゃるように、とんでもない色等々については、やはり一定のルール化、規制をする必要があるかと思いますが。今現在、景観づくりについては懇談会を立ち上げて、太宰府の景観はどうあるべきかというのを議論しておる最中ございまして、今現在そうしたきちとしたルールは決めておりません。近い将来、そういうふうな太宰府全体のまちづくり、景観という視点からは一定のルールを決めていきたいというふうには思っております。

委員長（武藤哲志委員） 後藤委員。

委員（後藤邦晴委員） その景観、ここの地域、観世地域なんかの屋根の景観なんかの規制はあるでしょ。そういうものからもっていったら、あちらの方ではないかなというものがちょっと気になる。屋根の色なんかは規制があるはずですよ。

委員長（武藤哲志委員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観世地区だけがどうのじゃなくて、一つの美観地区みたいに指定をしておすね、お互いにそういうふうな申し合わせみたいな形でお願いをしていますけども。先ほど言いましたように、それぞれやはり地域の特性というのがございますので、例えば五条ゾーンでありますとか史跡地ゾーンとかというふうなゾーン分けをしながら、一つのそういうふうな区域のルールを決めていきたいとは思っております。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

334ページの県の支出金の3款1項、それから4款1項、ここまでですが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、5款1項、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款1項、2項、3項の各1目、2目、3目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入を終わります。

歳出に入ります。

1款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3款1項、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款1項、2項、各1目、2目、一般会計繰出金の1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 予備費の5款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入歳出全般について、再度質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」認定すること  
に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手です。

したがって、認定第3号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午前10時58分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~

再開 午前11時10分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

国民健康保険、それから介護保険、老人保健、いろんな今資料の配付いただいとりますが、
高齢化の関係で、すこやか長寿課と国保年金課のかかわる分がありまして、国保年金課長から

も資料をですね、後から附属する資料として配付をさせていただきたいということで、私どもも議会として高齢化にどういうふうに、太宰府市内にこういう介護施設だとかいろんな部分というのを、所管でも熱心に審査いただいておりますが、決算特別委員会としても資料を後で配付をいただくようにしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

~~~~~

日程第4 認定第4号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） それでは、日程第4、認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

350ページ、1款保険料から入りたいと思います。

まず、監査意見書の30ページをお開きいただきたいと思います。

決算の概要が報告がなされております。

31ページに歳入決算比較表として、平成16年、平成17年の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額という形で報告がされ、平成17年度の収納率は99.64%です。

そして、歳入款別比較表が出されておまして、最終的には不納欠損額としては190万7,500円、収入未済額は1,054万8,074円という形の報告がなされております。

先ほど関連がありまして、国保や老人保健の関係がありますが、保険料の最近5年間の収入状況、そしてやはりこの不納欠損処分の内訳、歳出決算比較表、そして33ページまでに歳出款別比較表、平成17年と平成16年を比較すると特に総務費と保険給付費が大変な増額になっているという増減比較が出されております。

内容については、介護サービス費等の施設介護サービス給付費が14億9,821万6,246円、それから居宅介護サービス給付費が11億961万8,885円、高齢化に伴う大変な施設介護サービス給付や居宅介護サービス給付費の支出が監査意見書の中に報告がなされております。

それでは、事務報告書の68ページをお開きいただきたいと思います。

現在の第1号被保険者の65歳以上から75歳未満と75歳以上の被保険者数と世帯数の部分が報告されて、被保険者数の合計は、当年度中増が1,087名、当年度中減が608名として、現在は65歳以上の第1号保険者は1万2,383名です。

なお、転入、転出等の関係が出されておまして、保険料収納状況、それから要介護・要支援認定者数についてですが、この1万2,383名中に要介護者は、要支援から要介護5までが2,260名、そして居宅、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、こういう入所関係がやはり要支援から要介護の関係で141名から106名、160名と、先ほども出ました居宅サービスから高額介護サービス、平成17年度までは制度改正がありませんが、平成18年については改正になっております。

それから、審査資料ですが、まず3ページをお開きいただきたいと思います。

太宰府の、ここにありますが65歳以上の方の保険料ですが、さきの平成18年度も改定によって

ある一定報告されていましたが、平成17年度の第1段階、対象153名中滞納は15名、第2段階、第3、第4、第5という形で、少しは、先ほども65歳以上ということで1万2,383名ですが、この資料の提出段階では1万3,845名になって、滞納者は193名です。

それから、介護階層別の前年度同月と比較した場合についての対象者の総数が逆に認定者が増えているという報告です。

それでは、350ページ、1款1項1目について委員から質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2款1項、2項の1目、2目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 3款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 4款1項1目、2目、3目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 6款1項1目、2目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 7款1項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 8款1項、2項、3項の各1目、2目、3目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 9款1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入を終わります。

歳出の1款1項、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 1款2項1目、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 同じく1款3項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 2目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） 同じく4項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目まで質疑ありませんか。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） ここで住宅改修費が1,500万円からあるわけですね。これ20万円までが大体市の補助金で賄えるから、該当者が約75名くらい出てくると思うんですね。これの審査のやり方はどういうふうになってましようかね。申請書、それから完了届のあったときまでの経過で。私がなぜこういうことを聞くかというと、使われないものできていると、50万円かけて全然使われないと、あるいは本人は要らないというものまでも業者がつけていくと。それから、材質でもいろいろな、今ナフコあたりで買えば半額ぐらいでできるのもあるんですよ。そういう審査が全然、技師が、私が何回も言うけれども、すこやか長寿課におっていないからそういうような問題が出てきている。縦割り行政の悪い面だと思うんですけども、その点、住宅改修費の支出までのちょっと検査の過程をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 平成17年度につきましてはですね、いわゆる本人からケアマネジャーさんにご相談がありまして、それから直接業者に依頼があって施工されて、そして完了届を出していただいて、そこで書類審査をしてですね、市の方で支給をしておるといった経過でございます。

それから、平成18年度につきましてはですね、市の方へ事前にですね、申請するようになっておりますので、そこでですね、必要があれば現地にも赴くという形でやっております。そういう形で進めております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） それでね、今市の職員が全然タッチしたような感じが出てこんわけですよ。業者任せと、わかりやすく言えば。それだから、こういうような問題が起きてきておると思うんですね。やはり技師あたりがね、事前審査、それから事後の完了の過程も見ないと支出しないようなふうにしないと、これはむだな金が出ていきよると思うんですね。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） その辺につきましてはですね、以前から安部委員からもご指摘があったということで聞いております。そういうことで、平成18年度からにつきましてはですね、まちづくり技術開発課の方にもご協力をお願いしておりまして、必要があるときには技師も一緒に現場に立ち会っていただくように今しております。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 申請があれば必ず行くぐらいの気持ちで、これ執行してもらいたい  
と思っております。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

同じく7目、8目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2款2項1目、2目、3目、4目、5目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく2項の6目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3項、4項、5項の1目、2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 同じく3目、4目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 3款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 4款1項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 5款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 2目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 6款1項1目について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、7款1項1目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳入歳出全般について質疑を許可します。

質疑ありませんか。

山路委員。

委員（山路一恵委員） ちょっとどこで出していいかわからなかったんですけども、昨年10月  
からホテルコストの導入ということで、居住費と食費については個人負担が導入されました。

ほぼ1年たったところで、実態がどうなのかというところをご報告をお願いしたいと思いま

す。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ホテルコスト、今ご質問のようにですね、居住費と食費についてはもう全額個人負担というふうになっておりまして、平成17年度の10月に改正があって、支給は2か月遅れで12月からということで、ちょっと試算をしてみましてですね、平成17年5月から平成17年11月までが1億3,300万円ほど月平均で、それが法改正後につきましてはですね、約1億2,000万円ほどになっております。そこで、1,000万円ほど給付費が下がってきておるとい状況がございます。

ただし、ホテルコストに関しましてはそういう形でありますけども、同じく10月の法改正によりまして高額介護サービス費の改正も行われておりまして、これについては、市の負担が若干やっぱり出てきておるといことで、総体的にはですね、さほど変わらないといような状況でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 私がお伺いしたかったのはですね、例えば施設を出ざるを得ない人が出ていないかどうか、そういうふうな相談とかですね、市の方には入ってきていないんでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 今のところ私の方にはですね、そういったご相談等はあっていないようです。

以上です。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） いつも思うんですけどね、その相談があっていないからじゃないかじゃなくて、実態調査を自らやっぱりすべきだと思うんですよ。そういう調査の方はされていないんですか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 一応実態調査については、まだやっておりません。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） 制度改正のときに私、一般質問で、調査してほしいということを要望したら、やっていきますというお答えでしたよね。結局、いつもその場限りの答弁で終わっているんですよ。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） ご指摘の点につきましてはですね、今から検討をさせていただきます。

委員長（武藤哲志委員） 山路委員。

委員（山路一恵委員） やっぱ一番言いたいのは、その制度の改正でかなりの高齢者の方がね、やっぱり負担で必要なサービスを削らざるを得ないという状況が実際出てきているんですよ。だから、実施主体である自治体がそれを把握しないでどうするんですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、今後ですね、平成18年度からは制度改正もあるし、税制改正でかなりの負担増がまた出てきますんで、そういう意味では低所得者に対する配慮というのをもうちょっと真剣に考えてくださるようお願いをしておきます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 介護の方ですね、今介護疲れによる高齢者の虐待があると思うんですけども、高齢者の虐待の現状と、その早期発見みたいなのは、今どんなふうな対応をなされているのか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） 虐待に関しましてはですね、これは介護保険とはちょっと別でありますけども、2件ほど私の方でご相談がありましてですね、それで保健所等と一緒にですね、その辺の調査をやって、今状況を見ております。そういう状況はあります。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 介護の現場を一番見るのはケアマネジャーだったり福祉施設だったりしますので、やはり早期発見してですね、本当高齢者虐待というのは、結構児童虐待と一緒に物すごく内在化しやすいというか、密室化しやすいので、そこら辺をきちんと取り組んでいただきたいと思います。

ケアマネジャーの方にはどんな対応をされているのか、わかりますか。

委員長（武藤哲志委員） すこやか長寿課長。

すこやか長寿課長（木村和美） その点につきましては、平成18年4月から法改正があっておりまして、いわゆる地域包括支援センター、そちらの方にケアマネジャーがおりましてですね、このほど全区長さんに訪問しまして、いろいろこれからの業務、あるいは地区での問題とか調査をしております。

それからまた、民生委員さんにもですね、今年の春、新しく法改正もあっておりまして、これの研修会も行いました。そういうことで、民生委員さんの方からも、常に高齢者の宅にご訪問されておりますので、そういうことがあればご報告をお願いするようにはいたしております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 相当悩みながら質問しようと思うておりますので、ご容赦をいただきました

いと思うんですが、ここで私の質問が適当でなければ、その時点で委員長から指摘をしていたければ、そのときで考えてやめますので、よろしくお願いします。

ずっと頭から離れませんので、いつしようか、いつしようかと思いながら、一般質問じゃあ時間も足りんしと思いつつながら、だからといって今、長時間する気は全くないですよ。ちょっとしか聞きませんが、いわゆるこの前環境厚生常任委員会でもグループホームを視察に行きました。いわゆる市の対応としてお伺いをしますけども、グループホームはなみずきの現状までのいきさつについて、私はどうしても市の対応が非常におかしいというふうに今感じております。いわゆる住民無視というか、近隣の住民を無視した内容のものが、その報告どおりでないという後でわかって、もう仕方がないということで今進んでいる。担当のすこやか長寿課に云々ということは全くありません。市の全体の対応について、今レオパレスの問題もあります。そういった建設全般に対するですね、市の対応、市は業者側に立つのか市民側に立つのかという、そういう市民からの声も上がっております。

どうしても僕は納得がいかないのです。市のやったことが、市の責任が私は大きいと思う。結局、市もだまされたと思う。しかし、何もできないというね、それが全部しわ寄せが近隣住民に来ているという構図しか見えんのですが、それについてぜひ回答をいただきたい。

委員長（武藤哲志委員） グループホームはなみずきの問題で、今福廣委員からあっていますが、答弁をどちらにさせていただくのか、担当部が、すこやか長寿が担当するのか、いろいろあるようですから、ちょっとここで10分間、40分まで、答弁だれをいただくかをちょっと調整のために暫時休憩をします。席を離れて結構です。

休憩 午前11時32分

~~~~~

再開 午後1時00分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、歳入歳出全般の質疑の段階で、福廣委員から質疑があっておりましたが、所管で回答できる範囲内、担当部でも構いませんが、簡潔をお願いします。

建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、建設部、私の方からご回答申し上げます。

グループホームはなみずき、それからレオパレス21問題でいろいろやっぱり住民から反対が一部ではあってありますし、グループホームはなみずきの方も当時ございました。そのことについて、特に私の方から経過も踏まえて簡単に概要を報告させていただきます。

実は、このグループホームはなみずきの建築の際に、市に事前説明、業者から近隣住民の方に事前説明をするというのが当時の指導要綱にもございましたので、市も当時の指導要綱にのっとって説明を区長さんを通じてですね、お願いしたところでございます。市の方は、区長さんの方から説明したという了解をいただきました。そのときには区長印があったわけですが、それをもとに進達をして建築に入るということでございました。

しかしながら、しばらくしますと近隣住民の方から、特にそれが建つ付近の方からですね、説明会があっていないということがわかりました。そういうことで、区長さんを通じて再度業者の方に説明をするということで、市の方からも業者を通じて地元の説明するように要請したところでございます。このことについては一般質問でありましたので、その経過はお話ししましたけども、3回ぐらいまで地元とのお話を、業者の方に指導いたしましたところでございます。

指導のその話し合いの内容につきましてはですね、必ずしも近隣住民が合意したということには至っておりませんでした。しかしながら、時間も要したことで、ある程度で市の方も話がつくまでというようなことはできませんでしたもんですから、建築が始まったわけでございます。

その間に業者と地元の方との文書でのやりとりもあったように聞いておりますし、最終的には私も地元の方に出かけまして、地元の公民館で福祉の方の担当の方と建築開発の担当の私も行きまして、誠意を込めて話したつもりでございます。しかしながら、わかったということではなくて、厳しい言葉をいただきました。しかし、市の方のそういう事前説明、そういう部分では、もうこれが限界ということでございまして、市の指導はそこまでということになっております。

最終的に、その後になりまして、はなみずきの方の社長さんが来られまして、できるだけ地元の要望にこたえるように努力しますというようなことも聞いて、少しずつ話し合っておりますということでございましたので、よろしく願いますというようなことでの経過をたどっておるところでございます。最終的に、まだその近隣住民の方と業者の方が、それぞれ円満に話し合いがついたということは聞いておりませんが、一定そういうことを社長さんの方から聞いておりましたんで、努力していただきたいということでの経過が今まであっておるところでございます。

なかなか新しい建物が建つということで非常にマンション、そういう今度のウイークリーマンション等、地元は受け入れがたいという意思表示をされますけども、市はある程度法律にのっとって、できる限りのことはして対処していきたいと、これからも思いますので、よろしく願います。

そして、あとまだこれで福廣委員の質問には全部が全部回答したと思いませんので、あと時間を持ってお互いに話し合っていきたい、情報交換していきたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、進みます。

福廣委員。

委員（福廣和美委員） 要は、私いつも思うけども、片方が言ったことを信用するということがいかなのですよ。説明会したというなら、説明をした相手側も呼んで、説明があったのかないのかをね、聞くということをしないと、両方の意見を聞かないとわからないというのが僕はあ

ると思います。

それで、要望ですけども、私は先ほど言いましたように、市に対する不信は非常に大きい。ですから、再度両方を呼んで、市と当事者同士、3者一堂に会してですね、ぜひ話し合う場を持ってほしい、そのことだけ要望をして、このことは終わります。

委員長（武藤哲志委員） 先ほどから認定第4号について、歳入歳出全般について質疑を許可しておりますが、ほかに総括的な質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第4号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時07分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第5 認定第5号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第5、認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

ページが飛びますが、408ページをお開きください。

それでは、監査意見書36ページをお開きいただきたいと思います。

まず、決算の概要としては、筑紫地区で介護認定審査会を医師会だとか含めて行っている、この部分についての特別会計です。これについては、不納欠損額、収入未済額というのは、特にありませんが、歳出については総務費、予備費として不用額が546万6,065円発生をしているという報告です。

事務報告書の71ページをお開きいただきたいと思います。

71ページでは、筑紫地区介護認定審査会の開催状況として、前年度と本年度、平成17年度が658回を開いているということで、太宰府については144回という報告がなされております。

あと申請件数として、この4市1町の中で数字が大変高い数字は筑紫野市が3,002名ですが、太宰府市は2,647名、認定の部分についても、やはり筑紫野市が最高数になっております

が、太宰府市は2,575名、新規申請と更新申請と区分変更と要支援新規という関係が出されて  
おります。あと要介護度別認定件数の部分です。

それでは、408ページ、まず筑紫地区介護認定審査会ですから、4市1町で行っております  
ので、歳入の1款、2款、3款、4款、一括して項、目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入の1款1項の1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) じゃ、同じく認定審査会費の2項の1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、2款1項1目についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入歳出全般についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て」、認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手です。

したがって、認定第5号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時11分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第6 認定第6号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
認定について

委員長(武藤哲志委員) 日程第6、認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業
特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

380ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、監査意見書の33ページをお開きいただきたいと思います。

まず、33ページに決算の概要、歳入決算比較としては、監査意見書として大変厳しい状況で
すが、平成17年度は収入未済額として9,247万7,722円、収納率としては28.32%、こういう状

況が出されております。

そして、34ページの償還金収入状況としては、過去最低の回収率という8.18%という報告がなされております。

事務報告書69ページをお開きいただきます。

先ほど監査意見書にありましたように、住宅新築、宅地取得、それから住宅改修、県費住宅改修という形での貸付件数が合計で252件、貸し付けがなされ、未償還額、本年度償還額、滞納額という形で先ほど監査意見書にありましたように滞納額が9,247万7,722円、公債費として現在のところ残高は4,541万2,863円、こういう状況で報告がなされております。

また、審査資料の64ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書にありましたが、滞納の金額の9,247万7,722円の内訳として、特に以前から問題になっていきますように、通し番号として貸付者の氏名は伏せておりますが、3番については貸付金額500万円で滞納額が567万9,992円、6番については1,000万円の貸し付けで835万584円、8番については1,070万円借りて、現在のところ1,129万8,365円、特に6番は破産決定をしてとか、9番については、相続人であるお子さんと加え母に請求しているとか、20番については借受人が死亡だとか、こういう状況が報告をされております。

今後、監査意見書としても回収率の向上というのが指摘をされております。

なお、基金については、監査意見書の39ページに、住宅新築資金等公債償還積立金としての基金の本年度末現在高が6,683万3,294円と報告をされております。

それでは、審査に入ります。

1款1項、2款1項、3款1項、2項、4款1項、5款償還金の1項1目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、5款1項の2目、3目、4目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 5目について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) 歳入について終わります。

歳出の1款1項、2款1項の1目の元金、2目の利子、3款1項1目基金積立金についての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、歳入歳出全般についての質疑ありませんか。

田川委員。

委員(田川武茂委員) これはもう昔からですね、この未納金については毎年この場で言うておるわけですけど、それから全然ですね、進展してないように私も思いますけど、そこら辺の徴収についてですね、どういうふうにしござることか。

全然してないわけじゃないでしょうけどね。もっとそこら辺、やっぱり積極的に姿勢を見せてですね、やはり徴収率の向上に努力してもらいたいなというふうに思うんですが、この点についてやっぱりどういうふうな徴収をしよるのか。

委員長（武藤哲志委員） 人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） この住宅の貸付金については、平成9年度を最後に新たな貸し付けはもう行っていなく、今は回収のみをしているという状況でございます。

滞納者がここに上げておりますとおり、24件の9,247万7,722円という滞納が上がってきております。償還できる方については、順次償還が終わっているところでありまして、平成17年度におきましても4人の方が償還が終わっております。あと残り返していかにゃいけない人は33名おられるわけで、そのうちの24件が滞納があるということでございます。

私どもが訪問して思うことは、非常に滞納されている方、本当に生活が苦しい方、あるいはまたかなり昔に借りた方は高齢化が進んでおります。それから、借り主が死亡されているということもございます。そういうことで、特別収納課と連携しながら夜間徴収など回って、5,000円でも1万円でもという形で徴収しておりますけど、なかなか徴収が難しいというような現状でございます。

そういう中で、今ここに一覧表を上げておりますとおり、死亡している方については相続人に対して徴収をしていっておりますし、また連帯保証人を必ず入れてもらっておりますので、連帯保証人について徴収をしまっております。

それからまた、県の方で県の住宅課が太宰府だけの問題ではなく、県あるいは全国的なこの問題あり、弁護士による相談会もしておりますので、この相談会に出向いて今後の徴収等について相談をしまっているというような状況でございます。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） 田川委員。

委員（田川武茂委員） 貸し付け年度が昭和54年とか昭和55年とかですね、そういう古いやつがおるですね。それから見たから約30年ですよ。だから、もうぼちぼちそのとき建った家もですね、もう大分古くなっていますよね。家が完全に崩れてしまってから回収するといっても、なかなかそれは難しいんですよ。だから、やはりその家が今現在まだ30年ぐらしかたっていないから、やっぱり家が建つておるとき徴収しないと、やっぱり家が崩れてしもうてからの徴収するといっても、なかなか難しいんじゃないですかね。そこら辺、積極的にひとつ徴収に努力をしてください。

委員長（武藤哲志委員） 人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） これは、その土地、建物について、当然税金ならこんな大きな金額というのはもうあれですが、抵当権というか、差し押さえとか、そういうのはできないんです

か。

人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） 抵当権を設定していない物件も中にあります。それで、強制執行という形が抵当権がないものについてはできませんので、今後の方策として一つは新たに抵当権を設定していくという方法も一つの方法ではないかなということ考えております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） だから、ちょっと心配するのはね、この6番の破産決定をしたというと、財産があると本来破産決定すると処分の対象になるんですけどね。だから、それ破産決定したものの土地は建物が残っておるということはね、途中でこの名義変更をだれかにされているのかどうか。だから、そういういろんな問題がありますから、ある一定、申しわけないけど、抵当権の設定とか、本人が死亡されて相続する場合には、全くお金はなしで債務つき、その抵当権設定していない場合は、そのまま相続の登記ができると、抵当権設定されておれば、債務つき相続ということになるんですけどね。だから、このままだと、先ほども田川委員が言うように、二十五、六年たってしまうと、次から次に名義が変わっていけば、亡くなった人は相続放棄をすればね、はっきり言って債務は払わなくていいようになるとかいろんな問題があるんで、もう少しちょっと内部検討、これは私も10年近く再三執行部の方に指摘をしているんですが、内部検討してやらないと、ずうっと基金は取り崩してね、償還金に充てなきゃいかんようになるでしょう。もう少しちょっと内部検討を、今田川委員からも質疑が出ているように、ちょっと行政内部で検討していただいて、担当部だけじゃいけない部分もあると思いますので、よろしく願いしておきます。

人権・同和政策課長兼人権センター所長。

人権・同和政策課長兼人権センター所長（津田秀司） はい、わかりました。

委員長（武藤哲志委員） ほかに委員からは質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第6号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時25分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第7 認定第7号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第7、認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

それでは、396ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書35ページをお願いいたします。

公共用地先行取得事業特別会計として、平成16年、平成17年という形で予算現額、調定額、収入済額という形で歳入決算の比較がなされております。収納率は100%。

歳出については、平成16年、平成17年の関係で、平成17年度の不用額は605円という形で、歳出の公債費の償還金の元金と利子が報告をされております。

事務報告書70ページをお開きいただきたいと思います。

監査意見書の中に出てきました公共用地先行取得事業特別会計が事務報告書の中で、まず公共用地先行取得事業として、先ほどもありましたように公共用地先行取得事業債としては1億5,795万円、そして借入は筑紫農協で同じように金額を借りて先行取得事業を行ったという報告がなされております。

それでは、歳入、1款1項1目、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳出の公債費の1款1項1目、2目についての質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、歳出歳入全般について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第7号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成18名、反対0名 午後1時30分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告します。

ちょっとここで皆さんにお諮りいたしますが、あと上下水道事業会計決算の審査に入りますが、執行部の方については、あと30分ぐらいだと思いますが、熱心に審議していただければ1時間ぐらいかかりますが、執行部の方残っていただくか、それとも関係の部分、部課長、三役、教育長、そして担当部長と上下水道部長にするか、その辺いかがいたしましょうか。

まあそれじゃ、もう終わりますから、ちょっと私の用意がありますので、ちょっと10分ばかり休憩いただいてもいいですか。ちょっと10分ばかり休憩させてください。

休憩 午後1時31分

~~~~~

再開 午後1時40分

委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

大変委員の皆さんお疲れと思いますが、決算特別委員会に付託されました案件として、あと2件、上下水道事業会計決算認定がありますので、もう少し時間をいただき、審査を行いたいと思います。

~~~~~

日程第8 認定第8号 平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について

委員長（武藤哲志委員） 日程第8、認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

まず、1ページからお開きいただきます。

その前に、この水道、下水道事業会計については公営企業会計になっておりますので、その辺は監査意見書を見ていただくとよくわかります。

監査意見書43ページをお開きいただきたいと思います。

予算・決算の内容についてですが、公営企業会計ですので、大まかに二通りの財政を見るということになります。

ここで、まず43ページには、収益的収入と支出が報告がなされております。給水収益、その他の営業収益、それから営業外収益、そして特別利益としての固定資産売却益、総額の予算、決算、こういう状況になっております。

44ページがこの対照表という形で見ていただくといいと思います。

45ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどありましたように、収益的支出というのがありますが、今度は資本的収入予算と決算の対比が出されてきておりまして、水道事業で行う企業債、出資金、負担金の工事負担金と加入負担金、固定資産売却代金、こういう売却関係という数字が出されております。

その対照表として不用額、翌年度議会に繰越額が報告されておりまして、繰り越された額が

7,505万4,000円という形で、不用額として3,266万8,989円が報告されております。

職員給与についての報告、たな卸資産の購入限度額、企業債。

経営成績として平成16年、平成17年の総収益、総費用という関係で出されております。

47ページを見ていただきますと、平成13年から平成17年までの総収益と総費用という部分です。

同じく収益比較が出されております。5年間の給水収益としての部分です。

48ページですが、その後の収入未済については変わっていると思いますが、平成11年から平成16年までの水道使用料の収入状況と収入未済金は、現年分を合わせますと3,875万620円です。

現年分については、その後、98.01%ですが、給水については水道をとめるということもありますし、また平成12年度から平成16年度の部分については、ここの部分は皆さんの審議の中でどう取り扱いをしていくかは、審議をしていただければと思います。

収入率については、平均して高い結果が平成17年度では96.08%という収入率が報告されております。

特に、以前から福岡地区水道企業団、山神水道企業団と、こういう形で給水を受けているわけですが、給水原価が山神水道企業団、福岡地区水道企業団、それから太宰府市にあります松川、大佐野の給水の部分についての今年度の損失として22円74銭が1m<sup>3</sup>当たりの原価としての報告がなされております。

49ページをあけていただきますと、部門別費用の部分が報告されております。

先ほど言いましたように、49ページの最近5か年の受水費推移として、山神水道企業団、それから福岡地区水道企業団の受水量、受水費の状況が出されております。

あと、財政状況ですが、50ページに財政状況、監査意見として出されております。

そして、51ページ、資本の状況。

それから、52ページに、結びとして、海水淡水化施設の稼働により、そして新落合浄水場の売却、これが臨時損失が生じたということと、逆に海水淡水化で1日2,900m<sup>3</sup>給水量が増えたという状況と滞納繰越分は50.22%、前年度比4.66ポイントの低下ということで、特に住民登録のない使用者、使用の廃止届を行わない移動という収納困難な面もあるがということで、ここの部分は委員会ではどう結論を出すかということだと思います。

それから、水道事業会計の中の部分で、53ページ、これが借方と貸方と二通りありまして、資産の部と資本の部と負債の部と分かれております。

特に55ページ、56ページを見ていただきますと、太宰府市の水道業務実績年度比較と経営分析というのが出されてありまして、平成17年度の人口から1日最大給水量、有収率、給水人口ということと、企業債の償還率の評価基準というのが、わかりやすく出していただいております。企業債の償還については、21.8%ということで、昨年よりもまたよくなったと、それから企業債自身についても、昨年よりもよくなった、償還金も昨年よりもよくなったと、職員給与

費についても昨年よりも下がったと、総資本利益率、ここだけが唯一三角がついて0.4%ということで、総資本利益率だけがマイナスで、あと見ていただきますと、現金比率というのは200%以上が理想だが711.6%と、こういう平均的な部分として、現金比率についてなどが具体的に報告がなされております。

あと、57ページには、総係費関係だとか具体的な、59ページには節が具体的に報告がなされております。

それでは、監査意見書に詳しく書かれておりますので、1ページ、2ページについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、議会議決事項、これについては省略をいたします。

工事についても省略をいたします。

それでは、6ページ、業務について、監査意見書と同じように、行政区域内人口、年度末給水人口からありまして、供給単価として、太宰府市の水道は216円80銭だということで、給水原価が239円54銭、こういう形になっております。

業務、それから給水原価の内訳、これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、事業収入、事業費用に関する事項について、7ページ、8ページ、それから9ページにその他の事項の部分までありますが、これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、10ページには水道事業決算報告書として、一番下の方に平成17年度末処分利益剰余金として報告がなされております。

これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、12ページには資本的収入及び支出が報告されております。

これについての質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、14ページに水道事業損益計算書として、一番下の方の集計見ていただいたらわかりますように、当年度末処分利益剰余金として3億8,402万902円、そして平成17年度太宰府水道事業剰余金計算書として資本剰余金の部、工事負担金、当年度末残高が45億7,657万976円と報告されております。

そして、16ページに、翌年度繰越資本剰余金として75億3,466万9,650円、翌年度繰越利益剰余金として3億8,402万902円です。

これに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（武藤哲志委員） それでは、18ページ、水道事業貸借対照表としての太宰府市の水道についての資産合計117億885万6,504円、そして負債の部についても、同じように報告がなされております。

これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、20ページの水道事業収益費用明細書が、先ほども監査意見書にありましたように、1款各項目が具体的に出されております。

これに対する、26ページまで質疑ありませんか。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 松川浄水場が大佐野浄水場よりも半分ぐらいの面積と思うんですね。しかしながら、毎年言よりますけど、薬品費は3倍ぐらい増えているわけですね。それで、その点、将来的にいろんな、淡水化事業だとかいろんなところで、水が、いいのがどんどんできてくるようになってきておりますので、将来的にやはりあれはずっとあのまま買うのかどうかということも出てくると思うんですね。検討される時期に来るんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方。

委員長（武藤哲志委員） 上下水道課長。

上下水道課長（宮原勝美） 平成17年度、前回もですけど、松川浄水場と大佐野浄水場の薬品費の比較、特に平成17年度決算におきます薬品費の比較の違いでございますけど、松川浄水場につきましては平成16年度とそうまで変わりません製造水量、毎日、例えば平成17年度でいきますと、松川は2,614m<sup>3</sup>製造いたしました。大佐野浄水場につきましては、海水淡水化施設の稼働により6月から供給開始されましたので、大佐野浄水場での平成17年度の稼働は極端に減っております。その分で薬品費の使用も大佐野浄水場は減っております。

以上でございます。

委員長（武藤哲志委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、27ページの太宰府市水道事業固定資産明細書について、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産としての電話加入権、施設利用権、投資有価証券として4億9,964万円が計上されております。

これに対する質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） それでは、太宰府市水道事業企業債明細書が、昭和51年3月25日から29ページの平成17年7月29日に借りて、最終的には、この中にもありますように、平成41年までの償還明細書が出されております。現在のところ借り入れ総額は41億2,780万円、そして未償還額が21億3,076万6,797円という報告がなされております。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、再度歳入歳出で質疑漏れがありましたら許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(武藤哲志委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号「平成17年度太宰府市水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

委員長(武藤哲志委員) 全員挙手であります。

したがって、認定第8号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午後1時56分

委員長(武藤哲志委員) 以上、本会議において報告します。

~~~~~

日程第9 認定第9号 平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

委員長(武藤哲志委員) 日程第9、認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

以前も委員から質疑があってりましたが、審査資料をまず説明を、65ページをお開きいただきたいと思います。

委員から、現在太宰府市に下水道の未接続世帯、その理由という形で出されておりました、現在のところ行政区の中で、自己住宅、自己以外の住宅ということで、借家など入るんじゃないかと思いますが、合計として、自己の住宅では325戸、自己住宅以外が208戸が、まだ下水道に接続をしていない。

次に、監査意見書61ページをお開きいただきたいと思います。

やはり公営企業会計ですので、予算第3条に基づく収入、そして支出、同じく2表の収益的支出予算・決算の対比が、平成16年度、平成17年度と出されておりました、やはり事業収益としては上がっております。

予算第4条部分について、過年度分損益勘定留保資金で補てんをした。

それから、63ページにこの対比が出されております。

それから、資本的支出としては、下水道工事の場合は、国庫補助、こういう状況があります

ので、建設改良工事として行ったということで、平成17年度については、太宰府市下水道の普及率の向上のために、工事の部分が終わりにかかっているという形で見えていただくといいんじゃないかと思います。

企業債について。それから、一時借入金は、借入もない。

経営成績については、純利益として4,735万6,054円の純利益になったということです。

ただ、65ページに、中の下水道使用料収入状況として、現年度分としては8,335万4,187円、その後の収入としては入っていると思いますが、合計として1億1,941万3,501円の下水道使用料の収入未済額があると。ただし、平成12年度からですから、なかなか、平成11年度以前は3,330円で、この問題についてはどうするかという部分があると思います。

収入率については、大変努力をいただいて、過去最高の92.68%という下水道収入率を上げた。

あと、表の10については、有収水量1m³当たりの処理原価・使用料単価比較が報告されております。

経営分析などは68ページに報告がなされて、監査意見としても、結びで69ページに純利益は4,735万6,054円、前年度に引き続き経営努力によって黒字になったということと。

71ページ、72ページに比較貸借対照表。

そして、やはり、先ほども言いましたように、経営分析表が74ページにあります。やはり総資本利益率だけが、下水道事業についてはマイナスではなく0.2%という形で、平成15年度はよかったんですが、平成16年度、平成17年度は0.2%、ほかは人件費対総費用比率も3.6%という形、それから現金比率は200%以上が理想ということですが、1,783.3%、こういう状況が報告がなされております。

それでは、1ページ、2ページについての質疑ありませんか。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） 審査資料の65ページに、未接続の理由ということで出していただいておりますけど、その1点目はわかるんですけど、2点目の未接合の理由、4つ書いてありますが、この件数というか、何件ぐらいこの理由で接続されていないのかと、もうちょっと詳細にわかりますか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） ここに上げていますのは、未接続の主な理由ということで、全体的にです。ね、1件ずつの細かい理由までは把握しておりません。1つ、訪問しても会えないとかですね、郵送だけの連絡ということで、今後はそういう細かい分析まではしていきたいと思いますが、全体的に未接続全体の細かい理由までは、今のところ把握しておりません。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） いや、把握してない、その理由がここに書いてあるわけですから、その理由の、例えば年金生活者等で資金がないという方は何名おられますかということは今聞いて

いるんです。だから、住宅ローンとか教育費などの支払いによる経済的理由は何件ぐらいあるのかという、件数はわかりますかということですが。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 細かい数、一応訪問した中ですね、件数が多かった分を上げていまして、1件ずつの、例えばこの理由ごとの件数はつかんでおりません。

委員長（武藤哲志委員） 佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） わかりました。何件ぐらい、何がどれぐらい多いのかなあと、ちょっと参考にしたかったもんですから。ちょっとわかれば、もし、後でもいいですけど、委員会でもいいんですけど。

委員長（武藤哲志委員） 所管委員長ですので……。

佐伯委員。

委員（佐伯 修委員） はい、よろしくお願いします。

委員長（武藤哲志委員） ほかに。

渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 今の質問に関連しますけども、以前この質問があったときにですね、経過措置、3年ぐらいを見て、その間に接続をするように強く指導していくというご答弁をいただいていたと思うんですが、もう多分その経過時間は過ぎたところもあると思いますし、同時に、私が見ててもですね、かなり悪質というか、そういった資金的な余裕はありながら明らかにつないでいらっしやらないようなご家庭もあるように見受けられるんですけども、そういったところについては、今後どのように指導していかれるおつもりでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 下水道法の中ですね、下水道の供用区域内にありますと、3年以内に切りかえなさいということであっています。それに違反しますと罰則規定もございます。ただ、私どもの未接続の促進の方法としましては、できるだけ使用者の方にですね、理解を求めながらやっていこうということで、この法に基づく罰則規定を適用したことはございません。ここに上げています件数につきましては、3年以上経過した分でございます。

質問の中にありましたように、確かに悪質というか、資金があってもやっていないとかですね、以前の行政とのトラブルで切りかえを拒まれている方とかいろいろございます。そういうところにつきましても、根気よくですね、説得していきたいと思っております。

委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

委員（渡邊美穂委員） 要望させていただきたいんですけど、特に御笠川の方にですね、最近夏とか見ていると、小学生とかがやはり直接その水につかって遊んだりとかしているケースを多々見かけるんですね。ですから、そういった衛生の問題とか健康上の問題からもですね、できるだけ早くそういった、特に悪質と思われる方についてはですね、強く推進をしていただきたいというふうに思います。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 今の渡邊委員と一緒に苦情を近隣の住民から聞いていまして、直接川に流すので何とかしてほしいということなんですが、この三条と三条台のですね、下水道が完成したというのか、それが供用したのは何年になりますか。

委員長（武藤哲志委員） まず、ちょっと施設課長、浄化槽についてはですね、川に流すというのは厚生労働省が認めていますのでね、その部分、委員から質疑があつているときに、今筑紫野市とか筑前町というのは、公共下水道が普及していないところは合併浄化槽ですよ、内山もそうでしょ。合併浄化槽という法律上、河川に放流していいという基準があるわけですから、今委員から質問があつたときに、それが法律違反だというような形で受けとめられるといけませんので、その辺は明確にちょっと説明いただいて。

だから、川に放流をというか、浄化したものは流していいわけでしょ。

ただし、その部分、区域もあろうけど。だから、その辺で、河川に流すという問題は、施設課長。

施設課長（轟 満） 下水道法の中ですね、下水道の供用開始区域、その中に含まれた時点ですね、合併浄化槽の場合も、当然くみ取りの場合もですね、公共下水道に切りかえていかなくちゃいけないということです。

今、委員長がおっしゃった筑紫野市とかの場合ですと、本市にもございますけども、供用開始区域外ですね、そういうところについては合併浄化槽、そういう部分で河川にですね、水質的に問題がなければ流していいということになっております。

先ほど片井委員からご質問ありましたように、御笠川とか大佐野川とかですね、以前からの合併浄化槽の水がまだ流れているところはございます。そういうところにつきましては、保健所あたりとも相談しながらですね、水質的に問題がある分については保健所の方から指導してもらおうとかしながら、できるだけ早く公共下水につないでもらうように働きかけをしております。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） 三条と松川が未接合世帯が多いんですよ、ここは何年に供用開始になった、年度を教えてくださいいいですか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 松川につきましてはですね、平成11年、一番古いところですね。三条につきましてもですね、平成10年ぐらいからですね、三条区全体でもですね、場所によって若干ずれがありますが、大体そのぐらいの時期でございます。

委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

委員（片井智鶴枝委員） そうしたら、平成11年から7年経過する中で、大分接合世帯というのは減ってきているんですよ。

（「未接」と呼ぶ者あり）

未接合の世帯。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 今の関連ですけどね、自己住宅以外、それで10世帯以上ぐらいのビルだとかアパート、これで未接続のところ、何軒ぐらいある、何世帯。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

今わかりますか。あれだったら……。

安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 約でいいです。208か。

約でいいよ、約で。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長。

施設課長（轟 満） 件数だけでこれ報告しておりまして、総トータルの世帯数は、ちょっと今資料を持ってきとりませんので、後で報告したいと思います。

委員長（武藤哲志委員） 安部陽委員。

副委員長（安部 陽委員） 後で口頭でいいです。

委員長（武藤哲志委員） 後で口頭で安部陽委員に。

小柳委員。

委員（小柳道枝委員） この未接続の分なんですけど、以前たしか貸付制度があったと思うんですが、合併浄化槽から本管につながるのですね、たしか貸付制度があって、それを利用してつながれた家庭が多いと思うんですよ。今現在そういう啓発とか、それを利用して接続なさるようなご家庭ございますでしょうか。

委員長（武藤哲志委員） 施設課長、私の方も何回もこういう問題、毎年あれしているんだけどね、もう家が古くなって、もう古いと、それに水道と下水道、トイレから洗面所とかふるとかね、そんなもんお金をかけるぐらいなら、もう古くなっているから、出ていってもらうまでは辛抱して、新しく建てかえたときという形で、そういうのが何か所も出てきているようですけどね。そういう例も含めて、ちょっと施設課長、説明いただけませんか。

施設課長。

施設課長（轟 満） 今ご質問がありました貸付制度はございます。融資あっせん制度といいまして、うちの方が金融機関を紹介するという制度で。ただ、ここ何年かは利用される方はございません。

浄化槽とかくみ取りからですね、変更する場合なんですけど、浄化槽の場合とくみ取りの場合と、金額的には相当開きがございます。合併浄化槽の場合はですね、浄化槽まで持ってきて、あとは既設管とつながりだけで、安いところでは7万円とかですね、9万円で済むケースもございます。くみ取りの場合につきましては、水洗器具にすべてかえなくちゃいけないので、高いところではもう50万円とか、平均しますと30万円から40万円ぐらいかかっているようございます。

委員長（武藤哲志委員） それでは、特別委員会もありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 採決を行います。

認定第9号「平成17年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

委員長（武藤哲志委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第9号については認定すべきものと決定いたしました。

認定 賛成19名、反対0名 午後2時17分

委員長（武藤哲志委員） 以上、本会議において報告いたします。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における決算特別委員会の審査報告は、当委員会が全議員で構成され、具体的な審査内容については後日会議録が作成されることから、要約報告とし、内容につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認め、委員長に一任することに決定いたしました。

~~~~~

委員長（武藤哲志委員） これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

閉会 午後2時17分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年11月28日

太宰府市決算特別委員会委員長 武 藤 哲 志